

ビジネス法務

[2022年2月号 特別付録]

BUSINESS
LAW FIRMS 2022

C O N T E N T S

6 **アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業**

顧客志向の変革で進化する日本型グローバルファーム

10 **石嵯・山中総合法律事務所**

使用者側の労働専門事務所として「ONLY ONE」を目指し研鑽に励む

14 **弁護士法人GVA法律事務所**

スタートアップ企業や上場企業の新規事業への法務サポートに加え、企業のグローバル展開における法務サポートを拡充

18 **シティューワ法律事務所**

充実した国際ネットワークとそれを活かす人材が顧客の力になる

22 **TMI総合法律事務所**

強力なチーム力でクライアントの強靱な成長と発展をサポート
国際紛争処理を見据え、変化する時代に即応した総合的な解決策を提示

26 **弁護士法人ほくと総合法律事務所**

「ほくと」の名のもとに

30 **森・濱田松本法律事務所**

伝統と革新のハイブリッド、進化を続けるリーディングファーム

34 **One Asia Lawyers Group / 弁護士法人One Asia**

日本・アジアをつなぐワンストップのシームレスなプラットフォームを創造する
～アジア一円の最新の法制度・法令状況を包括的に提供～

38 **弁護士法人イノベンティア・特許事務所イノベンティア**

知的財産権の専門家により知的財産法務の総合的なサポートを提供

40 **弁護士法人大江橋法律事務所**

総合的に裏打ちされた専門性を結集し、
クライアントとともに社会の急激な変化に立ち向かう

42 **外苑法律事務所**

豊富な経験に基づく広い視野・柔軟な思考と、小規模事務所ならではの
機動力・効率性により、環境変化に即応するリーガル・サービスを提供する

44 **弁護士法人北浜法律事務所**

独禁法・下請法・景表法の様々な案件に対して
当局実務を踏まえビジネス目線・スピードにあったソリューションを提供

46 **きっかわ法律事務所**

伝統に培われた経験と優れたチームワークで、絶対の信頼を集める

48 **弁護士法人Global HR Strategy GHR法律事務所**

外国人雇用に関する法務・労務を中心業務とする
ビジネス・イミグレーション・ローファーム

50 **敬和総合法律事務所**

なぜ敬和総合がクライアントから選ばれるのか？
M&A・アクティビスト対応に長けた弁護士チームによる迅速・良質なリーガルサービス

52 **金誠同達法律事務所・日本業務部門**

日系企業の難題に配慮し、お客様の対中投資関連の
全般的な法律問題を着実に解決することのできる弁護士として

54 **創・佐藤法律事務所**

私たちは、抽象的な法律論に満足するのではなく、
企業の高い成長を支援し続けるプロフェッショナルファームです

56 **弁護士法人東京スタートアップ法律事務所**

「法」を武器に、日本のアップデートに貢献すべく、ビジネスを理解し、共感し、
スピード感と柔軟性をもって伴走できるパートナーでありたい。

58 **長島・大野・常松法律事務所**

ESG/SDGs推進の要としての人権デュー・ディリジェンス
～リスクからチャンスへ

C O N T E N T S

- 60 **のぞみ総合法律事務所**
複数の専門性が交差する案件にも
迅速かつ柔軟に対応する総合力を強みに
- 62 **鳩谷・別城・山浦法律事務所**
人事労務問題の豊富な処理経験を有するブティック型法律事務所
- 64 **弁護士法人樋口国際法律事務所**
国際案件にも強いジェネラリスト
信頼関係に基づく真に身近なパートナー
- 66 **ひふみ総合法律事務所**
企業の挑戦と有事の危機対応を厚くサポートするスペシャリスト集団
- 68 **フォーサイト総合法律事務所**
ベンチャー・スタートアップの資金調達、
IPO準備・審査対応から上場企業法務・M&Aまでをシームレスに対応
- 70 **弁護士法人PLAZA総合法律事務所**
「法務・会計プラザ」という土業の専門家集団を形成し、
中小企業・個人にワンストップサービスを提供する
- 72 **ベンチャーラボ法律事務所**
大企業とベンチャーをつなぐ架け橋に
- 74 **増田パートナーズ法律事務所**
日本でいちばん尊敬される法律事務所を目指す
- 76 **丸の内総合法律事務所**
クライアントを支え続ける信念と実績
- 78 **桃尾・松尾・難波法律事務所**
個人情報保護法を中心としたデータ関連法務への取り組み
- 80 **山下総合法律事務所**
企業法務の作法を重んじつつ、先端分野への挑戦を続ける
- 82 **ユアサハラ法律特許事務所**
創立120周年を迎えた国内有数の法律事務所
—企業法務・知財訴訟・国際案件を得意とするビジネス・ファームのパイオニア
- 84 **遠藤輝好法律事務所**
“Plain living and high thinking” —華美を求めず「高らかに思考する」
- 85 **ゾンデルホフ&アインゼル法律特許事務所**
多様性という文化と歴史を武器に、クライアントニーズに対応する法務・知財の専門集団
- 86 **弁護士法人戸田総合法律事務所**
#発信者情報開示 #削除請求 #炎上対策
- 87 **虎門中央法律事務所**
ニューノーマルを切り開く経済の法務パートナー
- 88 **弁護士法人東町法律事務所**
100年の歴史が示す真価と進化
国内4拠点からクライアントと世界をつなぐリーガル・ハブとして
- 89 **平山法律事務所**
公正な取引をイノベティブな発想で実現する
独占禁止法・競争法分野のブティック事務所
- 90 **ホフマンアイトレ特許法律事務所**
欧州の知的財産分野において、約130年の経験に基づく信頼性の高いサービスを提供
- 92 **書籍紹介**
- 99 **セミナー紹介**

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業

顧客志向の変革で進化する日本型グローバルファーム

外国法共同事業化で優秀な人材が集う

——アンダーソン・毛利・友常法律事務所の沿革および最近の動向について教えてください。

前田敦利：アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、アンダーソン・毛利法律事務所、友常木村法律事務所、ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業)が合併・統合して誕生した総合法律事務所、日本における国際法律事務所の草分け的存在です。2021年1月にはさらなる国際化を進めるため、外国法共同事業を開始いたしました。その理由は単純明快で、優秀な外国法弁護士に当事務所に入所していただき、依頼者のニーズにさらに応えていきたいと考えたからです。

現在のマーケットはボーダレスの状態と言ってよく、ビジネスにおける国境は消滅に向かっていきます。一方で、法律業界は依然として国という壁で囲われています。マーケットの壁がなくなっている以上、法律事務所も壁を乗り越えての仕事ができなければなりません。しかし、日本法では外国法共同事業という仕組みを導入しなければ、外国法弁護士に日本法弁護士と同様に事務所運営に関わっていただくこ

とができません。外国法弁護士にとっては、パートナーとしての権限が限定される事務所では有意義なキャリア形成が行えないため、日本の法律事務所に入所するインセンティブが少ないわけです。実際に、外国法共同事業としたことで外国法弁護士からの注目度が高くなり、移籍についての具体的な打診を受ける件数が格段に増えています。クロスボーダー案件への需要が高まっている中で、優秀な外国法弁護士にアンダーソン・毛利・友常というプラットフォームに長期にわたってかかわっていただけることは、事務所の大きな力となると考えています。

内藤央真：私は以前、大手英国法事務所の東京オフィスで海外のプロジェクトファイナンスや海外企業による日本企業の買収などにかかわっておりました。アンダーソン・毛利・友常法律事務所に入所したのは2年半ほど前で、外国法共同事業化と同時にパートナーに就任いたしました。現在、世界のトップレンダーや日本の大企業の資金調達需要が高まっておりますので、外国法共同事業の導入にはベストのタイミングであったと思います。日本法チームと外国法チームの双方が動きやすくなり、ファイナンスやコーポレートの部門がさらに伸びていると感じます。

——外国法共同事業の開始は飛躍をするための選択肢だったということですね。

前田：外国法共同事業という制度に依拠せずとも、優秀な人材を集めてきた自負はあります。一方で、これまで在籍された外国法弁護士の方から、事務所に腰を落着けるのであれば日本法弁護士と同様のキャリアパスがあることが望ましいという声があったことも事実です。



小館浩樹弁護士

96年弁護士登録。00年 Harvard Law School (LL.M.) 卒業後、01年8月まで Slaughter and May 法律事務所にて勤務。02年7月から05年3月まで法務省民事局参事官室に出向(会社法の企画立案担当)。05年当事務所パートナー就任。



前田敦利弁護士

00年弁護士登録。05年 University College London (LL.M.) 卒業後、06年6月まで Herbert Smith 法律事務所にて勤務。08年当事務所パートナー就任、13年シンガポールオフィス代表就任。



内藤央真外国法事務弁護士

04年英国にて弁護士資格取得後、Allen & Overy 法律事務所のロンドンオフィスおよび東京オフィスにて勤務。2021年当事務所パートナー就任。



戸倉圭太弁護士

05年弁護士登録。11年 New York University School of Law (LL.M. in Corporations) 卒業後、12年6月まで Slaughter and May 法律事務所にて勤務。14年当事務所パートナー就任。20年より一橋大学法科大学院非常勤講師。

——目に見える変化はありますか。

前田：まず、国際仲裁における著名な専門家で米国の資格を持つデービッド・マッカーサー弁護士が入所されました。彼は日本語も堪能で、日本文化に対する理解もあります。加えて、今香港におりますボニー・コン弁護士という、米国の大手法律事務所パートナーをされていたコーポレートの専門家も入所されました。彼女も日本留学の経験があり、日本語でのコミュニケーションが可能です。現在は渡航制限のために香港にとどまっていますが、解除されれば東京で執務する予定です。このように日本の文化に親しみをもち、かつ、生粋のコモンローをバックグラウンドとする弁護士が集結しつつあります。

小館浩樹：当事務所にご依頼をいただく M & A のクロスボーダー案件の多くは日本企業による海外企業の買収、つまりアウトバウンドです。そうなる投資先の国の法律がメインですので、一般的に日本法の弁護士は現地の弁護士と組んで案件にあたることになります。これが外国法共同事業であれば、同じ事務所内の外国法資格の弁護士と一緒に仕事ができるので、コミュニケーション面でもコスト面でも効率的です。

また、実はインバウンドの案件でも外国法共同事業であることのメリットがあります。日本企業への投資案件は、日本法弁護士の活躍の場ですが、契約書類が英語となるため、グローバルファームの東京

オフィスが受注するケースが少なくありません。しかし、ここは本来、日本の法律事務所・弁護士がもっと頑張らなければならないところだと思うのです。ホームグラウンドである日本での M & A を盤石なものとし、依頼者の期待に確実に応えられるようにしたい。われわれは漸進的にその布石を打っているのです。

——海外の法律事務所との関係に変化はありますか。

前田：諸外国のトップローファームとの良好な関係に変化はありません。いまだ法律は国ごとに存在するという大原則が世界基準ですので、各国のトップローファームとは補完関係にあります。逆にライバルとして意識されるのは、東京にオフィスを構えて日本法弁護士を雇用し日本法のプラクティスを行っているグローバルファームです。

顧客志向の M & A プラクティスの強化

——近年、事務所として M & A プラクティスの強化を図っているとのことですが、現状のクロスボーダー M & A の情勢について教えてください。

小館：M & A は、2021年上半期に最高記録件数を更新したと報道されていますが、私たちの肌感覚もまったく同じです。コロナ禍の影響を受け、2020年夏頃まではアウトバウンド M & A などの低調



受け、やや立ち止まるようなところがありました。しかし年末、さらに年明けが最も顕著でしたが、止まっていたものが一気に吐き出てきたという感じで、3月末までに決着をつけたいという案件が多かったです。この勢いは、2021年の後半も維持されそうです。

この流れにおける1つの大きな傾向として、日本の伝統ある企業を含め、事業会社が一部事業を売却する案件が非常に増えていることが指摘できます。おそらくコロナ禍で事業の選別が進み、ポートフォリオの再構成をしていく流れの中で、これまではさまざまなしがらみで売却の決断ができなかった事業を切り離す動きとなっているのでしょう。ただ、日本の多くの企業は買収に関しては比較的经验値が高く得意なのですが、売却はあまり経験されていないところが多いです。そのため、社内的なコンセンサスを上手く得られなかったり、デューデリジェンスに必要な書類をすぐに用意できなかったりすることも珍しくありません。総じて、契約書の整理など細かな作業も含め、売却のプロセス全般についてわれわれがお手伝いすることも多くなります。このようにいわゆる「カーブアウト案件」の受け皿となる買手が海外の投資ファンドや事業会社である場合もよく見られますが、コロナ禍でも海外企業によるインバウンドの案件はそれなりに存在し、所内でも2020年に改正された外為法のプロセスについての問い合わせを受ける機会が多かったです。

前田：一方で、アウトバウンドは一時的に縮小している印象を受けます。私は現在シンガポールにいますが、日本企業がアウトバウンド投資をする時は、現地を実際に視察してトップが握手をしてからようやくディール、というステップがセオリーです。渡航制限があるのでこれまでのようには行動がしづらく、計画はあっても実現に至らないケースが多かったように思います。

——そうした状況において、M & Aプラクティスの強化はどのような結果をもたらしたのでしょうか。

戸倉圭太：当事務所のM & Aプラクティス強化の結果は、すでに数字や客観的な評価として表れています。例えばグローバル金融メディアである

「Mergermarket」が発表した「Global & Regional League Tables 1H21- Legal Advisors」のJapan部門では、2021年上半期は案件数で当事務所が1位を獲得しています。かつ、当事務所のM & Aプラクティスが国際的な法曹評価機関であるChambersのアジアパシフィックおよびグローバルでも最高位のBand 1のランキングを獲得しました。

特に、われわれM&Aチームの強みであるとアピールできる点は2つあります。まず1点目は、当事務所は設立以来、海外企業の日本国内での案件あるいは日本企業の海外案件といったクロスボーダー業務を手がけている事務所であり、長年にわたるノウハウや経験の圧倒的な蓄積があるという点です。さらに今年外国法共同事業を開始したことで、外国法弁護士の採用が加速し、チームの層が厚さを増しています。前出のポニー・コン弁護士をはじめ、アソシエイトでも大変優秀な人材を獲得することができ、クロスボーダーM & Aでの対応能力は増えています。

2点目は事務所の総合力を発揮できる仕組みがある、という点です。Chambers等の評価機関からも、当事務所は多くの分野で最高位の評価を得ています。近年のM & Aでは、競争法、知的財産権法、金融規制法等の専門的な知識が要求される複雑な案件が増え、他の専門分野の弁護士との協働が不可欠です。当事務所は分野ごとにグループ制を導入してはいますが、それによる縦割りのような組織的縛りはなく、横の連携がしやすくなっており、各分野の専門家がその案件で要求される能力が何かということに応じて柔軟にチームを組成することで、依頼者のニーズにベストな形で応えることができます。

自由を尊ぶ伝統と不断の組織改革

——グループ制の垣根が低く連携しやすいというのは、事務所の雰囲気が良好な証左かと思えます。

小館：事務所内に若手・中堅パートナーを中心に中長期的な課題について議論する「ステアリングボード」という会議体があります。他の法律事務所と比べて歴史が長いので、当事務所は10年以上前にすでに世代交代を経験しています。現状は、個々のパートナーが、それぞれ現場の第一線で活躍しつつ、シニ



アのパートナーを含め皆で事務所の経営を支えている状況で、いわゆる「ボス」的な人がいないのです。そういう意味では風通しがよいのは事実だと思います。裏を返せば、これは当事務所の伝統でもあるのですが、個々の弁護士の自由裁量が大きく、それが事務所の活力、総合力の源泉となっているのだと思います。もちろん、事務所経営の必要上、組織的な体制づくりを進めてきていますが、現状でも、グループ間の「ナワバリ意識」もほとんどありません。アソシエイトに案件に入ってもらった場合も本人に直接承諾を取ればOKで、その所属グループのパートナーに声をかける制度もないくらいです。

——クライアントもお付き合いがしやすいのではないのでしょうか。

小館：お客様からは「クライアント・オリエンテッドのマインドが各弁護士に根付いている」との評価をいただくことが多いです。依頼者の意向に沿って仕事をするのが弁護士だという考え方が強いので、自分たちの意見を押し付けることはしません。依頼者の最善の利益が何かを常に意識しつつ、依頼者の意向を理解し、寄り添うというのが私たちのスタイルです。

内藤：2年半ほど前に入所しましたが、自由がきいて自分のプラクティスを築き上げたい部分をファームが全力でサポートしてくれる環境は非常に恵まれていると感じます。そういう意味では、今回の外国法共同事業の採用もそうですが、将来の事務所のある方を皆で考え、組織を前進させている印象を持ちました。

戸倉：例えば当事務所は伝統的に金融規制分野で非常に高い評価をいただいておりますが、最近では、そ

の業務分野の延長として、河合や長瀬中心のチームが、暗号資産やブロックチェーンを用いた金融技術などの法律実務を日々進化させており、マーケットリーダーとなっています。個々が自由であるからこそ、その活動は広がりを持ち、最終的には事務所にとっても大きな武器となっているのです。

私はここ7年ほど採用担当をしておりますが、当事務所は弁護士のキャリア形成という面でも働きやすさという面でも自信を持っています。風通しの良さがあるフラットな組織であり、若手でも一人前の弁護士として尊重するという文化があります。ぜひ、関心を持たれた方はエントリーをしていただきたいと思います。

※「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業および弁護士法人アンダーソン・毛利・友常法律事務所を含むグループの総称として使用しております。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業

弁護士等数(2021年11月現在):563名(日本法資格弁護士485名、非日本資格弁護士59名(内、外国法事務弁護士11名)、弁理士16名、行政書士2名、司法書士1名)
〒100-8136
東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング
TEL:03-6775-1000
URL:https://www.amt-law.com/



現在、当事務所には、M&A、ファイナンス、キャピタル・マーケット、事業再生・倒産、訴訟・仲裁をはじめ、企業活動に関連するほぼすべての専門分野に、豊富な実績を有するバイリンガルの弁護士が数多く所属しております。その拠点網は、国内では東京のほか大阪および名古屋に、また、海外では北京、上海、香港、シンガポール、ホーチミン、バンコク、ジャカルタ等のアジア諸国にも及び、海外ビジネスを拡大する国内外の依頼者の需要に応じております。

なお、2021年1月からは、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」に定める「外国法共同事業」を開始いたしました。これにより、米国法コーポレート取引、英国法金融取引、国際仲裁・訴訟、各国競争法対応、対中国投資案件といった各種のクロスボーダー案件において、日本語の堪能な外国法事務弁護士パートナーが、日本法弁護士との緊密なチームワークで日本企業をサポートし、事務所としてこれまで以上に大きな力を発揮できるようになりました。今後はこれまで以上に、クロスボーダー案件対応体制を一層強化し、ますます複雑化する顧客のニーズにしっかりと応えてまいります。

石寄・山中総合法律事務所

使用者側の労働専門事務所として 「ONLY ONE」を目指し研鑽に励む

使用者側の労働専門事務所として 国内最大の陣容及び取扱い事件数

石寄・山中総合法律事務所は、使用者側の労働(人事労務)専門事務所として、予防法務、係争、調査を問わず、あらゆる労働分野に対応する法律事務所です。

取扱い業務は、裁判業務や行政対応、日常労務相談にとどまらず、組合対応、過労死(自殺)案件、人事制度変更、希望退職募集・整理解雇、労務デューデリジェンス、意見書作成、内部通報窓口、ハラスメント調査に至る労働分野及びその周辺領域全般にわたっており、これらに対応する十分な知識・経験も備えています。一般的に労働者側が有利とされる労働争訟においても、係争の種別を問わず高い勝率を誇っています。

また、現有の知識・経験に満足することなく、社会情勢、判例・法令、訴訟対応等の各情報のアップデートを通じ、事務所一丸となって日々知識・実践のブラッシュアップに励んでいます。

当事務所は、2019年度に顧問企業が500社を超え、その後のコロナ禍においても多数のクライアントから顧問や事件に関するご依頼をいただき、顧問企業数・受任件数ともに着実に増加しております(現在係属中の訴訟事件に限っても受任件数は200件余となっております)。

これらの業務・事件に迅速に対応するため、当事務所では、弁護士37名、司法書士1名、社会保険労務士2名と、労働問題を専門に扱うブティック事務所としては国内最大の陣容を揃えています(2021年11月現在。※2022年4月に74期司法修習生1名が加入予定)。案件ごとに弁護士複数名でチームを

組み、判例・文献調査、記録の読み込み、闊達な議論を通じて、高品質のリーガルサービスを提供する体制を敷いています。

労働専門事務所としての歩み

当事務所は、代表の石寄信憲弁護士が集团的労使関係を専門とする高井伸夫法律事務所にて1978年4月から約6年間、労働実務に師事した後、1984年8月1日に設立した法律事務所です。設立当初は、現・代表パートナー(兼)事務局責任者の黒部尚子オフィスマネージャーと2人で神田司町のビルの小さな一画でスタートした個人事務所でした。

1993年11月に東京都八重洲の福岡ビルに事務所移転し、阿部昭吾先生を中心とした「昭和合同」というグループの一員として、そごうの民事再生事件やJALの会社更生事件等、著名な大規模事件の労働問題に参加する経験に恵まれました。

1998年4月には、現・代表パートナーの山中健児弁護士が最初の勤務弁護士として当事務所に入所しました。以降、当事務所は人的・物的拡大に努め、2014年には弁護士数が30名を数えるに至りました。さらに2019年1月には、当事務所の経営体制を組合員パートナーで組織される組合体制に変更しています。

そして現在では、前述の人員体制で福岡ビルに約300坪のオフィスを構え、日々執務にあたっています。弁護士の内訳も20年目以上4名、15年目~20年目未満8名、10年目~15年目未満9名、5年目~10年目未満7名、5年目未満9名と、経験豊富な弁護士と若手の人員構成のバランスが良いことも当事務所の特徴です。



設立から37年間、当事務所は、最高裁判決の獲得等、使用者側の労働実務に影響を与える事件を数多く手掛けてきたことに加え、石寄弁護士が労働審判制度の創設や労働契約法の立法に関与する機会をいただく等、労働専門事務所として豊富な実務経験を蓄積しています。

今後、当事務所ではさらに充実したリーガルサービスを提供できる人員・組織体制を構築すべく、2022年度春頃を目途に新たなオフィス(東京スクエアガーデン)に移転する計画を進めています。

業務の特質

当事務所は、使用者側の労働専門事務所として、一般的な法的助言にとどまらず、労働実務が起こる現場での対応を大切にしています。

合同労組による突発的な組合活動や争議行為の一報をいただければ、即日、会社の正門に出て行って現場の第一線で臨機応変な対応を取ることができます。また、裁判所が主導する過労死・過労自殺に関する証拠保全がなされた際にも、当該手続に立会い、現場で適宜必要な助言をすることも行っています。

さらに企業不祥事や職場内での非違行為が発生した際には、直ちに調査チームを編成し、現場でのヒアリングや実況見分、記録の読み込みを行い、クライアントや官公庁に報告文書を提出する業務にも対応

しています。近時は、労務コンプライアンスの重要性が増しており、これに対応する形で各種の調査案件や労務デューデリジェンス、内部通報窓口の開設に関するご依頼も多くいただいています。

このようなオンタイムの対応、人員の一斉投入が可能な点は、多彩な人材を多く抱える当事務所ならではの強みであると考えています。

労働問題に対する取組み —知識や経験の伝承も積極的に実施

わが国では現在、就業者の約89.3%が労働者であり、「雇用」を中心に社会が展開している状況にあります。労働法の第一人者である菅野和夫先生は、このような就労状況を「雇用社会」と命名されました。

雇用社会の関係当事者は、使用者、労働者、労働組合、国から構成されています。使用者は、他のいずれの当事者との関係においてもカウンターパートの地位にあり、「雇用社会」の中心に位置付けられていると言っても過言ではありません。そして、使用者においては、労働者、労働組合、国との関係ごとに、個別労働紛争、集団労使紛争、労基署からの是正指導等のトラブルが生じます。使用者側の労働問題は、労働者、労働組合、国との関係に応じて、3つの分野に大別されるのです。

一般的に「労働事件」といえば、個別的労使関係における裁判実務(使用者と労働者の分野)がイメージ

されることが多いと思います。これに対し、当事務所では、個別労働紛争の解決はもちろんのこと、他の2つの分野である労働組合(集団労使紛争や団体交渉)、労働行政(労基署対応等)との関係においても適切な対応をとることができます。

特に現在は、集団労使紛争に精通し、迅速に対応できる事務所は非常に限られている

のではないかと考えられます。当事務所では、昭和から平成に至る集団労使紛争における実務対応の経験が豊富な石寄弁護士が中心となり、毎週、集团的労使関係に特化した勉強会を実施しており、知識や経験の伝承が積極的に行われています。

また、当事務所では、集团的労使関係の勉強会以外にも、毎週、労働関係法令の改正や社会情勢をキャッチアップする勉強会を開催しています。この勉強会では、関連知識の補充に加え、弁護士間の議論を通じて今後生ずる可能性がある労働問題や実務対応に関するシミュレーションを行っています。2021年9月からは、これからの人事労務問題について取り上げたテキストを題材に、山中弁護士以下、各弁護士による報告を通じて、将来の人事労務に関する議論を行っています。

業務遂行の方針

労働問題は、会社組織の人間模様を扱う問題であり、過去～現在～将来に至る継続性が特に重要な分野です。そのため、その企業の歴史を可能な限り把握して労使関係のあり方を十分に理解しておくことが、企業ごとの実情に即した実務対応の基礎になると考えています。

このような理解を前提に、当事務所では、原則として顧問契約を締結していただき、企業の個別事情に応じて迅速に対応させていただく方針を採っています。もちろん個別事件からお引き受けをする場合もありますが、各社のご事情を踏まえ、ある時点よ



り顧問契約のご案内をすることもあります。顧問契約を締結いただいた場合には、日常の法律相談は月々の顧問料で対応させていただき、別に係争事件等をお請けする場合も、月々の顧問料を頂いていることを前提に事件報酬を設定させていただいております。

一方で、顧問契約を締結せず、各社のご事情を踏まえ、個別にタイムチャージにより報酬を頂く場合もあります。ただその場合でも、裁判業務に関しては基本的にタイムチャージによる報酬形式は避ける方針を採っています。これは、事件受任時に着手金と終了報酬の概算をご説明することにより、事件報酬に関するご心配を掛けることなく、事件終了まで安心して協働いただけるようにするためです。

また、当事務所は、上場企業、外資企業等から顧問契約の締結や事件のご依頼を多数いただいておりますが、企業規模や財政基盤に関わらず、労使関係にお困りの企業からのご依頼は積極的にお引き受けしています。労働問題を抱え経営危機にある中小企業からもご依頼をいただいております。複数名の弁護士がチームを組んで事業存続に向けて尽力させていただく案件もあります。

当事務所の組織体制

当事務所は、石寄弁護士の個人事務所としてスタートしましたが、現在、弁護士数は40名に迫り、顧問先も550社を超える等、1984年の設立以来一貫して成長を続けています。

このような状況を踏まえ、今後も永続的かつより高度なリーガルサービスの提供を可能とすべく、さらなる事務所の発展を見据えて、当事務所における事業承継についても万全の体制を講じています。

2022年1月からは、石寄弁護士が全経営の責任を担っていた体制から、組合員弁護士が共同で経営の意思決定を行う組合体制に完全移行します。組合員は、石寄信憲(30期)、山中健児(50期)、延増拓郎(53期)、鈴木里士(54期)、吉野公浩(57期)、江島健彦(58期)、橋村佳宏(58期)、石寄裕美子(67期)の弁護士計8名から構成されます。組合員以外にも、鈴木宗紹弁護士(55期)のような渉外事務所、安藤源太弁護士(58期)のような検事出身者等、多彩な顔触れの弁護士が揃っており、事務所一丸となって日々の業務に取り組んでいます。

その他の当事務所の活動

当事務所は、顧問企業からのご相談や各個別案件以外にも、執筆活動、セミナー、企業研修、経営法曹会議における発表、弁護士会活動、大学教員・特任教授としての教育活動、労働審判員連絡協議会の運営支援等の諸活動も、積極的に行っています。

石寄弁護士編著の「法律実務シリーズ」は11冊が刊行されており、法律事務所、裁判所をはじめとする多くの実務家の方にご利用をいただいております。そして現在、12冊目となる『集团的労使関係の法律実務(仮題)』に向けた準備が進められています。2022年度には、『労働行政対応の法律実務』『労働時間規制の法律実務』『賃金規制・決定の法律実務』の改訂版が店頭に出揃う予定です。また、これと並行して、法律実務シリーズを補い、基本知識に最先端の議論を交えてコンパクトにまとめた「基本と実務シリーズ」も続々刊行されています。

企業研修についても、ハラスメント研修、管理職研修、取締役研修等、様々な職制や規模に応じた研修を多くの弁護士が担当しています。山口毅弁護士(56期)のように大学教員として学生に教鞭を執ることも事務所として積極的に奨励しています。

また、当事務所の全弁護士は、使用者側の労働専門の弁護士から成る「経営法曹会議」に加入しており、石寄弁護士は常任幹事、山中弁護士は幹事を務めております。経営法曹会議における発表や連携を通じて、使用者側の労働実務に寄与するとともに、これらの活動で得た経験を日々の業務遂行にフィードバックしています。

さらに、当事務所では、2017年度以降、山中、柘木野一紀(56期)、盛太輔(57期)の各弁護士が第一東京弁護士会の副会長に順次就任する等、弁護士会の公益活動等のお手伝いもさせていただいております。これからも精力的に弁護士会活動にも関与していく方針です。

最後に

当事務所は、労働専門事務所の中で唯一無二(「ONLY ONE」)の存在でありたいと考えています。そのために、業務遂行や自主学習にとどまらず所内勉強会や論文執筆、労働団体での報告会等を通じて、事務所全体で日々研鑽を重ねています。

労働専門事務所として、単なる法律論にとどまらない、実践知に裏付けられたリーガルサービスを提供し、皆様のお力になることができればと願っております。

石寄・山中総合法律事務所
 弁護士37名、司法書士1名、社会保険労務士2名(2021年11月1日現在)
 〒104-0028
 東京都中央区八重洲二丁目8番7号福岡ビル6階
 TEL:03-3272-2821(代表)
 URL:https://www.iylaw.jp/

石寄・山中総合法律事務所
 ISHIZAKI&YAMANAKA

弁護士法人GVA法律事務所

スタートアップ企業や上場企業の新規事業への 法務サポートに加え、 企業のグローバル展開における法務サポートを拡充

GVAの概要

弁護士法人GVA法律事務所(以下「GVA」といいます。)は、2012年に設立され、もうすぐ10周年を迎える、弁護士・スタッフを含め50名超の法律事務所です。創業以来、ITベンチャー企業、スタートアップ企業を中心として最先端ビジネスモデルの構築・運用の支援を行ってきました。最近では、上場企業の新規事業の法務サポートや法務部門の人員不足を解消するためのアウトソーシングなどについても、数多く支援させていただいております。

また、スタートアップ企業を中心とした法務支援とは別の軸として、2016年にはタイ拠点を設立、2019年にはフィリピン拠点に駐在弁護士を派遣し、広くアジアへの進出を目指す企業に対してサポートを提供しております。

さらに、GVAの創業者である共同代表の山本俊弁護士が2017年に創業したGVA TECH株式会社では、大企業やスタートアップ、中小企業の法務格差を解消するため、契約書のレビューサービスや登記申請のオンライン支援サービスを提供しています。これらのサービスは、コロナ禍の日本において企業の法務部門のDX化にも一役買っており、順調にユーザー数が増加している状況です。

GVAによるサポートの状況

現在顧問先は300社を超え、スタートアップから上場企業、海外企業まで幅広いフェーズ・業種のクライアントに対し、法務サポートを提供しています。具体的には、FinTech、Healthcare、ブロックチェ

ーン、SaaS、AI・データ、IoT、AR・VR・MR、シェアリングエコノミー等、主にIT企業を中心とした多種多様な業種のクライアントがおり、サポートさせていただいているスタートアップ企業の中にはIPOを行うクライアントも増えてきております。

業務の内容としては、会社法・知的財産権関係・労働関係・企業間紛争などの企業運営、スタートアップ企業特有のファイナンスサポート、ベンチャーキャピタルとの投資契約交渉、ストックオプションの制度設計・組成、IPO準備の支援(各種規程の整備、資本関係の整理、取締役会・株主総会の運営サポート、従業員の未払い残業代に関する対応等)、金融商品取引法・資金決済法その他各種法令に関連するビジネスの適法性のリサーチ・意見書の作成、グレーゾーン解消制度等の活用サポート、海外進出サポート・渉外などが中心となります。特に、FinTech、Healthcare、ブロックチェーン、AI・データの分野に関してはそれぞれ専門チームを組成し、各チームにおいて戦略的な法務サービスを提供しております。

また現在、海外関連の拠点として3拠点展開しており、これらを含めてGVA Professional Groupと総称し、法律事務所として海外への挑戦も続けております。

先端的なリーガルサービスの提供

1.先端的なリーガルサービスの内容

インターネットにより発信される法務に関する情報の増加や社内弁護士の増加、リーガルテックサービスの台頭、企業のDX化の推進などによって、顧問弁護士に対して求められるリーガルサービスの内容は大きく変化しています。日常的な契約書の作成



共同代表弁護士
山本 俊
(第二東京弁護士会所属)



共同代表弁護士
小名木 俊太郎
(第二東京弁護士会所属)

・レビューや法律的な知識に関する質問は、難易度が高いものを除き、企業内で対応できる体制の構築が進んでおり、今後、顧問弁護士には、より専門的な知識や経験、更には企業経営全体を見据えることのできる高い視座が求められます。

GVAでは、創業時から一貫して「法務のみに拘泥せず、ビジネスを理解し、企業の全体最適に資する」という価値を大切にしてきました。日常的な業務の中で法律に関する研鑽を積むのは当然のことながら、それらに加えて、事務所全体として事業に関する勉強会や討論会等を開催しつつ、対外的には最先端のビジネスに関連するセミナーを実施しており、伝統的なビジネスモデルからAIやブロックチェーン等の最新のテクノロジーを駆使した最先端のビジネスモデルまで幅広く対応できる体制を整えています。

具体的なサービス内容としては、FinTech、Healthcare、ブロックチェーン、AI・データの分野に関する各専門チームにおいて、各分野に特化したサービスの提供を行っており、FinTechチームにおいては資金決済法関連のビジネス(自家型前払式支払手段、第三者型前払式支払手段、各種資金移動業等)を幅広くサポートする「資金決済サービスパック」という法務サービスを、AI・データチームにおいては企業における適切なデータの利活用をサポートする「データビジネスサポートパック」という法務サービスをそれぞれ提供しております。

また、ブロックチェーンチームにおいては、最先端のビジネスであるIEO(Initial Exchange Offering)、NFT(Non-Fungible Token)、STO

(Security Token Offering)に関する法務アドバイスや、Healthcareチームにおいては医療機器該当性に関する法務アドバイスや医療広告の適法性の確認等の法務サービスを数多く提供しております。

2.ファンドに関するリーガルサービスの提供

昨今、スタートアップ企業の調達金額が毎年増加しており、2020年には遂に5,000億円程度にまで達しているところ、この要因としては、政府系や金融系、独立系のベンチャーキャピタルによる新規ファンド組

成の増加やファンドレイズの大型化のみならず、上場企業によるスタートアップ企業への直接投資やCVC(Corporate Venture Capital)の組成が増加している点が挙げられます。

主にスタートアップ企業をサポートするGVAにおいても、スタートアップに関するファイナンス(新株予約権による場合も含む)を累計600件以上対応した経験に裏付けされた専門性により、ベンチャーキャピタルや上場企業のクライアントに対して、ファンドの組成、適格機関投資家等特例業務の届出、投資事業有限責任組合契約の作成、金融商品取引法に基づく各種書面の作成、各種投資関連契約書雛形の作成・レビュー等の幅広い法務サービスを提供しております。

3.出向サービス、法務部門のアウトソーシングサービス

社内弁護士の増加に伴い、多くの企業において法務の重要性が認識されるに至っている現状において、企業内の法務人材が足りなくなっているという声が増えてきています。そこで、GVAでは、企業内の法務人材の不足を補うために、企業内への弁護士出向サービスを提供しております。具体的な出向の日数としては、企業のニーズは多種多様であるため、週2~3日の出向から週5日の出向まで、柔軟に対応させていただいております。出向の場合、クライアントのオフィスに出勤して、クライアントの役員や従業員と対面のコミュニケーションを多く行うこととなるため、クライアント内部の細かい事情まで把握した上で法務サービスを提供することがで

きることから、よりクライアントのニーズに沿った法務サービスの迅速な提供が可能になります。

また、出向までは必要ないけれど日常的な法務業務については一部外に出したい、という企業向けに、法務部門のアウトソーシングサービスも提供しております。このサービスでは、GVAの弁護士がSlackやサイボウズなどのクライアントの社内コミュニケーションツールに入り、法務部門の一員として、営業部や企画部等の他の部署からの相談に直接対応するサービスになります。こちらのサービスについても、クライアントの法務部だけではなく、他の部署の方とのコミュニケーションが増えることから、よりクライアントのニーズや実態に沿った法務サービスの提供が可能になります。

4. その他のリーガルサービスについて

上記の他にも、GVA TECH株式会社が提供しているリーガルテックサービスを利用した月額1万円の顧問サービスである「スタートアップパック」など、クライアントの多様なニーズに合わせたサービスを

提供しております。

「新規事業を考えているが、どこに相談したらいいのかわからない」「法務部門で人が足りない」「ITに詳しい弁護士に相談したい」といったことがございましたら、GVAでは初回の法律相談について30分まで無料で対応しておりますので、お気軽にご連絡いただければと思います。

グローバルなリーガルサービスの提供

コロナ禍によって一時的に縮小していた各企業のグローバル展開も、アフターコロナの時代では再び活発になっていくものと考えられます。GVAグループは、タイとフィリピンのアジア2カ国に拠点を展開しておりますが、それぞれの拠点に日本法弁護士を配置し、現地の企業運営に関する実務的な法務助言を提供できる体制を敷いております。これらの海外拠点では、日常の企業運営で生じる現地の法令調査、契約書対応に関する支援のみならず、クロスボーダーM&Aに関するスキーム策定、法務デュー



・ディリジェンス (DD)、さらには現地紛争解決のための訴訟業務等にも対応しております。

コロナ禍のアジア各国では、規制の改廃が予告なく行われることも多く、企業の海外拠点運営は大混乱に陥りました。そのような中、GVAグループは、日本法弁護士と現地弁護士、その他の専門家との協業、及び他国とのネットワーク網を活用することによって、スピーディに現地の拠点運営上の法務対応、紛争予防を支援してきました。また、アフターコロナの時代においては、駐在員を配置せず、リモートワークの仕組みを応用して海外拠点を運営することを目指す企業も増加していますが、このような変化にも柔軟に対応できるよう、企業の外国子会社管理の側面から、ガバナンス体制、コンプライアンス体制構築の支援にも力を入れております。

そして、2021年10月には、アジア各国での経験を日本で集約し、企業の海外進出を支援するため、大阪にGVA国際法律事務所を設立しました。GVA国際法律事務所は、GVAグループの海外拠点における業務を経験した弁護士らが中心になり、スタートアップを中心に支援してきたGVAの知見と経験を活かしつつも、それらに縛られずに国際展開を企図する幅広い企業を支援する存在として設立されたものです。国内二拠点目となる大阪に所在しておりますので、関西に拠点を置く日系企業の海外進出を支援する他、これまでGVAグループで培ってきた外資企業のインバウンド対応にも一層力を入れており、今後は、日本国内から国際法務を中心的に担う存在にするためにメンバーの増員も予定しております。

リーガルサービスの提供体制

現在、GVAグループには日本人弁護士が30名在籍しておりますが、上場企業の社内弁護士としての経験を有するものも数多くおり、スタートアップ企業から上場企業まで、あらゆるフェーズのクライアントに対して法務サービスの提供が可能です。また、東京のオフィスには、中国法やマレーシア法の専門家が在籍し、外資系企業によるインバウンド案件を手掛けておりますので、大阪拠点と合わせて英語や中国語によるサポートも対応可能です。さらに、司

法書士も在籍しておりますので、ファイナンスやファンドの組成、コーポレート関係のご相談に関しては、法務書面のサポートのみならず、登記申請に関するサポートまでワンストップで提供しております。

また、タイの拠点には日本法弁護士が3名、タイ法弁護士が5名在籍し、フィリピンの拠点には日本法弁護士が1名、フィリピン法弁護士が1名在籍しているため、タイとフィリピンにおいてはローカライズされた法務サービスを日本語によって提供することが可能です。

最後に

私たちは、法務を通じて挑戦を支援し、依頼者と共により良い社会を実現したいと考えております。様々な企業の挑戦に寄り添った法務サービスを提供させていただければと思いますので、是非お気軽にお問い合わせください。

弁護士法人 GVA 法律事務所
 弁護士数(2021年10月25日現在)
 弁護士(海外常駐者含む)29名
 マレーシア弁護士有資格者1名(Not admitted in Japan)
 中国弁護士1名(Not admitted in Japan)
 司法書士2名
 事務局・パラリーガル17名
 代表弁護士:山本 俊(第二東京弁護士会)
 〒150-0021
 東京都渋谷区恵比寿西一丁目7番7号 EBSビル3階
 TEL: 03-6712-7525
 URL: <https://gvalaw.jp/>
 Mail: info@gvalaw.jp



2012年1月設立。2016年にはタイ拠点を設立、2019年にはフィリピン拠点を開設。2021年には大阪の拠点としてGVA国際法律事務所を設立。業務範囲は、主にベンチャー企業・スタートアップ企業に対する法的支援、海外進出企業に対する法的支援、上場企業・ベンチャーキャピタルその他企業に対する法的支援。代表の山本俊は、2017年にGVA TECH株式会社を創業し、大企業やスタートアップ、中小企業に対して契約書レビューサービス、登記申請のオンライン支援サービスを提供。

お問い合わせ先

Mail: info@gvalaw.jp

シティユーワ法律事務所

**充実した国際ネットワークと
それを活かす人材が
顧客の力になる**

シティユーワ法律事務所の 沿革と国際法務の体制

——シティユーワ法律事務所の沿革について教えてください。

栗林康幸：シティユーワ法律事務所は、2003年に東京シティ法律事務所(法律部門)とユーワパートナーズ法律事務所との業務統合によって誕生しました。もともと両事務所は業務分野が明確に分かれており、東京シティは国内民事や倒産と訴訟が中心、ユーワパートナーズは渉外・金融・企業法務が中心の事務所、理想的なシナジー効果をもたらした合併でした。この結果、当事務所の取扱分野は紛争解決、M&A、企業提携、知財、労務、データ保護、エネルギー法務、危機管理など幅広い分野をカバーし、企業からのあらゆるご依頼にワンストップでのサービスを提供するに至っています。

——今、事務所として力を入れているのはどんな分野でしょうか。

栗林：新しいリーガルニーズには積極的に応えていく態勢をとっていますが、近年は国際法務にも力を入れており、世界各国の一流事務所とのネットワークを重視しています。事務所が単独で海外に支店を開設していくよりも、現地の有力な事務所と緊密に連携するネットワーク方式のほうが低コストで遥かに多くの国々の専門性の高いアドバイスを提供できるからです。設立当初から加盟している世界の一流法律事務所のネットワークである World Law Group (以下「WLG」)はその重要なツールとなっており、シティユーワはWLGの日本で唯一のメンバーとして、積極的に役員も送り込んでその運営にも参画しています。WLGは親睦団体ではなく、厳格

な入会審査のうえで緊密な業務協力や最新の法律情報の交換を行う実務団体で、グループ内の業務依頼に対しては24時間以内に必ず返事をするなど厳しい品質管理が行われています。世界93カ国の61法律事務所(弁護士総数2万人超)が参加しており、世界各地の各分野の専門家に直にコンタクトを取れる体制を相互に整えています。また、ネットワークの一層の拡充を図るため、2019年からは東アジア・太平洋地区に重点を置いた環太平洋アドバイザー・カウンシル(PRAC)というネットワークにも参加しています。

当事務所は上記のような国際的プラットフォームを構築する一方で、東京においてもドイツ・韓国など特性を有する主要な国ごとに専門チームを設置して大きな成果を上げています。今回は成長著しいアジア・オセアニア法務での東京における執務体制をご紹介します。

各国法務への対応

1. 韓国

——韓国法務案件を数多く扱われているとお聞きしました。韓国法務案件の特色について教えてください。

金哲敏：当事務所が韓国プラクティスチームを立ち上げ、集中的に日韓法務案件を手がけるようになってから、10年が経ちました。当初は、私一人で立ち上げたチームも、現在では、ビジネスレベルの韓国語能力と韓国ローファームへの出向経験を有し、韓国プラクティスにはほぼ専従している複数の弁護士と韓国弁護士を擁する、国内では他の追随を許さない陣容となりました。また、社会的耳目を集めた日



韓企業間の大規模訴訟、日韓企業間の大規模M&A、日本企業による韓国IPOをはじめとする超大型案件をはじめ、日韓企業間の業務提携や資本参加、継続的な取引関係に伴う法的サポート、日本企業による韓国金融機関からの資金調達に伴う法的サポート、日韓企業間の紛争解決のための裁判、仲裁、任意交渉等の多様な案件を継続的に担当し、日本と韓国の間で問題となり得るほぼ全ての分野において、豊富な経験とノウハウを蓄積しています。

日本と韓国は歴史的な経緯から言語や法制度が極めて類似している一方、英米法系とは大きく異なる法体系を採用しているという特殊性があり、法的コミュニケーションを取るためには、英語ではなく、日本語と韓国語を用いることが非常に有効です。そのため、日韓取引においては、従来、韓国側で用意した日本語堪能な人材を通じてコミュニケーションを取るのが一般的でした。しかし、近年、韓国では、世代交代とともに、日本語堪能な人材が減少しており、日本企業が効率的に案件を進めるためには、日本側で韓国語を使える態勢を整えて交渉を行うニーズが高まってきています。当事務所には韓国実務経験や韓国弁護士資格を持つ者がおり、この点でも充実したサポートを提供することが可能です。

2. ベトナム

——ベトナムは日本企業の進出先として近年人気があります。法務的にはどのような特徴がありますか。
長崎玲：ベトナムは、勤勉な国民性や食文化の類似性で日本人が親しみをもちやすい国といわれます。元々が同じ漢字文化圏であり、その影響もまだ色濃く残っています。元来はソ連型の社会主義国ではありますが、東南アジア的寛容さをあわせもつ国です。

法制度に関しては、日本の法務省が法制度支援を行っており、民法や商法、会社法は日本の法律に似た大陸法系の法律となっています。現在、約1億人の人口を抱える平均年齢の若い国で、タイや中国のほうが先行した感じはありますが、急速に発展し、追いついています。ビジネスに関しては、これまで日本から製造業の進出が多かったのですが、拡大を続ける市場としての魅力もあり、最近では小売りの進出も増えています。その一方で、少なくともありますが、ベトナムから日本への進出事例も出てきています。

もちろん社会主義国家ですので、日本とは根本的な違いもあります。その一つが、行政解釈にもっとも権威があるという点です。もちろん裁判所も存在しますが、行政解釈が優先されます。行政府の力が強いので、許認可事項が多いのも特徴です。そのため、行政府とコンタクトが取りやすいことが非常に重要であり、当事務所はこの点をしっかりフォローしてくれる現地事務所と強固な関係があります。私個人としても現地への赴任経験から各方面にコネクションを持っていますので、クライアントのご要望に応えるサービスを提供することができます。ベトナムは北部(ハノイ)と南部(ホーチミン)で歴史・文化・言語の違いがあるため、確実にそのエリアを把握している現地事務所にはアクセスできる当事務所に優位性があると考えます。

3. シンガポール

——国としてビジネスを進めやすい環境を整備してくれている、という印象があります。法務面ではどのようなのでしょうか。

野村大吾：シンガポールは、しばらく前に日本企業のアジア・オセアニアの統括拠点等としての進出が



栗林康幸弁護士(パートナー)

88年大阪大学法学部卒業。92年弁護士登録(東京弁護士会)。96年ペンシルバニア大学卒業(LL.M.)。国内及び米国の法律事務所を経て03年シティユーワ法律事務所の設立に参画。



金 哲敏弁護士(パートナー)

01年早稲田大学法学部卒業。04年弁護士登録(東京弁護士会)。シティユーワ法律事務所。10~11年法務法人(有)太平洋(韓国/ソウル)。11~12年金・張法律事務所(韓国/ソウル)。



長崎 玲弁護士(パートナー)

98年東京大学法学部卒業。02年弁護士登録(第二東京弁護士会)。07年カリフォルニア大学バークレー校ロースクール卒業(LL.M.)。08年米国ニューヨーク州弁護士登録。13年シティユーワ法律事務所。



野村大吾弁護士(パートナー)

01年東京大学法学部卒業。06年弁護士登録(第一東京弁護士会)。シティユーワ法律事務所。13年UC Berkeley卒業(LL.M.)。13~14年ランチャタン法律事務所。15年~18年三菱UFJ銀行。18年~19年日本貿易保険。



吉田麗子弁護士(パートナー)

99年東京大学法学部卒業。01年弁護士登録(第二東京弁護士会)。06年シカゴ大学ロースクール卒業(LL.M.)。19年マサチューセッツ州弁護士登録。21年シティユーワ法律事務所。



藤田直佑弁護士(カウンセラー)

05年東京大学法学部卒業。08年首都大学東京法科大学院修了。09年弁護士登録(東京弁護士会)。12年上海交通大学国際教育学院修了。21年シティユーワ法律事務所。

ブームとなりましたが、現在はその需要が一巡し、進出後の法務問題への対応が増えてきています。最近のトピックとしては個人情報保護法の改正対応や、近隣国ではありますが、インドネシアの雇用創出オムニバス法も進出日本企業の関心事となっています。

日本から海外へ進出する企業の方にとって、慣れない外国の法律について英語でやり取りするだけでも一苦労です。加えて、シンガポールの法律に限らず、外国の制度、法体系は日本のそれとは異なるので、法律面のギャップもさることながら、現地の文化や弁護士のマインドセットの違い等から、仕事の依頼の仕方、リーガルフィーのコントロール方法に至るまでコミュニケーションギャップが生じることが多々あります。われわれも日々そうしたギャップに苦しみながら仕事をしていますが、苦しんだ経験を活かし、どこにギャップがあるかを見極め、単なる翻訳を超え、依頼者の社内整理までを見据え適切なフォロー差し上げられるよう心がけています。

個人的にはシンガポールの法律事務所に出向した経験があり、今でも多くの元同僚弁護士らとプライベートを含めたやり取りが続いています。これにより、現地のトップファームの弁護士達と同僚に近い感覚で仕事を進められ、本音や肌感覚に近い意見、情報等を得やすい点でもアドバンテージがあると思います。

4. マーシャル諸島

——マーシャル諸島の弁護士資格をお持ちであるとのことですが、どのような内容のお仕事をされているのでしょうか。

吉田麗子：私はマーシャル諸島の弁護士資格を有しており、海運関連業務を専門としています。マーシャル諸島は外国国籍の船主による船籍登録を認めて

おり、いわゆる便宜置籍船を誘致しているタックス・ヘイブンの一つで、パナマ、リベリアに次ぐ船籍保有国です。そのため、非居住者用と居住者用という2パターンの法制度を持っています。南太平洋にある国なのですが、アメリカとの関係が強く、非居住者向けの会社法はデラウェア州の会社法に則って作られており、さらに非成文法規についてもデラウェア州その他の判例に従うと明文化されています。

最近、OECDが中心となって進めている国際的な課税回避の問題に対応するため、所得の国際的な移転を生じさせやすい一定の業務について当該法域内における経済的実態についての文書の提出を求める法律が施行され、2021年よりその期限が到来しています。マーシャル諸島も適用法域であり、海運も対象業務の一つであるため、この法律への対応に関する問い合わせが増えてきています。これにより、マーシャル諸島のSPCは海事以外の目的では使いづらくなる可能性はありますが、会社法制がデラウェア州法に則っているため、法的な予測可能性は高い国です。そういう意味では、私がクライアントの幅を広げていければと思っています。

5. 中国

——近くて遠い国と言われますが、現在の中国における法務ニーズについて教えてください。

藤田直佑：言わずと知れた経済大国であり、日本以上に法分野の変化が活発な中国に関しては、依然として法的サービスへの高いニーズがあります。最近のトピックとしては2021年1月1日からの民法典の施行や、2021年11月1日から施行された個人情報保護法をはじめとする情報関連の規制の変化が挙げられます。日本企業にも大きな影響があり得ますので、

注目度は非常に高いです。かかる中、当事務所は中国国内には独自の事務所を構えていませんが、幅広いネットワークを使い、案件ごとに現地の有力な弁護士と連携してサービスを提供しています。WLGも活用しますが、それに限らずさまざまな特色を持つ事務所や弁護士との関係を大切にしています。

中国の経済成長に伴い、ここ10年に区切っても中国関連の案件には大きな変化がありました。2010年頃までは日本のメーカーによる進出や中国企業の買収が多かったのですが、2012年くらいから進出・買収は鈍化し、現地における再編や撤退にシフトしていきました。その後は中国の急激な経済力の上昇に伴い、市場としての存在感が増したことで、日本から進出する企業もメーカーからサービス分野へと移行しています。最近では日系企業への中国資本の投下や、中国を販売先とする取引が多くなっています。

中国に限りませんが、今やインターネット等を通じて情報を入手することが以前より容易になりました。これは法律も例外ではありません。もちろん多数入手できる情報を正確に理解すること、適切に取捨選択する必要があることは間違いなく、そのサポートも重要ですが、情報の提供ではなく、「情報をもとにどのようなアドバイスをするか」ということの重要性がより高まっていると考えます。

中国に関する法律の情報をもとにいかなる対応をするか、中国人といかにコミュニケーションを取るかも重要となってきています。そうした意味で、実際に中国に赴任し、中国の商慣習や中国人のモノの考え方を含め、多角的な理解・視点を持っていることが、法律サービスを提供する上で生きていて感じています。

6. フィリピン・インド

——海外では支店を作らずに国際的ネットワークを活用されているとのことですが、東京オフィスには外国の弁護士資格を持つ方がいらっしゃるのですね。

栗林：当事務所には、韓国以外にもフィリピンの弁護士資格を持つフィリピン人弁護士とインドの弁護士資格を持つインド人弁護士が所属し、現地の法律についての知識やコミュニケーションなどにおいてクライアントへのサポート体制を強化しています。

今後も東京オフィスにおいて主要な国につき地理的専門性を併せ持つ弁護士の育成を更に進めるとともに外国弁護士資格者の採用も拡大し、当事務所の有する強力な国際ネットワークと相まって、国際取引におけるサポート体制を一層充実させていきたいと考えています。

シティユーワ法律事務所

弁護士数:163名(2021年11月現在)
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル
Tel:03-6212-5500(代表) FAX:03-6212-5500
http://www.city-yuwa.com



シティユーワ法律事務所は、所属弁護士の多様な専門性と豊富な経験を背景に、各種金融取引、M&A、不動産、企業再建・倒産処理、知的財産権、労働法、コンプライアンス、独占禁止法、通商法、訴訟・ADR、国際仲裁、再生可能エネルギー法務、ベンチャー支援法務、経済犯罪など、企業活動に必要な法的サービスを多様な産業のクライアントの皆様にご提供しています。国際法務にも注力しており、世界各国をリードする著名法律事務所と緊密なネットワークを構築してアウトバウンド・インバウンド双方向の業務を効率的に行っています。法律サービスを日本語・英語のみならずドイツ語と韓国語でも、日本資格の弁護士によって直接提供しています。

TMI総合法律事務所

強力なチーム力でクライアントの強靱な成長と発展をサポート 国際紛争処理を見据え、変化する時代に即応した 総合的な解決策を提示

ボーダーレスな時代への対応を 目指すTMIの理念

TMI総合法律事務所(以下「TMI」といいます)は、設立当初から「ボーダーレスな時代への対応」、「専門性の確立と専門領域の総合化」という理念を掲げています。

この理念に従い、TMIは、2021年11月現在、弁護士約500名、外国弁護士約50名、弁理士約90名が所属するまでに拡大をしましたが、これは単純な規模の拡大ではなく、幅広い領域で専門性の高いリーガルサービスを提供していく中での変化です。

TMIの理念は、様々なレギュレーションが刻々と変化して越境的に企業に影響を及ぼし、生じた紛争の処理も国際化する中で、極めて重要性を増しています。本稿では、TMIの国際紛争処理を見据えたアドバイスの現場から、重要なテーマをお伝えします。

経済活動のグローバル化に伴う 国際紛争リスクの高まり

現在、企業による経済活動のグローバル化に伴って、海外企業等との間で紛争が生じるリスクも増えつつあります。そのリスクの顕在化を未然に防ぎ、万が一紛争になった場合でもその紛争を効率的に解決するためには、しっかりした戦略と対処方針をもって海外展開に取り組む必要があります。

最近の国際紛争では多様化するルール(各国ローカルのルール、国際条約や枠組みやガイドライン)に精通し、複合的な紛争解決方法や紛争処理機関・フォーラムからベストな選択を行う必要があります。

——企業のジェネラル・カウンセラー(GC)経験者から(柳沢知樹弁護士)

私は国際紛争処理を1つの専門として、TMIで国内外のクライアントにアドバイスを提供するとともに、グローバル企業のGCとして、世界中の弁護士を活用しながら自社が遭遇する国際紛争を処理してきました。その経験から申しますと、企業が国際紛争案件に適切に対応するためには、法務部に3つの力が必要だと考えています。

1つ目は、探索力です。国際紛争の解決や予防には、それに対応できる国内外の弁護士の力を借りなければなりません。インターネットで探すことも可能ですが、適切な専門家を探すのに、やはり、信頼できるネットワークを通じた紹介に勝る方法はありません。私がGCのときも、TMIの同僚に一声かけるだけで、地域を問わずに適切な弁護士を探し当てることができました。



柳沢知樹(パートナー弁護士)
2005年弁護士登録(NY州・CA州では2013年登録)。スタンフォード大(LLM)卒。専門は、国内外の企業間訴訟・仲裁等の紛争解決業務。株アシックスのジェネラル・カウンセラー(GC)を3年間務めた。

2つ目は、質問力です。外国の弁護士は海外での紛争処理に必要な知識を持っていますが、「どうしたらいいか」と聞くだけでは、通り一遍のアドバイスしか得られません。依頼をする法務部が、それまでの紛争業務を行う中で培ってきた「センス」あるいは「リーガル・マインド」を駆使して、「こういう対応を取れない現地法上の理由は何かあるのか」、「こういう仮説が考えられるのだが、このような主張を行ったらどうなりそうか」など、外国の弁護士が真剣に考えざるを得ないような質問をすると、向こうもいわば汗をかいて期待に応えようとしてくれます。また、このようなやり取りの過程で、その弁護士の実力や信頼性を推し量ることもできます。

そして最後は、決断力です。いろいろアドバイスを受けても、決定的な対応策が見つからないことも珍しくありません。最終的には法務部が企業のガードディアンとして、リスクの蓋然性、予算、事業計画、経営理念などに照らして最善のリスクマネジメントと考える紛争処理戦略を決断し、自社の経営陣を説得するとともに、その戦略を適切に遂行するように弁護士に指示することが必要です。

日本企業は、国際紛争案件に直面した際、外国の法律事務所に言われるがままに対応し、結果として割高なリーガルフィーを支払っているという話を聞くことがあります。仮に、そのようなことがあるとしたら、それは法務部が必要な情報を聞き出した上で、納得がいく紛争処理戦略を決断し切れていないために、弁護士に適切な指示を与えられていないからかもしれません。TMIには企業内法務の経験者も多くおりますので、限りなくインハウスに近い目線を持った外部カウンセラーとして、クライアントの戦略作りをサポートしていきたいと考えています。

国際的な紛争解決を 上手く進めるために

国際的な紛争解決の手法には、国内裁判所での訴訟手続のほか、国際仲裁や国際調停等があります。これらの手続にはそれぞれ異なる特性があり、事案に応じて最適な手続を選択することが勝敗の分水嶺になることがあります。特に国際仲裁を利用する場合には、各国の仲裁法や仲裁機関の規則の特徴等を



鈴木 優(パートナー弁護士)
2005年弁護士登録。デューク大(LLM)卒。法務省、外務省(在英日本大使館)、シンガポールのRajah & Tann等への出向を経験。専門は、国際的な紛争解決。

分析し、より効率的に紛争解決を行うことができる仲裁地を選択することが重要です。TMIでは、日本企業に馴染みのある国際商業会議所(ICC)、日本商事仲裁協会(JCAA)及びシンガポール国際仲裁センター(SIAC)等の主要な仲裁機関の最新動向を随時キャッチアップするとともに、世界の主要な仲裁機関でのインターンを経験した弁護士から個々の事案にとって最適な紛争解決の手法をご案内しています。

また、通商上の問題については、日本政府に対して、外国の不正な貿易措置を是正するための国家間交渉や、最終的にはWTOなどの国家間紛争解決機関において解決してもらうよう、要請することもあります。国に動いてもらうためには、個社の利益を超えた問題があることに加えて、相手国の措置がどの条約の条項に違反しているのかを的確に指摘しておく必要があります。そこで、TMIでは、このような対応について、日本政府(経産省、外務省等)の通商部門や在外公館で勤務し、企業間紛争と、国際条約に精通した弁護士を中心に担当しています。

——外務省及び法務省への出向並びに各仲裁機関でのインターン経験者から(鈴木 優弁護士)

近年、日本企業の海外展開の促進と海外からの投資呼び込みなどを目的として、官民連携の下で国際仲裁の活性化に向けた取組みが進められています。同時に日本政府は、新興国及び途上国を中心に、投資家と投資受入国との間で直接紛争を解決する仕組

みを盛り込んだ投資協定の締結を加速し、海外展開する日本企業の投資の保護を図る努力を続けています。国際紛争解決を効果的に進めるためには、これらの国際仲裁や投資仲裁、あるいは国内裁判所やWTO紛争解決手続等を横断的かつ立体的に見据え、かつ近頃の判断傾向等も踏まえながら、最も有利な展開に持ち込めるフォーラムを選択することが極めて重要だと感じています。そのために、これらの紛争解決手続の仕組み作りや紛争解決機関での実務、仲裁規則等の運用状況等を見てきた経験を活かすことができると考えています。

人権、経済安保や環境の観点から生じるサプライチェーン内の企業間紛争

自動車、機械、電子機器、化学品から、食品や衣料品まで、日本に流通する製品は、多様なサプライチェーンで成り立っており、複数の外国において、部品・原料の供給を受け、製造・組立てされています。近年、欧米では、経済制裁、輸出管理、関税法、環境法などにおいて、経済安全保障、人権・環境保護の見地から、新たな通商規制が生まれ、また当局による執行が強化されています。このような規制への抵触の問題が日本企業の関わるサプライチェーン上で生じた場合には、規制当局やステークホルダーから問題の状況について説明責任が問われます。事後的には、各国にまたがるサプライチェーンの上流に対して、規制違反の製品等を供給した契約上の責任追及を行う必要が生じる可能性があります。

——経産省への出向経験者から(上野一英弁護士)

私は、2015年から2017年まで経産省に在籍し、貿易・投資のルールであるところのTPP、日EU・EPAなどの条約交渉のほか、企業・業界が直面する通商問題の解決に向けて国の側からの解決を目指す対応をしていました。

上記のサプライチェーン上の問題に適切に対応するためには、第一に、日ごろから、日本及び諸外国の規制を正確に理解しておくことが必要になります。但し、世界中の規制を網羅的に調査することも効果的でなく、事業上のリスクの高い部分から優先順位をつけるため、自社の事業における、①モノ、②技



上野一英(パートナー弁護士)

2008年弁護士登録。ジョージタウン大(LLM)卒。ワシントンDCで研修後、経産省に出向し日本を代表してWTO紛争で弁論を担当。専門は、通商(外為、関税等)、エネルギー分野等での国際的な予防法務・紛争対応。

術(情報)、③カネ及び④関与者(企業本籍、属性等)の構造をマッピングして頂くところから対応を始めることを推奨しています。第二に、判明した高リスク領域について、法的な観点と、様々なステークホルダーに対する企業のレピュテーションの観点から、現実的な対応策を練ります。ここでは、確実な法令遵守と円滑な実務運用という、ややもすると矛盾する視点を両立させるための工夫をします。例えば社内複数の部門の方の意見も取り入れて、社内の議論をサポートすることで、適切な答えが見つかっていきます。第三に、社内規則作成、サプライヤーからの誓約書取得、契約条項の追加・修正等、第二のステップで導き出した対応策を実装するサポートをします。また、会社の新規制のモニタリング体制を補うため、定期的なレポートをさせて頂くこともあります。

なお、直面した通商問題の中には、民間レベルで解決できず、日本政府に「助太刀」をしてもらう場合もあります。そのような際に日本政府に動いてもらうためには、例えば、「我が社はA国でこんなに不利益を被っている」と主張するのではなく、「業界団体の(又は業界横断的な)不利益が生じていること、外国の措置は「WTO協定やTPPの条項に違反していること」まで説明することが重要で、TMIがそのような内容の意見書を企業・業界のために起案するケースもあります。

新興国投資への保護を受けるためにどうするか

アセアン、アフリカ、及び中南米地域等の新興国への投資を行う場合、投資受入国による政策変更、法制度の不透明・不安定な運用等のカントリーリスクがあり得るため、投資保護策を検討する必要があります。その1つの方策として、日本政府が現地政府と締結した投資協定(経済連携協定又は自由貿易協定と呼ばれることもあります)を活用する方法があります。投資協定には投資受入国による投資財産の収用、投資家に対する差別的取扱いを禁ずるとともに、投資家を公正衡平に取り扱う義務等が定められており、投資受入国が投資協定上の義務に違反した場合には、投資家が投資受入国に対して直接仲裁を申し立てられる仕組みが規定されています(いわゆる「ISDS条項」)。新興国投資を行う際には、事前にカントリーリスクの有無を調査した上で、投資協定による投資保護を受けられるような投資スキーム作りをすることが重要です。

TMIにはアセアン、アフリカ、中南米地域の新興国向け法務リスクへの対処に精通した弁護士が多数在籍しているほか、外務省等への出向経験を有する弁護士が新興国向け投資に際して投資協定を活用するスキーム作りの提案を行っています。

再生可能エネルギー分野における投資仲裁の活用

最近、再生可能エネルギーの分野において、各国政府によって、電力買取制度や買取価格が劇的に変更されるケースが見られます。その背景には、再生可能エネルギー事業への投資誘致策として設定されていた補助金等のインセンティブを維持することが諸々の事情から困難になっている状況があり、その補助金等の改廃が投資受入国による投資協定違反を構成するケースが増えています。このような場合、投資受入国の投資協定違反によって損失を被った再生可能エネルギー事業者は、投資受入国に対する投資仲裁の申立てを含む投資保護策を検討することになります。

TMIでは、投資仲裁手続に詳しい弁護士が上記

のような事案に関する実効的な解決手法をご提案しています。

現地に根差したTMIの国際的なネットワーク

TMIは設立以来、北京、上海、ハノイ、ホーチミン、ヤンゴン、シンガポール、プノンペン、バンコク、シリコンバレー、ロンドンにオフィスを開設するほか、ナイロビ、パリ、サンパウロ、ジャカルタ、クアラルンプール、メトロマニラの法律事務所に出向させ、単なる外国法律事務所とのオンライン上の繋がりを越えた、現地に根差した国際的なネットワークを積極的に構築してきました。刻一刻と変化する国際情勢の中で、今後とも現場力を生かしてクライアントの皆様へ、国際紛争処理をはじめとした総合的なリーガルサービスを提供してまいります。

TMI 総合法律事務所

代表弁護士: 田中克郎(東京弁護士会)
〒106-6123
東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー23階
TEL: 03-6438-5511 (代表)
URL: <https://www.tmi.gr.jp>
Mail: info_general@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所は、1990年の設立以来、東京を本拠地として、常に新時代の法務ニーズに対応しながら、最高レベルの総合リーガルサービスを提供してまいりました。総勢10名ほどでスタートした当事務所は、クライアントファーストの精神のもと30年の活動を経て、弁護士約500名、弁理士約90名、その他外国弁護士等含む総勢約1100名が所属する、国内有数の大規模事務所へ成長いたしました。1998年からアジア展開を開始し、国内では東京のほか、名古屋、大阪、京都、神戸、福岡、また海外ではアジアを中心に北京、上海、ハノイ、ホーチミン、ヤンゴン、シンガポール、プノンペン、バンコク、シリコンバレー、ロンドンの9カ国16都市のオフィスで、高品質なリーガルサービスを提供しております。さらに、アメリカ、イギリス、ドイツの法律事務所との共同事業や、ナイロビ、パリ、サンパウロ、ジャカルタ、クアラルンプール、メトロマニラでの現地デスク開設等を通じて、国際法務にも迅速で専門性の高いリーガルサービスを提供しており、世界各国の案件に対応できる体制を整えております。企業のニーズにワン・ストップで応えるため、常に新しい挑戦をし、進化を続けてまいります。

弁護士法人ほくと総合法律事務所

「ほくと」の名のもとに

「ほくと」に込められた思い

事務所名である「ほくと」の由来は、北斗七星だ。道に迷ってしまっても空を見上げて北斗七星を見れば、そこから北極星に辿り着くことができる。羅針盤としての役割を果たすという意味である。周りを圧する一等星ではなく皆で光り輝く星座でありたい、チームワークこそが個人の力を超えることができる、とその名が示す。

主要な取扱分野

・事業再生／倒産法分野

総合法律事務所としてクライアントのあらゆる要望に対応可能であるが、なかでも特筆すべき分野を以下に挙げることができる。まずは、「事業再生／倒産法分野」である。少し前となるが、航空会社やゲームメーカーなどの上場企業の民事再生事案、ほかにも大規模な私的整理手続も手掛けている。「事業再生案件は、当事務所のチームワークを発揮でき



る場面の一つです」と中原健夫弁護士。最適な事業再生が行えるのは、背中をあずけられるチーム力と案件ごとにベストな外部のプロフェッショナルを招聘できるネットワークの賜物である。

また、事務所の特性が生かされている分野として、「保険業法／保険法分野」と「訴訟／紛争／紛争予防」がある。所属弁護士の経歴の多様さが、まさに生きてくる場だ。

・保険業法／保険法分野

「保険業法／保険法分野」は、保険会社の企業内弁護士の経験を持つ者2名に加え、旧大蔵省の保険課・証券取引等監視委員会の課長経験者や、金融庁検査局への出向経験弁護士がおり、豊富な対応実績と実務感覚を武器に、実務上の問題意識に則したアドバイスが行われている。「法律解釈のみでなく、ビジネスモデルや営業企画・営業支援の検討段階から関与したサポートをしますし、保険商品や付帯サービスについてのサポートも行っています」と中原健夫弁護士と関秀忠弁護士。長年大蔵省に在籍していた滝本豊水弁護士は「保険の世界は当局の監督が強く、さらに非常に細かい規制がある。広範囲な研究、かつ、実際の運用について肌感覚として熟知している必要がある領域」と語る。

・訴訟／紛争／紛争予防

「訴訟／紛争／紛争予防」についても、大きな強みがある。カウンセラーとして民法研究者である原田純孝東大名誉教授が在籍しており、文献や判例の調査だけでは判断が難しい法的論点について意見を求めることができる。加えて、旭川の成川毅弁護士、札幌の中野雅文弁護士、東京の山本裕人弁護士という



東京オフィス

検事の経歴を有する弁護士や、その他、裁判官、行政機関経験者など多様なバックグラウンドを持つ人材の知見や経験を結集し、依頼者の真の利益のために全力でバックアップを行う。事実、一審敗訴の案件を控訴審段階から依頼を受け、一審判決を徹底的に分析し、控訴審でできることを限られた時間の中で積み重ねて勝訴することもある。

・コンプライアンス関連(内部通報対応・不正調査)

加えて、近年増加傾向にある案件が、内部通報対応と不正調査である。

公益通報者保護法は2005年に施行されたが、中原健夫弁護士が当時を語る。「当時、企業内弁護士をしていたのですが、そのときの社長から、すでに内部通報制度を整備し、自分たちの問題は自分たちで発見して是正をする自浄作用を持った企業の意欲を損なわない法律として欲しい、と言われたのを思い出します。」そこで中原健夫弁護士は、経団連や当時所管の内閣府に出向いたり、この分野で著名な弁護士に話を聞いたり書籍を刊行したりと研究を深める。その後、管轄が消費者庁に移った後、中原健夫弁護士は、数年前に消費者庁からの委嘱を受けて

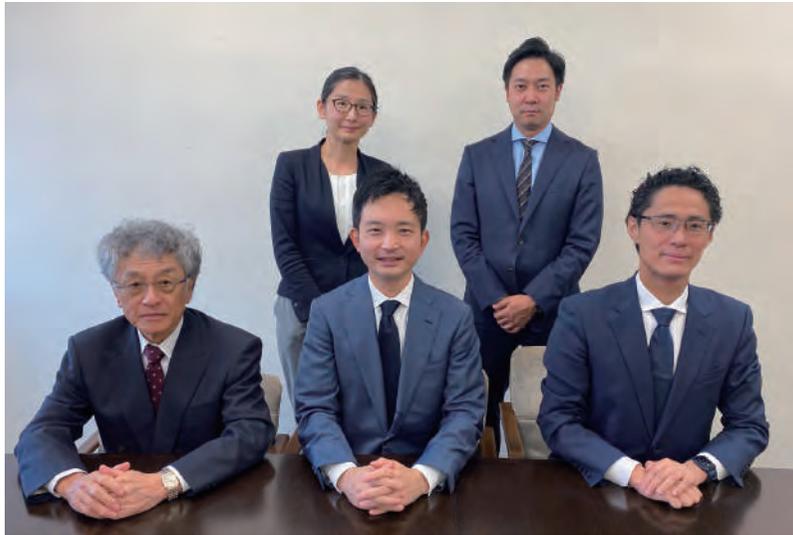
内部通報規程例を作成したり、多くの企業等から講演・研修を数多く依頼されたりしている。

そして関秀忠弁護士ら他の弁護士も各々が内部通報対応の実務経験を積み重ねており、企業の内部通報の制度設計、内部通報制度の運用を担う役員のみならず、役員・管理職全般に対する研修、外部窓口としての通報受付業務、調査やその進め方に関するアドバイス、そして内部通報対応態勢に関する内部監査の支援など、多岐にわたる業務を手掛けている。

同様に、不正調査を担う第三者委員会などの委員に就任する機会もしばしばである。事実関係を調査し、対外的に開示される報告書を作成する。報告書の結論によっては当該企業が上場廃止などにもなりかねない深刻な影響を及ぼす非常に責任の重い業務である。しかし、そのような重圧の中でも、「さまざまな分野の知見を集め、チームワークで一気走り抜ける醍醐味があります」と多数の不正調査の経験者である倉橋博文弁護士。

・M&A／ベンチャー

若手パートナーの活躍も見逃せないところである。



札幌オフィス



旭川オフィス



仙台オフィス

M&A 案件を多く取り扱う太宰賢二弁護士は、「多くの障害を乗り越えて企業・事業を結合し、新しい価値を生み出す、そこにM&Aの魅力があります」と話す。

ベンチャー企業やスタートアップのサポートでも若手パートナーの活躍が目立つ。「法務的な観点だけにとらわれず、コーポレートの・内部的な管理の部分なども含めて、企業の成長ステージに合わせて支えていけるよう意識的にアドバイスをしています。私も一緒に成長していくつもりで仕事をさせてもらっています」と千葉恵介弁護士。

プロボノ活動に積極的に取り組む

企業法務を取り扱う法律事務所でありながら、多

くの弁護士がプロボノ活動に携わっていることもこの事務所の特色だ。プロボノとは、自らの知識やスキルを無償提供して公共的活動を行うことである。日弁連の民事介入暴力対策委員会委員長を務めた成川毅弁護士を筆頭に、関秀忠弁護士ら複数の弁護士が反社会的勢力からの被害救済活動・民暴対策の研究活動に関わっている。

また、政府系ファンドに出向して多くの投資先企業を内側から支えた経験を活かし、「企業のホームドクター的な弁護士でありたい」と語る石毛和夫弁護士にも、第二東京弁護士会災害対策委員会委員長というもう一つの顔がある。「東日本大震災、熊本地震、伊豆大島の土砂災害などで、避難所や仮設住宅で、また電話での法律相談を受けてきまし

た。金融庁所轄の災害被災者支援制度の策定や運営を司る委員会の委員も務めています」と穏やかに語る。

人的つながりが最強の武器

それにしても、なぜこれほどさまざまなバックグラウンドを持つ弁護士が集まっているのか。「この規模で、これだけ多様なキャリアを持つ人たちが集まる事務所はそう多くないと思います」と中原健夫弁護士も言う。裁判所、検察庁、行政機関、政府系企業、民間企業などに籍を置いた弁護士らが集う。なかでもひととき存在感を放つのが、最前線で活躍する若手・中堅の背後に控える重鎮である。前に立てば萎縮してしまいそうなキャリアだが、後輩の言葉に耳を傾け甘えさせる余裕もある。成川毅弁護士

は「僕の場合は、誰かに『これ、とにかくやってみて』と楽をさせてもらってますよ」と破顔する。

また、人的つながりをベースにした雰囲気の中で、移籍してきた弁護士もすぐに能力が発揮できる点が強みである。「事務所として可能な限りクライアントの依頼に応えたいので、ご相談・ご依頼があれば積極的に動きます」と語る奥津啓太弁護士は、福田修三弁護士とともに、すでに事務所の知財分野の中心にいる。

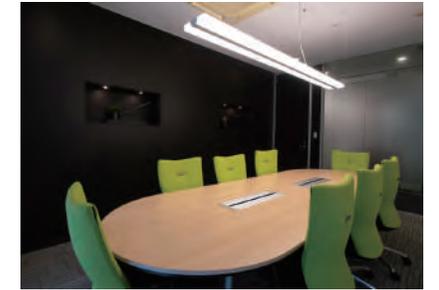
令和2年に参画した仙台オフィスの須藤力弁護士・須藤惇弁護士も、すでに多くの案件で他のオフィスの弁護士と連携している。

さらに、努めて他の法律事務所や学者などと連携を取り、様々な分野の意見を拝聴する。ネットワークを拡げ活用することが、顧客を満足させるサービスを提供するために必要であると確信しているのだ。

皆が幸せになる事務所運営を

むすびに、事務所として今後の目指す姿をたずねる。「『ほくと』という名前に込めた思いを、今後も持ち続けていきたいと思えます。悔いのない弁護士人生を、事務所の皆と一緒に築いていきたい」と中原健夫弁護士が迷いなく答える。「そのためには、各人が弁護士としてのスキルを磨きながら、クライアントのみならず、弁護士とスタッフ、その家族など関わる人すべてが幸せになれる職場をつくっていきたくですね」と倉橋博文弁護士。

「終局的には、人が集まることで、個人の持つ力以上のものが発揮できる事務所でありたい、皆を幸せに導いていく『ほくと』の星でありたいという理念に行き着く。この流れをいかに先の世代に継承させていかが課題です」と中原健夫弁護士は締めくくった。



弁護士法人ほくと総合法律事務所

設立:2008年5月1日
東京・札幌・旭川・仙台オフィスの弁護士合計26名(2021年11月1日現在)
URL: <https://www.hslo.jp/>

東京オフィス18名(代表:中原健夫(第一東京弁護士会))
〒102-0083
東京都千代田区麹町二丁目3番地 麹町プレイス9階
TEL:03-3221-9873 FAX:03-3221-9874

札幌オフィス5名(代表:津田秀太郎・坂本大蔵(両名とも札幌弁護士会))
〒060-0042
札幌市中央区大通西十丁目4番16号 ダンロップSKビル7階
TEL:011-207-1060 FAX:011-207-1070

旭川オフィス1名(代表:成川毅(旭川弁護士会))
〒070-0033
北海道旭川市三条通十一丁目2229番19
TEL:0166-22-1400 FAX:0166-22-1499

仙台オフィス2名(代表:須藤力(仙台弁護士会))
〒980-0811
仙台市青葉区一番町二丁目10番17号 仙台一番町ビル11階
TEL:022-217-0633 FAX:022-711-2821



森・濱田松本法律事務所

伝統と革新のハイブリッド、 進化を続けるリーディングファーム

拡大を続ける巨艦ローファーム

——森・濱田松本法律事務所の概要について簡単に教えてください。

森・濱田松本法律事務所は、2002年に森綜合法律事務所(1971年開設)と濱田松本法律事務所(1975年開設)との統合で設立されて以降、最大規模の案件から身のまわりの小規模な事案まで、総合的かつ高度なリーガルサービスを提供し続けています。所属弁護士数も増え続け、現在海外オフィスもすべて含めるとおよそ633名という陣容です。

拡大を続ける理由は、第一にクライアントからの需要に応えるためです。仕事の幅を広げ、さらの一つ一つの分野を深掘りするためにも、この流れは止まらないと思います。近年は高度の専門性やマンパワーを要する案件が増え、個々の弁護士の強さを活かしつつ、それを求心力に連携する組織力が求められています。組織が大きくなっても中にいる人間が個性や熱量を保ち続け、「らしさ」を失わない。これが当事務所の変わらぬ強さの源です。

事務所は“人材成長のプラットフォーム”

——いわゆる五大法律事務所の一角を占めておられるわけですが、他の事務所との違いについてはどのようにお考えですか。

受ける案件の規模を問わない、本当の意味での総合事務所は日本ではごく限られます。そのなかで当事務所の特徴を挙げると、何百人という弁護士がいても、個々の弁護士の成長や自己実現に重きを置いているところでしょう。私は、「事務所とは人材成

長プラットフォームである」と常々言っております。事務所自体は社会的に認知された組織として活動するわけですが、所属する弁護士にとっての事務所は、自らが成長し思い描く理想像を実現するための器にすぎない、というわけです。重要なのは事務所ではなく、中にいる人間なのです。当事務所は設立以来、強固な意志をもってこの想いを掲げ続けています。こうした個性を許容し伸ばしていく「人」を重視する方針は、さまざまな局面で発揮されています。

国内外で変わらぬ勝負強さ

——森・濱田松本法律事務所といえば、まずは訴訟の強さを思い浮かべる人が多いと思います。

事務所の沿革において特徴的なことは、いわゆる渉外業務からスタートしていない点があげられます。国内の訴訟や倒産といった伝統的な弁護士業務を中心に規模を拡大し、その途上で渉外業務に取り組んで発展させ、両翼を大きく伸ばしながら今に至っています。

もともとの得意分野である訴訟の強さについては、他大手事務所の追随を許さないと自負しております。訴訟業務の多い事務所としてスタートしているので、勝つことにこだわりをもっている、あるいはお家芸的なノウハウ、テクニックをもっている弁護士が沢山いるわけです。クライアントにも全幅の信頼をおいていただいていると思います。伝説的な第一世代を間近で見えて鍛えられた第二世代以降、その技を引き継いできた人間が現役で活躍しています。彼ら彼女らが核となり、戦略的・戦術的に相当強い戦いを各所で行っております。

国際仲裁などは渉外業務からスタートした事務所、

あるいは海外の法律事務所が定期的に先んじて開拓されていますが、「戦い」という意味では、国内の訴訟紛争で培われたノウハウを十分に応用できます。実は、戦いのプラクティスについては、海外でも優れた事務所は数えるほどしかありません。われわれは国際仲裁に関しては後発組にあたりますが、国内紛争のノウハウを活かすことで近年は非常に大きな成果を上げています。「戦い」には作法があり、それはある意味で万国共通。強いヤツはどこに行っても強いのです。

若手を重視する事務所運営

——意外と知られていない事務所の特色というのがありますか。

外部からはあまり見えないところですが、森・濱田松本法律事務所は大手事務所のなかでも比較的若い世代に権限や裁量を持たせる伝統があります。当事務所の経営的な面は、パートナー会議で選ばれた3名で構成されるマネジメント・コミッティが担当しています。週に一度、取締役会的な会議を開き、短期・中長期の計画立案から日々のアドミニストレーション的な決定までを行っています。現在、私もそのメンバーの1人なのですが、他事務所と比べるとマネジメント層が圧倒的に若い。現在の体制になってから既に6年目になりますから、当初はさらに若かったわけです。これは当事務所の思想を、客観的にわかりやすい形で表していると思います。

歴史を重ねて大規模化した組織は、その反作用として老朽化していきます。上の世代が後進に道を譲らないと既得権益が保存される方向に向かい、若い人は兵隊のように扱われてしまいます。これは、どんな組織でも陥りがちな悪弊です。

しかし、当事務所は私が入所した当時から、先輩の弁護士が若手の活躍を後押しする風土がありまし



飯田耕一郎弁護士

た。そのDNAは、現在でも脈々と受け継がれています。われわれ自身が若い世代だった頃に伸び伸びと仕事をさせてもらった感謝があるので、その恩義を今の若い世代に返したいという思いが強いのです。その気概があるので、運営側が若い世代に関心をもち、彼らが主力となる頃までに整えておかなければならない懸案事項に全力で取り組んでいくわけです。正直に言って、多数にのぼる若手のさまざまな希望、意向を汲んで革新的に事務所を運営することは、かなりの労力を要します。何もせずに淡々と昨日と同じ業務を繰り返している方が軋轢も生まれず、思い悩むこともないかもしれません。しかし、その労を避けることが老朽化につながるのです。組織が大きくなればなるほど、その経営に携わる者は警戒心を持たなければならないと考えております。

——若手を前線に立たせて成長させる、という伝統的なカルチャーがあるのですね。

若手の育成に関連してお話をさせていただくと、われわれは常に選ばれる事務所(Firm of Choice)でありたいと思っており、どんな分野を依頼されても常にその道の第一人者が対応することを可能にしたいと考えています。そして、そのようなスター人材を輩出し続けるためには、組織的・戦略的に取り組む必要があると考えます。

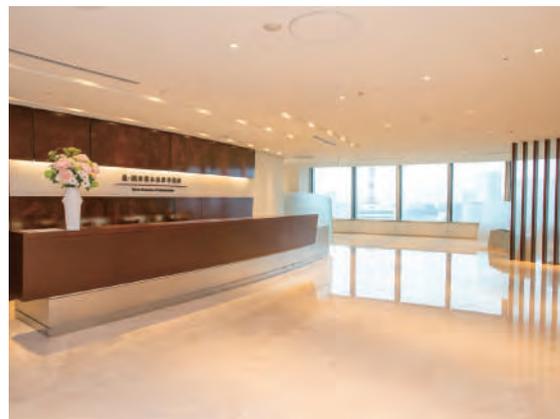
近年、たとえばFintechのような、法律分野の知見が重視される複雑な仕組みをもった経済分野が出

現しています。また、ロボットやドローン、自動運転といったまったく新しい成長分野も注目されています。当事務所はこうした分野において、「日本で最も詳しい人」が所属していることを希求していますが、こうした人材は一朝一夕にできるものではありません。時代を先読みして必要とされるテーマを見つけ、最適な人材を行政機関や企業に派遣して一緒に仕事をさせていただく。そうすることで、その分野において最高の知見と人脈を身につけられるわけです。これは若手育成と事務所運営の両方の観点から、非常に重要なアクションです。当事務所はもともと「新しいもの好き」の気質がありますので、率先して手をあげる若手が多いことに感謝しています。

常に時代の先端を追求する

——飯田弁護士ご自身も、草創期からIT分野の法律問題に取り組みられていましたね。リーガルテックなど、最近話題の法律実務とITの交錯分野についてはどのようにお考えでしょうか。

事務所全体のマネジメントになる以前から、10年以上IT担当をしておりました。業務システムに関しては早期に積極的に導入し、アナログだった弁護士業務を効率化することに取り組んできました。当事務所のITインフラは常に高い水準を維持しており、さらに昔から独自システムの開発も進めています。独自システムはガラパゴス化するおそれもあり諸刃の剣でもあるのですが、大規模法律事務所特有のニーズがあるため、自前で使い勝手のよいもの



のを作り、オリジナルの情報共有や業務のIT化を可能としています。システム環境においては、法律事務所のなかでも先端を走っていると自負しています。リーガルテックは、今までの地道なIT化の取組みの延長線上にある話ですから、新しいテクノロジーに抵抗を感じることなく法律事務に取り入れていくことができます。

今、これまで人間が手作業でしていた部分が急速にシステムに移行していると感じます。10年後に非効率巨艦とならないため、IT分野に関しては率先して投資を行っています。たとえば、弁護士は文書の作成が主要な仕事のひとつで、日々膨大な文書が作成されます。それをデータベース化して優れた検索システムを実装すれば、誰かが一度作ったものを類似案件の際に参考とすることができ、業務の効率化が図れます。法律事務所において文書マネジメントは非常に重要という認識でしたので、当事務所では2007年には自前の優れた文書管理システムを開発していました。そのため、今現在、既に相当なボリュームのビッグデータが存在しています。今後、現在のもを承継する第二世代のシステムは、AIの導入によって契約書の分析を行ったり、条項単位で適切な参考例を検索可能となるようなものを構想しています。こうした取組みが、さらに高度な知の結集や効率化を実現させ、優れた人間の思考・活動を、より高みに導いてくれると期待しています。

——最近ニュースになりました、AIスタートアップとの提携もその一環でしょうか。

そのとおりです。現在、東京大学松尾研究室発のAIスタートアップである株式会社ライザや、未踏プロジェクトにも採択された株式会社Legalscapeといったベンチャー企業と協働し、さまざまな取組みを行っています。

当事務所は既存の業務を研ぎ澄ますことを旨としていますので、もともと法律分野以外で決まったパートナーを作る考えはありませんでした。法律分野で常にトップクラスの地位を確保していれば必然的に他分野のナンバーワンから声がかかり、適切に連携できるというスタンスだったからです。特定の企業と提携して一緒にプロジェクトを行うというのは、われわれとしては非常に革新的な試みとなります。



また、国際化という意味でも新しい変化があります。当事務所は、クライアントの需要が高いアジアが海外での主戦場ですので、その拠点として2017年にタイの大手法律事務所を買収しました。海外の大きな法律事務所を自らの中に取り込むというのは、これまでにない動きです。

繰り返しになりますが、われわれはクライアントのニーズを満たすため、常に最強の法律事務所でありたいと考えています。案件の処理方針や交渉などの不確実事項がある案件において、クライアントが望む方向で最善の結果を出すこと、ギリギリまで目標を追求する姿勢を常に心がけております。事務所の拡大やリーガルテックの進展などの先端的な取組みも、その一環として行っていることです。

コロナ禍での事務所運営

——コロナ禍は森・濱田松本法律事務所にも何をもたらしたのでしょうか。

コロナ禍の日本経済への影響は、全体としての把握が非常に難しいところですが、コロナ禍における社会生活スタイルの変化がプラスに作用しているところや、コロナ禍の影響をほとんど受けていない企業もあります。法律事務所の業績は、顧客である企業の業績とどうしても連動する部分がありますので、最初の緊急事態宣言が発令された時には先の見通しを保守的・悲観的にせざるを得ないところがありました。

しかしふたを開けてみると、法律事務所のサービ

スは少なくとも今までのところ、コロナ禍のネガティブな影響はほぼ受けていないと思います。むしろご相談・ご依頼が増えた分野もあり、またウェブ会議などが浸透したことでアナログな部分が急速に効率化されました。法律サービスは情報産業なので、物理的な移動が止まっても同じレベルで提供を続けることが十分可能です。インターネットや電子メールがあれば、われわれのサービスは提供可能ですし、むしろ従前よりも高い生産性で提供できる部分があります。

あと、コロナ関連で言えば、当事務所のリサーチャーが中心となってコロナ関連情報をまとめたものをウェブサイトに常時掲載しております。これは、企業の担当者や政府の方からも情報の網羅性や精度の高さを評価していただいております。サイトにアクセスいただければどなたでも利用可能となっておりますので、ぜひご活用ください。(談)

森・濱田松本法律事務所

弁護士数633名(日本弁護士482名、外国弁護士151名)
(2021年11月現在)
代表弁護士: 棚橋 元(第二東京弁護士会)
〒100-8222
東京都千代田区丸の内2丁目6番1号
丸の内パークビルディング
TEL: 03-5220-1800(代表)
URL: www.mhmjapan.com
E-mail: mhm_info@mhm-global.com

森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

森・濱田松本法律事務所は、2002年に、国内の訴訟・倒産業務、M&A 証券化等の業務を基盤とした企業法務に強みを有する森綜合法律事務所と、国際金融・証券業務分野を得意とする濱田松本法律事務所が統合して設立された、日本有数の大規模総合法律事務所である。業務内容としては、M&A、金融/ファイナンス、訴訟/国際仲裁/紛争解決、事業再生/倒産法務、危機管理、競争法/独禁法、人事労務、税務、IT/データ/知的財産、環境法その他の規制、一般企業法務など、あらゆる企業法務分野を手がける。また、90年代からアジア法務の取扱いを開始し、国内では東京のほか、名古屋、大阪、福岡、高松、また、中国に2拠点、東南アジア地域に4拠点を有している。企業活動の複雑化・大規模化に伴い、複数の法分野や国にまたがる案件が増え続けている現在の企業法務をめぐる状況下で、ワンストップ・サービスへの要請がますます強まる中、最先端の専門家をそろえてこのようなニーズにきめ細かく対応している。

One Asia Lawyers Group/ 弁護士法人 One Asia

日本・アジアをつなぐワンストップのシームレスな
プラットフォームを創造する
～アジア一円の最新の法制度・法令状況を包括的に提供～

日本とアジアをつなぐワンストップの 法律プラットフォームの創造

アジア諸国の経済発展や人口増加等に伴い、アジア諸国に展開する日本企業が増加しています。One Asia Lawyersは、アジア各国の法律に関するアドバイスを、アジア各国を基礎として、シームレスに、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初のASEAN+南アジア法務特化型の法律事務所です。

One Asia Lawyersのメンバーはアジア各国での業務経験を積み、アジア各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。アジア各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィス・メンバーファームからアジア各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。



臨機応変に対応できる体制の構築

1.ASEAN+南アジア諸国+オセアニアに拠点

日本(東京・大阪・福岡)、ASEAN諸国のみならず、南アジア5か国(インド・バングラデシュ・スリランカ・ネパール・パキスタン)、オセアニア(オーストラリア・ニュージーランド)等にオフィス・メンバーファームを有しているため、クライアントがそれぞれの法域において、別々の窓口・事務所を起用する必要性を排除し、1つの窓口より各国のアドバイスを受けることが可能です。

2.クオリティ・スピード・フィーへのこだわり

クライアントのアジア各国での成長を支援するため、クオリティ・スピード・フィーの3つの要素にこだわったサービスを提供しております。例えば、国籍、性別、年齢、経験の異なったチームメンバーを組むことで多角的観点から考え抜く組織を形成す



アジア全域のメンバーが集まったOAL全体会議の様子

ることによりクオリティを、普段から研鑽を積み、圧倒的な知識の集約、研鑽により業務の効率化を図ることによりスピードを、そして最も適切な解決策を追求することによりコスト削減を図っております。

3.現地弁護士と日本人弁護士が綿密に協働する体制を構築

One Asia Lawyersにおいては、アジア現地法のアドバイスを提供できる体制を整えていることはもちろん、アジア各国のオフィス・メンバーファームに日本人弁護士・スタッフを配置し、日本語でサービスを提供できる体制を整えております。

現地日本人弁護士・スタッフは、アジア各国の弁護士とのコミュニケーションを行う役割にとどまらず、アジア各国に自ら身を置き、自身でアジア各国の法律の研究、実務経験を積んでおります。そのため、法律の知識に裏打ちされながらも、現地の商習慣、実務慣行などを理解した上で、現地に根付いたプラクティカルなアドバイスを提供することが可能です。

4.ITシステムの活用

当事務所は、ITシステムにより各国のオフィスを繋ぎ、各国の弁護士がいつでも必要な情報にアクセスできる環境、スムーズにコミュニケーションを取ることができる環境を整えております。

5.人材育成・教育

(1)大学・教育機関との連携

当グループは次世代の育成、教育にも力を注いで

います。具体的には、アジア各国のメンバーが、2021年7～8月に神戸大学法学研究科の集中講義「国際ビジネス取引法」の特別講師に選任され紛争解決、フィンテック関連、個人情報保護、M&A関連法務などの講義を英語にて行いました。その他、一橋大学、法政大学ロースクールなどでも講義を行っております。

(2)グループ内での取組み

所内勉強会、若手弁護士向けセミナー、アジア各国オフィス・メンバーファームの現地弁護士による各国法勉強会、各現地パートナー事務所での研修、ローカルスタッフのための法曹資格取得奨励制度等の教育制度を通じ、お客様に最新の情報・有益なサービスを提供できるよう、人材育成に努めております。

また当事務所内では、各国オフィス・メンバーファームのメンバーが、別のオフィスにて勤務し、他国の法律を習得するシステムも採用しております。これにより、アジア各国のアドバイスをボーダレスに提供できる体制を整えております。

幅広い分野にてリーガルサービスを提供

日本国内外を問わないサービスの提供

(1)ASEAN+南アジア全域一括(もしくは法域選択)顧問契約

近年のアジア各国の急速な経済発展、そして、ASEAN経済共同体、南アジア等の進展により、企業はアジア諸国への進出にとどまらず、アジア諸国を広く、1つのビジネス圏として捉える傾向にあります。

しかし、アジア各国に法務担当者を配備することは容易ではありません。当事務所では、「ASEAN+南アジア+オセアニア一括(もしくは法域選択)顧問契約」という形で、各国における法務顧問業務を承っております。

(2) ASEAN+南アジア一括内部通報・危機対応窓口設置

当事務所は、アジア各国のオフィス・メンバーファームを有する強みを生かし、ASEAN+南アジア一括内部通報・危機対応窓口への対応を行っております。これにより、各国に法務・コンプライアンス担当者を配備することなく、アジア各国における従業員からの内部通報、刑事事件発生時などの有事における危機への対応を行うことが可能となります。

2021年からはグローバル内部通報制度専用ホームページ(Global Whistle-Blowing System/<https://wb.oneasia.legal/>)を開設し、クライアントのアクセスがより容易になっております。

(3) クロスボーダー案件への対応

アジア各国にオフィス・メンバーファームを有する強みを生かし、M&A、会社法関連、紛争解決、コンプライアンス対応・不正調査、不動産、ファイナンス、労働法、知的財産、フィンテック・ICO支援、ベンチャー企業支援など、日本およびASEAN

+南アジア諸国または法域をまたぐ案件に対応しております。

情報提供・E-Learningシステムの活用

1. ニュースレターの配信

当事務所では、日本、ASEAN諸国のみならず、南アジア5か国(インド・バングラデシュ・スリランカ・ネパール・パキスタン)、オセアニア(オーストラリア・ニュージーランド)等に関する新法およびクライアントに有益な最新情報をニュースレターとして定期的に配信しております。

2. E-Learningシステムの活用

時代に即した情報をいち早く提供するため、当事務所ではウェブセミナーを開催しているだけでなく、各クライアントに合わせたオーダーメイドのウェブセミナーを提供しております。

コロナ禍においては、日本企業がどのような対応を行えばよいかなど特に事業運営に関連する重要な情報を吟味し、幅広く提供いたしました。

またアジア各国の企業に対する債権回収の依頼が増加するのに伴い、「アジア各国における債権回収シリーズ(全8回)」にて債権回収・相手企業の倒産

に対応する方法などを、また東南アジア・インドにおける当事務所の経験を生かし各国の労働法を比較し、各国の労働者を管理・マネージメントを行う場合の注意点などを総括的に説明した「最新 東南アジア・インドの労働法務」ウェブセミナーを開催しております。

日本・ASEAN・南アジア・オセアニアの社会の発展に向けて

当事務所の究極的な目標は、日本・ASEAN・南アジアの社会の発展に貢献することであり、そのため、当事務所のメンバーは積極的にCSR活動を行って参ります。

1. 日本弁護士等のシンガポール法曹資格取得の支援活動

アジアの多くの法域においては、イギリスの植民地下にあったことも影響し、コモン・ロー(判例法)の法域が多く、コモン・ローの理解が必須となっております。この点、イギリスの法律を大胆にとり入れ、アジアのスタンダードの法律になりつつあるシンガポール法を理解することは、今後の日本の法曹にとって重要となっております。当事務所は事務所のメンバーであるか否かにかかわらず、日本弁護士等のシンガポール法曹資格取得のための支援活動を行っております。

2. ASEAN+南アジア+オセアニア弁護士に対する日本法の教育、日本における執務活動

当事務所においては、ASEAN+南アジア法曹界の発展のために力を注ぎます。ASEAN+南アジア法曹界の発展のため、日本法の教育、日本における執務活動を行ってまいります。

3. ASEAN+南アジアにおける社会貢献活動

当事務所では、アジアにおける社会貢献活動に力を入れており、積極的に募金活動、ボランティア活動を行います。

当事務所の弁護士らが時に神戸大学、一橋大学などの講師を務めるなど、教育活動にも力を注いでいます。

その他、アジア新興国の法治国家に向けた活動に対して積極的に支援を行ってまいります。例えば、カンボジアでは、民法・民事訴訟法が日本の支援により起草され、施行されています。日本人弁護士が民法・民事訴訟法の普及、適切な運用に対する教育を行っており、ときには公共機関と連携し、民間レベルの法整備支援を行っております。

One Asia Lawyers Group/ 弁護士法人 One Asia

スタッフ数約300名(シンガポール27名、タイ18名、マレーシア10名、ベトナム6名、インドネシア19名、フィリピン31名、カンボジア39名、ラオス8名、ミャンマー20名、南アジア24名、オーストラリア・ニュージーランド66名、東京49名、大阪15名、福岡4名等)19拠点(2021年10月現在)
代表弁護士:栗田哲郎(第二東京弁護士会)
土取義朗(第二東京弁護士会)

〒100-6090

東京都千代田区霞ヶ関3-2-5 霞ヶ関ビルディング31階

TEL: 03-6550-9000

URL: <https://oneasia.legal>

Mail: info@oneasia.legal



アジア・オセアニア諸国の経済発展・人口増加等に伴い、ASEAN+南アジア諸国+オセアニアに展開する日本企業が増加しています。One Asia Lawyers Groupは、アジア各国の法律情報を、ワンストップでシームレスに提供するために設立された法律事務所グループです。当グループは、現在、日本国内(東京・大阪・福岡)のほか、ブルネイを除くすべてのASEAN加盟国、インドを中心とした南アジア各国、そしてオーストラリア、ニュージーランド、イギリス等の19カ国にオフィスを展開しています。

そして、それぞれのオフィスに日本法弁護士・専門家を配置し、現地の法律事務所と緊密に提携しながら、アジア太平洋地域に展開する日本企業にワンストップのリーガルサービスを提供しています。

2021年には、グローバル内部通報制度専用ウェブサイトも開設し、よりきめこまやかなサービスの提供をいたします。今後も当事務所は日本企業のアジア進出や展開の支援をより深く、より幅広く行う予定です。また、国内メンバーの強化はもとより今後は日本国内の拠点の増設を行い、国内法務もより充実させていく予定です。

お問い合わせ先

Tel: 03-6550-9000

Mail: info@oneasia.legal



オーストラリア・ニュージーランドチーム

弁護士法人イノベンティア・特許事務所イノベンティア

知的財産権の専門家により知的財産法務の総合的なサポートを提供

知的財産及びその周辺領域の法務サービスと出願業務をワンストップで提供

2021年6月、東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コードが改訂され、新たに、知的財産情報の開示と知的財産への投資についての取締役会の監督義務が盛り込まれました。知的財産に積極的に投資して経営に活かし、投資家に開示・アピールしていくことは重要性を増しています。また、強くかつ効率的な知財戦略を構築し、自社の知的財産を守るとともに、しっかりと活用することは、極めて重要な経営の基盤となり、時に企業存続の生命線ともなっています。

イノベンティアは、創業時から知的財産権に関連する網羅的なサービスの提供を業務の柱としており、弁護士と弁理士が共同して、知的財産権の取得から活用、行使までをワンストップでサポートしています。

具体的には、権利取得の段階においては、紛争も見据えた「強い権利」を取得できるよう、知財戦略の構築のサポートや出願手続きを行うほか、発明の奨励とさらなる創出のために、適切な職務発明制度の構築に関する助言をしています。また、知財の活用の側面においては、他社との共同開発による事業化や、ライセンスなどによる経済利用が行われるところ、イノベンティアでは、こういった活動に必要となる各種契約の作成やレビューについても、国内契約、国際契約ともに豊富な経験を有しています。さらに、紛争の局面においても、弁護士と弁理士が共同して対応することにより、法律・技術の双方にわたって隙のない戦略を構築することができるほか、実戦から得た知見に基づき、第三者の権利への抵触

や、有効性に係る鑑定、また、これらの結果に基づいた事業活動における幅広い助言を行っています。

加えて、イノベンティアは、特許分野のみならず、ブランドや工業デザイン、ソフトウェアその他のコンテンツなど、全ての知的財産法分野に豊富な経験と知見を有しており、企業の日常的な相談から紛争対応まで、あらゆるニーズにお応えしています。

企業のDX推進に関する法務・知財分野の知見の提供

昨今、企業におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）が推進され、法務部門や知財部門では、それに伴う契約や知財といった法的問題に対応する必要が生じています。そこでは、これまでITやソフトウェアの開発、知的財産などの問題になじみの薄かった企業においても、これらの分野に関連する各種契約を作成ないし検討するほか、事業活動に伴う様々な法律・知財問題に対応していくことが喫緊の課題となっています。

イノベンティアでは、IT分野においても、権利化から契約、紛争対応まで、網羅的なリーガルサービスを手掛けてきたほか、DXを推進する企業の法務・知財ニーズに応えるため、早い段階から様々な相談に応じてきました。このような経験を活かして、メーカー等の非IT系企業がDXを推進していく際に生じる法的な問題についても、適確なアドバイスをしています。

また、そうして得られた知見を取りまとめた体系化し、有益と思われる情報については、ウェブサイトの「イノベンティア・リーガル・アップデート」や、無料のウェビナーを通じて積極的に発信しています。



法務部門の日常業務を総合的にサポート

イノベンティアは、知的財産やその周辺領域におけるサービスのみならず、企業の法務部門を総合的にサポートする体制も備えています。特に、法律事務所利用時の法務担当者の負荷を可及的に軽減して積極的な活用を可能にするとともに、法務部門の業務効率の向上、固定費削減に資することには注力してきました。

具体的なサービスとして、契約書のレビューに特化することで弊所のサービスを社内ワークフローに組み込めるように工夫した「InnoReview」や、一元化した料金体系による総合法律支援サービスである「InnoCounsel」は、多くの企業クライアントから好評を得ています。

国際業務への対応力

企業活動のグローバル化や外資系企業の日本での展開に伴い、外国語を用いた業務や海外でのトラブルの法的サポートのニーズも高まっています。

イノベンティアには外国法の有資格者や留学経験のある弁護士が多数在籍しているため、英文の契約書レビューや外資系企業とのやり取りについても円滑に対応しているほか、海外の法律事務所と連携することで、外国法令の調査、外国法準拠の契約書のレビューにも対応している点も特徴です。

さらに、イノベンティアの弁護士・弁理士は、国

際仲裁や外国での特許権侵害訴訟のサポートについても、豊富な実戦経験と強力な海外ネットワークを有しています。そのため、平時のみならず、紛争という有事の場においても、その地域や手続きに即した適切な助言を行うことができ、また、こうした経験に基づき、日常業務における予防的アドバイスを行っています。

弁護士法人イノベンティア・特許事務所イノベンティア
 弁護士数：弁護士15名、外国弁護士1名、弁理士5名(2021年9月21日現在)
 代表弁護士：飯島 歩(第一東京弁護士会)
 大阪事務所
 〒530-0001 大阪市北区梅田2-4-9ブリーゼタワー12階
 東京事務所
 〒100-0006
 東京都千代田区有楽町1-7-1有楽町電気ビル北館14階
 TEL：大阪事務所：06-6346-7580
 東京事務所：03-6261-6581
 URL：<https://innoventier.com/>

innoventier
Power for the Business

知的財産法について専門的知識を有し、国内外の紛争解決や各種取引に関して豊富な経験を積んだ弁護士・弁理士によって2016年4月に設立され、現在は、法律業務を行う弁護士法人イノベンティアと権利化を主たる業務とする特許事務所イノベンティアとのパートナーシップ形態をとっています。内容を、知的財産法を中心とする事業者向けのサービスに特化することによって、高度に専門的なサービスの提供を可能にするとともに、強力な外部ネットワークを活用し、製造、IT、情報通信、運輸物流、物販、各種サービス業など、技術やブランドを事業の中核とする企業クライアントの様々な法務ニーズに応えています。

弁護士法人大江橋法律事務所

総合的に裏打ちされた専門性を結集し、
クライアントとともに社会の急激な変化に立ち向かう

総合力と専門性を有する弁護士が一丸となって満足の先にある価値の提供に努める

大江橋法律事務所は、1981年に大阪で設立された事務所です。現在は東京・大阪・名古屋・上海に拠点を有しています。

当事務所では行動指針として、「1人ひとりが総合的に裏付けられた専門性を追求する」、「個の力を融合し、我々にしかない価値を創造する」、「クライアントを深く理解し、ともに社会に貢献する」の3つを掲げています。この行動指針のもと、当事務所の弁護士は、クライアントの皆さまに最適なリーガルサービスを提供するための研鑽を重ねるとともに、各案件を成功に導くためには、クライアントとの信頼関係のもと、クライアントの真意を深く理解し、多分野における専門性と経験をベースとした専門的かつバランスのとれたアドバイスが必要であるとの考えに基づき行動しています。

東京・大阪の2拠点で企業法務をリードする唯一無二の法律事務所

当事務所では、2002年に東京事務所を開設し、東京に本社を構えるクライアントや外資系企業からの依頼に対応してまいりました。東京事務所では転籍者も多く受け入れ、現在は、大阪事務所に常駐する弁護士が75名、東京事務所に常駐する弁護士は73名となっています。このように東京と大阪の各拠点に70名超の弁護士を有する総合法律事務所は当事務所のみです。当事務所ではこの2拠点を中心として、各分野をリードする弁護士が適切なチームを組んでクライアントの皆さまの依頼に応える体制を整えています。

大規模なM&Aから中小企業の事業承継まで幅広く対応

当事務所は、国内外を問わずあらゆる分野におけるM&Aにおいて豊富な実績を有し、Chambers、ALB、IFLR1000等からはM&A分野において高い評価を受けています。

近年、上場会社の非公開化やMBOにおいては、構造的な利益相反の問題や情報の非対称性の点から、一般株主の利益確保やそのための情報開示が重要性を増しており、対応する弁護士にはクライアントだけではなく一般株主の視点も考慮した検討・助言が求められます。当事務所では、そのような案件でのアドバイザーや特別委員会の委員として豊富な実績を有しています。

また、海外企業の買収においては、現地法律事務所との連携や現地法制度に対する知見が必須ですが、当事務所には海外での留学経験を有する弁護士が多数在籍し、また、独自のネットワークによる現地法律事務所との緊密な連携により、逆三角合併スキームを利用した米国企業の買収等の難易度の高いM&Aも成功させてきました。

中小企業の事業承継のニーズは益々高まっているところですが、当事務所では、事業承継案件においても豊富な実績を有します。コロナ禍でWeb会議システムが急速に普及したことで、地方の事業承継案件の依頼も増えており、東京・大阪の2拠点に多様な分野の専門家を有するという当事務所の特徴を活かし、クライアントの所在場所を問わず、さらに多くの事業承継案件に貢献してまいりたいと思えます。



関口智弘弁護士



山口拓郎弁護士



山本龍太郎弁護士



福富友美弁護士

プライベート・エクイティ、ベンチャー・スタートアップの分野でも高い評価

当事務所は、事業会社だけでなく、PEファンドやベンチャーキャピタルファンド等に対しても数多くのアドバイスを行ってきました。

PE投資の多くは、後継者難の事業承継案件ですが、当事務所は、事業承継案件に精通している点で多くのPEファンドに貢献しています。事業会社によるM&Aと異なり、PEファンドの意思決定は迅速であり、また、LBOスキームで資金調達を行うため、銀行対応が求められますが、PE投資に精通した弁護士がファイナンス分野に強い弁護士と協働して対応しています。当事務所は、PEの分野でも、IFLR1000等から高い評価を受けています。

スタートアップ投資に関する当事務所の特徴としては、ベンチャーキャピタルファンド、投資家としての大企業、スタートアップのいずれにもアドバイスしており、スタートアップ投資に関する実務に精通している点が挙げられます。優先株式に関する規定等のスタートアップ投資特有の条項を含む投資契約・株主間契約へ精通していることはもちろん、多様な立場からスタートアップ投資に関与している経

験を活かし、クライアントの意向を踏まえた実務的かつ創造的なアドバイスを提供しております。

また、当事務所が作成に協力し、経済産業省が公表している投資事業有限責任組合契約の雛形は、現在も業界のスタンダードとして使用されております。

敵対的買収・買収防衛策を巡る紛争にも豊富な実績

近年は、敵対的買収も増加しており、裁判に発展するケースも散見されるようになってきました。当事務所は、買収防衛策の発行差止めが問題となった裁判で勝訴する等、敵対的買収における対応や買収防衛策を巡る紛争においても豊富な経験を有しています。当事務所の特徴の1つは、紛争解決に強みを有する点であり、また、買収防衛策を巡る紛争等は、会社の命運を左右する事件であり、保全事件対応を含めて特有の対応が必要となります。当事務所では、こうした事件の経験を有し、かつ、M&Aと会社法に精通した弁護士が、有事にも対応できる体制を整えております。

※当事務所では、2021年9月より毎月、M&Aの要点を横断的に解説する「M&A実務セミナーシリーズ」を開催しております。以下にある事務所メールまでご連絡いただければ、詳細情報をお送りいたします。

弁護士法人大江橋法律事務所

弁護士145名、外国法事務弁護士5名、外国弁護士2名(2021年9月30日現在)
代表弁護士:国谷史朗(大阪弁護士会)
大阪:〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島2-3-18
中之島フェスティバルタワー27階
東京:〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-1岸本ビル2階
名古屋:〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅4-4-10
名古屋クロスコートタワー16階
TEL:06-6208-1500(代表)
URL:https://www.ohebash.com

大江橋法律事務所

OH-EBASHI

過去の主要事件▽東芝の不適切会計処理の役員責任追及訴訟▽東芝メモリ買収▽ソニー・フィナンシャルホールディングス非公開化の特別委員会アドバイザー▽ニチイ学館 MBO の特別委員会委員▽塩野義製薬による米国 Tetra 社の買収

お問い合わせ先

Mail: general_toiawase@ohebash.com

外苑法律事務所

**豊富な経験に基づく広い視野・柔軟な思考と、
小規模事務所ならではの機動力・効率性により、
環境変化に即応するリーガル・サービスを提供する**

外苑法律事務所の強み

外苑法律事務所は、企業法務の多様な分野における豊富な経験を強みとしつつ、小規模法律事務所としての機動力・柔軟性を発揮することで、多様なクライアント・ニーズに応えることを目指しています。これまで紛争解決、コーポレート・ガバナンス、M&A、労働法務などの分野で長年経験を積んだパートナーを中心に、常に依頼者にとっての最善の成果を上げたいというマインドを共有する弁護士集団として、依頼者の信頼を基礎として成長することを目指しています。所属パートナーは、各自の経験分野において、国内外の媒体・ランキングで継続的に高い評価をいただいております。

当事務所は、クライアントに対して法的・社会的に正しいアドバイスやサポートを提供することは当然として、今後の事業の発展にとって最善の選択肢を提示できるよう、時代のトレンド、法改正や実務の動向なども踏まえつつ、柔軟な発想をもって、ビジネス全体への影響に目配りした実践的なリーガル・サービスを提供できるように常に心がけています。



そのために、所属弁護士の全員が、クライアントの属する業界や事業について広く深い関心を持つとともに、特定・一部の法律専門領域のみに特化するのみならず、幅広い領域の法分野にまたがる横断的な知識・経験を持つことの重要性を意識しています。多くのパートナーが上場企業の社外取締役・社外監査役などを務め、経営の現場にじかに触れる機会を有していることや、若手弁護士については分野を問わず様々な業務を経験させていることも、企業経営の実際を踏まえた実践的なアドバイスのご提供につながっていると考えます。

近時の取扱い案件

外苑法律事務所の取扱分野は、小規模事務所としては極めて広範囲にわたっています。顧問先企業等からの日常的な企業法務相談はもとより、国内・国外の商事紛争(訴訟・仲裁)解決案件、企業不正調査案件、グローバル案件を含むM&A案件、株式公開買付案件、労務相談、ベンチャー企業の上場支援案件など、幅広い案件に対応しています。各パートナーの専門性を有効に活用するため、事案の特性によって柔軟にチーム編成を行うことで業務の質を高めています。

クライアント層は、上場企業や上場準備中の企業が中心ですが、業種については、金融機関・メーカー・サービス業・建設・情報通信など幅広く、投資ファンドからのご依頼も増加傾向にあります。

外苑法律事務所の案件処理スタイル

紛争解決案件においては、徹底した事実調査と法

的分析をベースとしつつ、無駄を排した短期間での解決を目指します。訴訟においては、パートナーとアソシエイトが内部で徹底的に議論し、勝敗のキープポイントに焦点を絞った戦略的かつコンパクトな主張書面を作成することを心がけ、依頼者の各種負担を軽減しつつ、早期に最良の結果をもたらすことを追求します。商取引紛争や会社法関連案件のほか、労働事件や国際仲裁・クロスボーダー紛争といった分野にも強みを有しています。

企業取引案件においては、法律論と経営感覚を両立するビジネス・オリエンテッドな視点から、誠実で質の高い仕事を提供することを大切にしています。トランザクションの規模や複雑さによっては、複数分野の専門家や人的資源が要求される場合もありますが、国内外の大手法律事務所や公認会計士・税理士、ファイナンシャル・アドバイザー等との幅広いネットワークを活用し、案件ごとに最適なチームを構築して対応しています。

法律顧問契約を締結いただいているクライアントに対しては、担当パートナー・担当アソシエイトとご担当者との長期的な信頼関係を構築しつつ、各企業の実情に応じた迅速な対応をご提供しています。

当事務所では、若手弁護士に対し、1つ1つの案件に丁寧に取り組む、幅広い領域での知識・経験を深化させていくことで、企業法務の弁護士として成長できるように促しており、こうした若手弁護士の力もチームの活力につながっています。

外苑法律事務所の目指すもの

新型コロナウイルスの蔓延や国際情勢の不安定化の一方で、デジタル・トランスフォーメーション(DX)を通じた業務変革、ESG経営に対する社会的期待など、企業を取り巻く経営環境は多くの要因によってますます予測が難しくなっています。グローバルな環境問題はもちろん、海外投資家の活動や各国法規制の域外適用も既存の国境の存在を曖昧にし、海外の動向にも以前のように無関心ではいられない



状況となっています。新型コロナウイルスの影響も手伝って、日本企業の雇用慣行や組織のあり方も大きく揺らいでいます。

こうした社会の変容に対し、様々な新しい規制やルールがめまぐるしく導入され、日本企業にとって新しい経営課題が次々と、かつ複雑に絡み合いながら登場しています。このような時代であるからこそ、各弁護士が豊富かつ幅広い領域の経験を積んでいる外苑法律事務所の強みが活かされると自負しています。

私たちは、こうした社会の複雑かつ急速な変化を敏感に捉え、新しい課題に挑戦する企業にとっての法務・戦略面における信頼できるサポーターとなりたいと願っています。

外苑法律事務所 (GAIEN Partners)

弁護士数: 8名(2021年10月現在)
〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
明治生命館(受付4階)
東京メトロ千代田線「二重橋前」駅直上、JR・東京メトロ丸の内線「東京」駅丸の内南口より徒歩5分。東京メトロ有楽町線「有楽町」駅、都営三田線「日比谷」駅等もご利用可能です。
TEL: 03(3212)1288(代表)
URL: <https://gaienpartners.com/>
Mail: contact@gaienpartners.com

外苑法律事務所

GAIEN

弁護士法人北浜法律事務所

**独禁法・下請法・景表法の様々な案件に対して
当局実務を踏まえビジネス目線・スピードにあった
ソリューションを提供**

クライアントとともに。

北浜法律事務所は、大阪、東京、福岡に事務所を置き、企業法務を中心として、あらゆるタイプの国内外の法的案件を取り扱う総合法律事務所です。

M&A、ファイナンス、労働法務、税務、競争法、リスク・マネジメント、事業再生／倒産、知的財産権など、その法律分野及び産業分野に精通した弁護士が、必要に応じてチームを編成して、ビジネスのスピードにあわせて迅速に対応しています。また、クライアントの皆様の個々のニーズに応えるため、コミュニケーションを密にし、きめ細やかで一体感のあるサービスを提供しています。

豊富な国際案件を通して、欧米のみならず、中国、インド、ASEAN諸国などの新興国にも信頼できる海外の専門家とのグローバル・ネットワークを構築し、国と分野を問わずサポートしています。

競争法の分野については、公正取引委員会に勤務経験のある藪内俊輔弁護士、若井大輔弁護士が中心となって、国内外の競争法(下請法、景品表示法を含みます)に関するご相談への対応、違反被疑事件の調査への対応方法に関するアドバイス、M&A案件における競争法上のクリアランス取得のための法制度の調査や届出手続に関するアドバイス等幅広く対応しています。

M&Aにおける企業結合規制対応をサポート

コロナ禍の影響を受けて、令和2年度における企業結合計画の届出件数は減少していますが、国内企業の事業再編や中小企業の事業承継、有望なIP(知

的財産)を保有するスタートアップ・ベンチャーに対する投資等、引き続き、M&Aは企業の成長戦略における重要な選択肢の1つとなっています。M&Aを実施するにあたっては、M&Aを企画する初期の段階からM&A取引を実行するまでの各段階において、国内・海外の企業結合規制に適切に対応することが重要です。まず、M&Aを企画する初期の段階では、M&Aの交渉を開始するかどうかを判断する際に、各国競争当局のクリアランスを取得できるか、クリアランスの取得にどの程度の期間を要するか、また、競争法上問題となり得る市場がある場合にはどのような問題解消措置が想定されるかといった点についてあらかじめ分析し、当該案件において想定している目的・シナジーの達成可能性を検討することが極めて重要です。また、一定規模のM&Aについては、国内・海外の競争当局に対して事前又は事後の届出義務が課される場合がありますので、届出が必要となる国を特定し、各国の審査実務を踏まえた審査対応スケジュールを検討した上で、M&Aのスケジュールや実行予定日を定める必要があります。実際に届出を行う場合には、企業結合審査対応として、届出書類の作成・提出や必要に応じて意見書等(M&A取引の概要、当該M&Aにより影響を受ける市場の画定、当該市場における当事会社の市場シェア等を考慮すれば競争制限効果が生じないことの説明等)を作成・提出する必要があります。そのほか、M&Aの交渉過程における当事会社間の情報交換については、特に、欧米、中国等において活発に執行されている、いわゆるガン・ジャンピング規制に違反しないように、実務上、適切な情報交換ルールを策定することの重要性が高まっています。当事務所では、以上のようなM&Aを実施するた



藪内俊輔弁護士



若井大輔弁護士

めに必要な企業結合規制対応について、公正取引委員会における豊富な企業結合審査経験を生かして、各ステップにおいて必要な法的サポートを行っています。

優越的地位濫用に関するコンプライアンス

独占禁止法コンプライアンスの分野では、カルテルの予防の観点から、競合他社との協業等での接触の際の注意点や、社内でのコンプライアンス体制の構築について企業の関心は高く、関連するご相談に継続的に対応させて頂いた実績があります。

近年は、ビジネスの様々な局面で取引相手に不利益になる行為をするとそれが優越的地位の濫用として問題になると指摘されることが増えているように感じます。

公正取引委員会は、違反被疑事件の調査においても比較的大規模な企業による優越的地位の濫用事件を継続的に取り上げており、調査の手のなかで、企業側との協議によって企業が自主的に改善のための措置を行うことで調査を終了させる手続(いわゆる確約手続)を活用している例が複数見られます。また、公正取引委員会は、デジタル関連分野を中心に様々な事業分野において取引実態を把握するための調査も行っており、そのなかで優越的地位の濫用として問題になるおそれのある行為を具体的に指摘する等して注意喚起が行われている例もあります。

さらに、民事紛争の局面でも、優越的地位の濫用が請求を基礎づける理由の1つとして主張される事件は従前より増加してきています。

優越的地位の濫用の成立要件は、「優越的地位」と「濫用行為」に大別できますが、「優越的地位」があるといえるかどうかは個別の取引先との間での相対的な取引上の依存関係の程度等を中心に検討する必要があり、明確な判断が難しい面があります。そのため、企業におけるコンプライアンスの観点からは、「濫用行為」にあたると思われるような不当な不利益を相手方に与える行為を未然防止することが重要になってきます。

個々のビジネス局面において、取引先にあらかじめ計算できない不利益や過大な不利益を与える行為と判断されるか否か、また、濫用行為であるという評価がされにくくなる要素はないかを検討していくことが重要です。弊所では、過去の事例や経験等を踏まえた実践的アドバイスを行っています。

北浜法律事務所では定期的に「KITAHAMA+」というリーガルマガジンを作成して最新のリーガルトピックを紹介しています。今回触れた独禁法関連の内容についてVol. 8をご覧ください。幸いです。

https://www.kitahama.or.jp/wp-content/uploads/2021/07/KITAHAMA_vol08.pdf

弁護士法人北浜法律事務所

弁護士数:90名(2021年9月21日現在)

北浜法律事務所・外国法共同事業

〒541-0041 大阪市中央区北浜1丁目8番16号

大阪証券取引所ビル

TEL:06-6202-1088(代表)

弁護士法人 北浜法律事務所 東京事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号

サピアタワー14階

TEL:03-5219-5151(代表)

弁護士法人 北浜法律事務所 福岡事務所

〒812-0018 福岡市博多区住吉1丁目2番25号

キャナルシティ・ビジネスセンタービル4階

TEL:092-263-9990(代表)



きっかわ法律事務所

伝統に培われた経験と優れたチームワークで、
絶対の信頼を集める

老舗の伝統に裏付けられた多様な業務領域

きっかわ法律事務所は、1942年に、民事保全法分野の草分けとして知られ、立命館大学でも教鞭を執った吉川大二郎弁護士によって設立されました。2代目代表を務めた原井龍一郎弁護士は、弁護士として初めて民事保全法の制定に本格的に携わり、現代表の小原正敏弁護士も大阪弁護士会初のニューヨーク弁護士として渉外案件を開拓するなど、常にパイオニアとして、大阪の隆盛とともに歩んできました。

1. 大規模紛争案件のスペシャリスト

創立以来、公害事件・製造物責任事件・薬害事件・株主代表訴訟・建築紛争事件・知財事件など多様な分野、社会インフラを扱う大手企業の案件に事業者側代理人として関与し、現在も各地の裁判所に所属し、社会の耳目を集める大規模訴訟に多くかかわっています。

こうした訴訟では、論点が多岐かつ複雑になることが多く、複数の弁護士がチームを組み、1つひと



つの訴訟にオーダーメイドで対応しています。このような対応から、依頼者だけでなく、裁判所からも「きっかわが出てくるならば下手な訴訟遂行はしないだろう」との評価をいただくこともしばしばです。

2. 多様な業務領域への拡大

近年では、事業再編・組織再編、事業再生、会社法、独禁法案件にも力をいれており、新型コロナウイルス関連倒産として最大級の負債を抱えた民事再生案件の申立代理人、日刊新聞紙に掲載される規模のM&A案件対応、大規模カルテルに関するリネンシー対応、公共団体の包括外部監査法人、第三者委員会・調査委員会案件など、紛争案件以外にも多くの実績を積み重ねています。

また、国内案件に留まらず、100を超える国々の約160の法域をカバーする国際的な法律事務所の世界的ネットワークである TERRALEX (テラレックス) の西日本唯一の加盟事務所として渉外案件も多く受任し、渉外M&A案件(クロスボーダー案件)においては、現地法律事務所との協働を日常的に行っています。このような当事務所の渉外法務のプラクティスは、企業法務分野における世界各国の法律事務所の最も権威ある格付機関の1つである Chambers and Partners においても高い評価を受けています。

こうした大規模案件・渉外案件のみではなく、日常的な法律相談にも迅速かつきめ細かく対応しています。大規模紛争案件も、元を辿れば、契約書締結段階での十分な事前チェックや適時適切な初期対応により未然に防ぐことや紛争の拡大化を抑制できた場合も少なくありません。日々の細かな法律相談こそが後顧の憂いを断つとの意識のもと、クライアントの主たる窓口業務は信頼関係を築いてきた各弁護士が担う形を重んじています。



多様な経歴の弁護士によるチーム体制

当事務所では、ベテランから若手まで31名の弁護士がバランス良く在籍し、その経歴も元裁判官、元検察官、官庁・企業出向経験者、留学経験者、理系学部出身者など多種多様です。その他、クライアントの企業内弁護士を社内研修の一環として積極的に受け入れることもしております。

このような多様な人材がそれぞれの専門分野を有し、案件の性質に応じて柔軟に、いずれの案件についても複数名のチームで対応しています。こうした多種多様かつ高度な専門性を有した人員体制と大規模紛争案件で培われてきたオーダーメイドのきめ細かな対応を行っております。

コロナ禍への対応

地元の自治体・司法当局との関係も深い当事務所では、コロナ禍で運用される緊急融資、雇用調整助成制度等の継続見通しや事業の進退に悩んでいる方、既に事業の撤退を決めた企業からのご相談が相次いでいます。

こうしたご相談に対しては、事業再生に関与している専門家同士のつながり、各種機関、金融機関等から入手した情報を適宜アップデートの上、共有し、

採りうる選択肢を提示するよう心がけています。

その他、特に新型コロナウイルスの感染拡大を理由とした不可抗力条項による免責の可否、不動産賃貸をめぐる賃料減額請求や中途解約の可否、人事労務問題といったご相談が多さが目を引きます。未曾有のコロナ禍において、信義則、事情変更法理、信頼関係破壊法理など抽象的な法理論を画一的に適用することは到底できず、丁寧なヒアリングを通じて双方の事情を適切に

把握し、穏当な「落とし所」を心がけています。

きっかわ法律事務所

弁護士数:30名(2021年10月31日現在)
代表弁護士:小原正敏(大阪弁護士会)
大阪事務所
〒530-0005
大阪市北区中之島3丁目2番4号
中之島フェスティバルタワー・ウエスト11階
TEL:06-6201-2970
東京事務所
〒100-0011
東京都千代田区内幸町2丁目2番2号
富国生命ビル15階
TEL:03-3580-6767
URL:https://www.kikkawa-law.com/index.php



1942年設立。日本でも屈指の歴史を誇り、企業間紛争、大規模紛争案件の事業者側代理人を多くつとめる。日本民事訴訟法学会(関西支部)の事務局を務め、裁判官や研究者との交流を生かし、民事保全分野における多様な事件はもとより、公害事件・製造物責任事件・薬害事件・株主代表訴訟・建築紛争事件・知財事件・倒産事件など幅広い分野に対応でき、近年は、事業再編・組織再編、事業再生、会社法、独禁法案件など、複雑な非紛争案件についても業務領域を拡大している。また、国際的な法律事務所の世界的ネットワークである TERRALEX (テラレックス) の西日本唯一の加盟事務所として、渉外案件にも質の高いリーガルサービスを提供できる体制を整えている。

弁護士法人Global HR Strategy GHRS法律事務所

外国人雇用に関する法務・労務を中心業務とする ビジネス・イミグレーション・ローファーム

外国人雇用と法的課題

私たち弁護士法人Global HR Strategyは、企業法務としてはあまり馴染みのない外国人雇用に関する法務・労務を中心業務としております。

2020年10月時点において、労働施策総合推進法28条1項に基づく「外国人雇用状況の届出」の対象となる外国人労働者数は約172万人となりました。これは、2007年に届出が義務化されて以降、最高値となっています。このように外国人雇用が増加し、職場での多様性が高まることは、組織の競争力を高めることにつながると思います。

他方で、外国人雇用は「出入国管理及び難民認定法」(入管法)や「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(技能実習法)という、企業法務ではあまり取り扱われてこなかった出入国管理関係法令のコンプライアンスが大きな課題となります。そして、出入国管理関係法令に関するコンプライアンスは、入管法違反に基づく刑事処分と許認可の欠格事由、技能実習法に基づく行政処分等、事業活動の継続に大きな影響を生じさせる課題も多く存在します。

私たち、弁護士法人Global HR Strategyでは、従来、企業法務分野では重点的に取り扱われることが少なかった出入国管理関係法令に関するコンプライアンスを中心業務として、業務を通じて適正な外国人雇用の推進に貢献したいと考えています。

弁護士法人の成り立ち

弁護士法人Global HR Strategyは2020年12月に

設立された、新しい法人です。

弁護士法人Global HR Strategy及び同法人が設置するGHRS法律事務所に所属する弁護士は4名で、在外経験や外国にルーツのある弁護士が集まり、外国人雇用分野というこれまで企業法務では取り扱われることが少なかった分野において、従来の企業法務の高度な水準でのプロフェッショナル・サービスを提供することを目的に、2020年12月に弁護士法人を設立し、2021年6月に現在の所在地である東京都港区赤坂に事務所を開設しました。

所属する弁護士はそれぞれ、外国人雇用に関する実務経験のみではなく、送出国であるベトナムやカンボジアへの長期赴任経験や、外国人雇用において登場頻度の高い公益法人について内閣府公益認定等委員会事務局にて審査業務に従事した経験、異なる文化への理解等、外国人雇用分野を理解するために必要な研鑽を積んできました。

また、大手法律事務所での執務経験がある弁護士が複数在籍することで、M&A等のコーポレート・トランザクションに付随する外国人雇用についてのデューデリジェンスの実施や、トランザクション実行時に付随する入管法上の手続を行う等、企業法務の実務感覚を前提として外国人雇用分野の法務・労務でのサービス提供が可能となっています。

取扱業務

弁護士法人Global HR Strategyは、「外国人雇用の全ての法定手続の専門家」であることを目標としております。

そのため、外国人雇用の起点となる在留資格に関する在留申請についても、弁護士が受任し、出入

国在留管理局への取次業務を行っています。

また、労働施策総合推進法28条1項に基づく外国人雇用状況の届出や、帰国時の年金保険に関する脱退一時金の請求、同手続に関する源泉徴収税の還付等、外国人雇用特有の法的手続についても業務として対応しております。

外国人雇用に関連するものとして、その他に、外国人雇用に関する法人の設立(例：事業協同組合の設立等)、外国人雇用に関する許認可の取得(例：有料職業紹介業の許可、監理団体の許可、登録支援機関としての登録等)や、不法就労助長罪等の入管法違反事件と許認可の欠格事由に関する刑事手続対応、行政手続対応等、外国人雇用における使用者側の手続のみならず、外国人雇用を支援する事業者側の手続についても対応しております。

このような、在留申請や許認可の対応を弁護士法人自らワンストップで行うことで、在留申請や許認可に対して理解を深めることができることで、外国人を雇用するクライアントや外国人雇用を支援するクライアントの皆様と実務感覚や現場感覚を共有して執務することが可能となっており、これが弊法人の強みであると考えております。

実績と展望

弁護士法人Global HR Strategyは設立して1年の大変若い法人ですが、一部上場企業を含む多くの法人について、継続的な業務を提供しており、日常的な外国人雇用に関する業務を提供しております。

また、在外子会社を含めた人の国際移動スキームの設計実行等の戦略レベルでの実務経験や、マスコミで報道される大規模事件における代理人や弁護人



を務める等、有事の危機対応レベルでの経験も積んでおります。

今後も、外国人雇用分野に注力し、業務を通じて法令遵守を第一に、働く人にも雇用する人にとっても望ましい就労場所を増やしたいと考えています。そして、その先にある、日本が多様性に満ちた社会になることに貢献したいと考えています。

弁護士法人Global HR Strategy (東京弁護士会) GHRS法律事務所

弁護士数:4名(2021年11月1日現在)
代表弁護士:杉田昌平(東京弁護士会)
〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目19番8号
赤坂2丁目アネックス2階
TEL:03-6441-2996
URL:https://www.ghrs.law/about/

在外経験を有する弁護士や外国にルーツのある弁護士が、外国人雇用分野というこれまで企業法務では取り扱われることが少なかった分野において、従来の企業法務の高度な水準でのプロフェッショナル・サービスを提供することを目的に、2020年12月に設立された弁護士法人であり、2021年6月に現在の所在地である東京都港区赤坂に事務所を開設。

敬和綜合法律事務所

なぜ敬和綜合がクライアントから選ばれるのか？ M&A・アクティビスト対応に長けた弁護士チームによる 迅速・良質なリーガルサービス

とある日の午後、事務所パンフレットを見て

(金融法務を専門とするパートナーの川東憲治弁護士(写真中央)、アソシエイトの金子茉由弁護士(左)・西川智保弁護士(右)の雑談する声)

(金子)「当事務所では、一般企業法務や訴訟、金融法務、各種ファイナンス、M&A・企業間提携、事業再生・倒産、知的財産権法務など、企業法務の各分野に精通した弁護士が、案件に応じ最小限の人数でチームを編成し、迅速かつ良質なリーガルサービスを提供しています。」って盛りすぎじゃないですか。(西川)いやいや、そんなことないですよ。川東弁護士が「夏休みを取り損ねた」とぼやいていましたし、金子先生も大活躍中ですよ。

M&A、MBO

(川東)アソシエイトの両先生、大変忙しくしてますね。上場企業クライアントの依頼で非上場企業を買収する案件の用途が広がったと思ったら、今度は、上場企業が別の上場企業を買収する案件が始まりそうです。お二人がクライアントに親切丁寧に対応し、迅速かつ的確な分析やプロダクトを提供していることが高評価の理由でしょう。

(金子)コロナ禍にもかかわらずM&Aは活発化していますね。敬和綜合は、買い手側に限らず、売り手側のお手伝いも多いですね。

(川東)M&Aの対象会社、関係会社の業種や業界におけるポジションによっては独占禁止法や各種業法が、また、クロスボーダーの案件では外為法が問題となりますね。この点、敬和綜合では、そうした

様々な法分野に精通した知見が蓄積しているのが強みかな。

(金子)でも、うちと同規模の法律事務所はいずれも「様々な法分野に精通した」云々とアピールしていて、どこも似たようなものなのじゃないですか。

(西川)うーん。でも敬和綜合のウリって有りますよ。例えば、M&A・企業間提携の前提となるデューデリジェンスで、金融機関インハウスや金融規制当局での執務歴のある弁護士がいるのは、「違いの判る法律事務所」と誇って良いのでは。上場企業が関係するM&Aの場合、金融商品取引法の具体的な執行に関する検討も避けて通れませんから。

(川東)クロスボーダーの案件も増える中で、英語力も敬和綜合がアピールできる点ですね。海外での留学や研修、執務の経験を持つ弁護士が多く、国際的な案件のプラクティスが確立しているのも、強みだと思います。

(金子)ところで、コロナ禍では、「短期的な成果にとらわれたくない」、「中期的に持続可能な成長を達成したい」、「柔軟かつ機動的な経営判断を行いたい」、「そこで、MBOによる非公開化を希望する」という上場企業も増えている印象です。

(西川)MBOでは、一般的な独立当事者間のM&Aとは異なり、買い手が、同時に売り手側である対象会社の経営陣でもあり、構造的利益相反が生じるため、取引の公正性を担保するために特別の手当てが必要となり、リーガルアドバイザーの存在が必須ですね。

(金子)先生、カッコいい！ 近年お手伝いしたMBO案件でも、公正性担保の観点のアドバイスのみならず、MBOスキームの検討や、買付を行うSPCの設立、レンダーやアクティビスト株主の対



応等、案件の初期段階からあらゆる面で法的サポートが求められました。

(川東)小回りが利き、かつ、受任に際し、コンフリクトが生じにくいという法律事務所の適正規模が敬和綜合の美点です。もちろん、一つ一つの案件への真摯な対応や、向上心を忘れず、切磋琢磨する姿勢が、クライアントに伝わっているのでしょう。

戦略的アクティビスト対応

(西川)そういえば、金子先生、最近ニュースレターでアクティビストを分析していましたね。

(金子)毎号、英語版も作成するので、辛かった…。(しばし、気まずい沈黙)

(川東)敬和のニュースレターは質が高く、クライアントから好評なので頑張ってくださいね(汗)。上場企業にアクティビスト対応でアドバイスを求められることも珍しくなくなりました。

(金子)確かに、コロナ禍でもアクティビストの活動はますます活発化しており、その数や規模、性格も多様化していますね。敬和綜合は、上場企業にアクティビスト対応に関するサポートを行い、株主との対話やアクティビスト株主による少数株主権の行使に関しアドバイスをを行っています。

(西川)民商法、会社法、金融商品取引法、コーポレートガバナンス・コード、スチュワードシップ・コード、裁判例等、上場企業とステークホルダーを取り巻くあらゆる法令と原則を踏まえつつ、一歩、二

歩先を読んで戦略的、効果的な対応を検討することが求められるので、大変な仕事ですが、やりがいがあります。

(金子)直近でもアクティビスト株主の活動に影響し得る外為法や会社法の改正があっただけでなく、買収防衛策に関する多数の裁判例が出され、注目を集めています。こういった最新の動向を踏まえつつ、徹底した法的分析やリサーチに基づくアドバイスを提供し続けたいですね。ところで、川東先生は、証券取引等監視委員会の検査官のご経験がおりますね。

(川東)はい。日本の弁護士であることに加え、最近話題のNY州の弁護士としても登録しています。金融機関のインハウス歴もありますから、当局の実情や金融実務感覚を踏まえた実践的なアドバイスを日本語と英語で提供できると思います。また、敬和綜合は、企業側だけでなく、アクティビストもクライアントとなっていますから、攻守両面でサポートできるわけです。

(西川)アクティビスト対応のみならず、クライアントが直面するあらゆる複雑な問題に対し、ビジネス感覚に沿った合理的な解決案を、また、ときには「既存の発想を超えた」提案を、提供していきたいと思っています。

(金子)(パンフレットを見ながら)「国内外を問わず、金融、製造、小売、建設、不動産、情報通信・IT等、幅広い業種のクライアントに対しリーガルサービスを提供した実績があり、多種多様なクライアントニーズに応えることができます。」というのは盛られていなさそうですね。

(西川)はい。先生、こだわりますね(笑)。

敬和綜合法律事務所

弁護士数:パートナー8名、カウンセラー1名、アソシエイト5名、オブカウンセラー1名(ほか弁理士1名)(2021年9月21日現在)
代表弁護士:外山興三(第一東京弁護士会)
〒107-0052
東京都港区赤坂2丁目11番7号 ATT新館11階
TEL:03-3560-5051
URL:https://www.keiwalaw.com/
Mail:info@tyhomu.com

金誠同達法律事務所・日本業務部門

日系企業の難題に配慮し、お客様の対中投資関連の 全般的な法律問題を着実に解決することのできる弁護士として

- 1 ALB日本法律大賞に3年連続でノミネート
- 2 情報セキュリティのエキスパート
- 3 独禁法の分野でもお客様の事業展開を入念にサポート
- 4 トラブル解決時における頼れる相談役として

より高い質を求めて

—ALB日本法律大賞に3年連続でノミネート

金誠同達法律事務所日本業務部門は、越境貿易・投融資、合併買収・再編、独占禁止・競争法、紛争解決、サイバーセキュリティ、コンプライアンス、知的財産権などの諸々の分野における専門的な法律サービスを日系企業を主とする多国籍企業に対して提供しています。

当部門は、長年にわたる日系企業を対象とする分野でのきめ細かな法律サービスが評価され、国際的な法律雑誌である Asian Legal Business (ALB) が主催する「2021年度日本業務海外法律事務所大賞」(Japan Practice Foreign Law Firm of the Year) に3年連続でノミネートされました。2019年と2020年には、「年間日本業務最優秀海外法律事務所」の大賞を2年連続で受賞しました。

「当部門はこれを励みとし、日系企業の対中投資、及び中国企業の対日投資を専門に取り扱う法律顧問として日々精進し、より高品質の法律サービスを広範にわたるクライアントの皆さまへご提供できるように努めて参る所存であります。」(趙雪巍弁護士)

個人情報保護等の更なる厳格化のすう勢の下で —情報セキュリティのエキスパートとしての自信を堅持

高い注目を集めている中国「個人情報保護法」は、2021年11月1日より施行されています。同法は中国の個人情報保護に関する初の法律として、中国国内における自然人の個人情報の取扱活動だけではなく、個人情報の越境伝送や中国国外での処理にも関わっています。中国に進出している企業はもちろん、中国国内から個人情報を取得する外国企業も、

今後は個人情報保護体制の見直しを迫られる可能性があります。また、中国の現地従業員の個人情報を中国国外の親会社に移転する際に、個人情報の保護にかかわる法令をどのように遵守すべきかという問題も、企業が直面する重要な課題となっています。

金誠同達は、常に法律の最新動向に着目しており、「個人情報保護法」等の立法の段階から参画してきました。また、クライアントの情報セキュリティにかかわるコンプライアンス体制の構築に深く参加することによって、豊富な実務対応の経験を積んでいます。

「『個人情報保護法』は、『サイバーセキュリティ法』、『データセキュリティ法』と併せて、中国のサイバー社会とデジタル経済の法律の基礎を固めています。日系企業の経営にも密接にかかわっているため、関連の立法の動向と運用の実務に対する正確な把握が重要となります。個人情報の保護につきましては、当チームは長期にわたって研鑽を積み、長年培って参りました実務経験に基づき、安定的かつ正確に対応させていただくことのできる自信があります。」(張国棟弁護士)

企業結合から独占協定のリスク解消まで —独禁法の分野でもお客様の事業展開を入念にサポート

金誠同達法律事務所日本業務部門は、中国の「独占禁止法」が公布される前から既に、日系企業による中国企業の買収案件において、独占禁止審査業務などの実務に携わってきました。当部門は、独占禁止法執行機関と緊密な関係を保ちつつ、これまでも、国内外の企業から、独占禁止法の下での企業結合申告プロジェクトを幾度も委託され、かつ、短期間での認可獲得に成功しています。また、独占禁止



(左から)張国棟、趙雪巍、金英蘭弁護士

にかかわる立法と政策の動向を随時フォローし、独占的協定と市場支配的地位の濫用を対象とした行政調査への対応、独占禁止関連コンプライアンスをめぐるクライアントへのアドバイス、コンプライアンス体制の確立に向けた社内セミナーの支援などの面において、的確な法律サービスを提供しています。

「独占禁止は近年、中国政府の立法および法執行の重点分野として、大手企業に対する独禁法の下での行政調査も、厳格化の傾向にあるものと思われま。当部門には、独禁法関連業務を取り扱う上での豊富な実務経験が蓄積されているほか、競争法を専門に研究している専門家弁護士も在籍しています。なお、日本語でのお取扱いはもちろんのこと、さらには、英語または韓国語が必要となるプロジェクトに対応できる能力も、兼ね備えておりますので、どのような場合でも、お客様が中国での事業をより円滑に推し進めることのできますよう、全力でサポートさせていただきたいと存じております。」(金英蘭弁護士)

訴訟・仲裁による紛争解決のほかにも —各種トラブルの解決時に頼れる相談役として

金誠同達法律事務所日本業務部門は、中国の法曹界におけるトップクラスの紛争解決チームを擁しています。これまでも、多国籍企業の間におけるアウトソーシングをめぐる紛争、債権回収をめぐる紛争、合併買収をめぐる紛争、製品品質責任をめぐる紛争などの多種多様なトラブルの解決経験を有し、仲裁や裁判外紛争解決(ADR)などの面においても、優秀な業績を残しています。

当部門は、訴訟・仲裁等にとどまらず、さらには、

重大な労使紛争、税関業務におけるコンプライアンス事件、債権の回収に向けた取引先との交渉、合併事業における中方パートナーとの意見齟齬が発生した際などにおいても、仲たがいをめぐる交渉人の役割を担うことで、各種のトラブルを円満に解決することのできるよう取り組んでいます。

「ビジネスの世界では、たとえ紛争が生じたとしても、必ずしも『剣は抜かれ、弓は張られている』などとたとえられるような極端に緊張した場面に発展するわけではないものと考えられます。この点におきまして、当部門の弁護士は、交渉に直接参加した経験が豊富であり、かつ、日本と中国の文化を熟知しており、お客様の立場に立ちながら、状況に応じた最適な紛争解決策の模索に向けて、常に思案をめぐらせております。企業の皆様は、トラブルの解決を図る際に、我々を信頼できるパートナーとして迎えていただければ、当所としましては、ご安心をお約束できるものと確信しております。」(趙雪巍弁護士)。

金誠同達法律事務所

弁護士数:1100名超(2021年8月31日現在)
代表弁護士:趙雪巍、張国棟、金英蘭

北京本部

〒100004中国北京市朝阳区建国门外大街1号
国贸大厦A座10階

上海事務所

〒200120中国上海市浦东新区世紀大道88号
金茂大厦18階
TEL:8610-5706-8008(北京本部 日本語対応可)
URL:<http://www.jtjnf.com/jp>
Mail:jp@jtjnf.com



金誠同達法律事務所は、1992年に設立された大型の総合法律事務所の1つであり、「部レベルの文明的な法律事務所」や「全国優秀法律事務所」という評価を幾度も頂いています。当所は本部を北京に構え、上海、瀋陽、深圳、杭州、広州、合肥、南京、成都、西安、済南、大連および青島に支所を設けております。千人近くの弁護士チームを擁しており、そのうちの多くの者が公認会計士と公認税理士の資格を保有しています。諸々の業務の分野において、当所はいずれも既に業界内の先駆者として、全国を網羅するネットワークを既に形成しており、クライアントの皆様のために全般的な法律サービスをご提供しています。

創・佐藤法律事務所

**私たちは、抽象的な法律論に満足するのではなく、
企業の高い成長を支援し続ける
プロフェッショナルファームです**

当事務所のHistory

当事務所は2015年にパートナー弁護士の斎藤(創)によって設立されて以来、IT、サービス業、小売業など各種上場企業・中堅企業やいわゆるPEファンド(プライベートエクイティファンド)やVC(ベンチャーキャピタル)といったファンドをクライアントに、M&A、ベンチャー投資、新規事業支援、IPO支援、ジェネラル・コーポレート等幅広い業務に関する法的アドバイスを提供しております。当事務所は、様々な業界における多くのクライアントを支援し、ビジネス、金融、テクノロジーが交錯する複雑な法規制上の問題を解決してきました。

現在は、港区赤坂と千代田区丸の内には2つのオフィスを構えており、赤坂オフィスは主にフィンテックやブロックチェーン等を活用したプロダクトに対するリーガルアドバイスを中心とし、丸の内オフィスはM&A・投資やファンド関連業務を中心として、それぞれサービスを展開しております。

当事務所のMission・Vision・Value

当事務所が目指すのは、クライアントの意思決定プロセスを最も熟知した法律事務所としてクライアントの目的に応じた最適なリーガルサービスを提供することです。そのため、丁寧に担当者からヒアリングを実施して当該事業への理解を深め、案件に関わっていく姿勢を重視しています。パートナー弁護士の佐藤は、「法的リスクを指摘した上でリスクを取れるかビジネスジャッジを徒らに求めたり、コストがかかる対案を示したりする程度ではアドバイザー

ーとして不十分でしょう。例えば、M&A後の労働条件の設定一つとっても、事業計画への理解がなければ、人的資源の不足など契約内容と事業計画の乖離に気づくことができません。事業計画への理解と協働が、クライアントの収益に貢献するアドバイザーとして不可欠と考えています。」と語ります。

当事務所のクライアントワークの傾向

東京証券取引所が2022年4月に行う現在の4市場(市場第一部、市場第二部、JASDAQ、マザーズ)から3市場(プライム市場、スタンダード市場、グロース市場)に区分変更する市場再編の影響や、新型コロナウイルス(COVID-19)による緊急事態宣言が各業界に与えた影響が起点となったM&A等日本のM&A市場全体が拡大傾向にあります。

このような中、当事務所でもM&Aの当事者であるPEファンドや買い手企業又は売り手企業を代理することがさらに多くなっており、このようなクライアントは、直接当事務所にコンタクトし当事務所をリーガルアドバイザーとしてアサイン頂くこともあれば、所謂FA(Financial Advisor)様やM&Aの仲介業者様から当事務所をご紹介頂き、リーガルアドバイザーを務めさせていただくことも近年格段に増加しております。

当事務所は、M&Aを中心としたディールに多数関与させていただいておりますが、その大半がFA様を中心とした他のプロフェッショナルの皆様とフォーメーションを組んでディールに取り組んでおります。また、このような、他のプロフェッショナルの皆様との間でできたネットワークを活用し、M&Aにあたっては当事務所から他のプロフェッ

ショナルの皆様に対して案件をご紹介させていただくなど、他のプロフェッショナルの皆様と双方向でM&A業界を活性化のために取り組んでおります。

また、CVC(コーポレートベンチャーキャピタル)に関する組成の案件も引き続き増加しております。コーポレートガバナンス・コード等によって上場株式への直接投資のハードルが高くなる中、本業とのシナジーを意識しながら資金を活用する手法として近年活発化してきた印象があります。当事務所は、PEファンドやVCへの法的な助言を多数行う法律事務所として知名度を有することからこのような企業のニーズに対応するサービスとしてCVC組成プロジェクトチームを有しております。

近年のM&A法制の改正への対応

2021年はM&A法制においても大きな出来事がありました。パートナー弁護士の佐藤は、「2019年12月4日に成立、同11日に公布された会社法の一部を改正する法律が、一部の改正を除いて、本年3月1日に施行されました。この改正では、新たに株式交付制度が創設されたことから、当事務所においても株式交付を用いたM&Aに関する相談が多くなってきているのが今年の傾向となっております。」と語ります。

また、アソシエイト弁護士の藤田は、「本年始まった中小企業庁のM&A支援機関に係る登録制度に登録されるFA様及びM&Aの仲介業者様に対して登録の要件を充足するための契約書の雛形改定作業のサポートも行っています。M&AのディールそのものだけではなくM&A業界に影響を与えている制度の変化にも対応しております。」と語ります。

当事務所の世界的な評価

パートナー弁護士の斎藤(創)は、Chambers Asia Pacificにおいて日本のFinTech弁護士、Best Lawyers rankings 2022において日本における金融機関規制法とFinTech分野の弁護士として、パートナー弁護士の佐藤は、Best Lawyers rankings



2022において日本におけるCorporate and M&A Law分野の弁護士として、それぞれランクインしています。また、2021年も複数の弁護士が当事務所に参画しており、当事務所のサービスの質と幅はより一層強固なものとなっております。

パートナー弁護士の佐藤は、「当事務所が、市場再編や新型コロナウイルス(COVID-19)といったエポックメイキングな事情から派生するM&Aや株式交付といった最新の法的な手続きを利用したディールにアサインさせて頂けるのは、当事務所がM&Aに関する経験が豊富でありクライアントの成長に貢献できるアドバイザーであると感じていただいているためと自負しています。」と話します。また、弁護士の砂田は、「私はPEファンドのパートナーと当事務所の弁護士を兼務していますが、ファンド関連業務に関する当事務所の弁護士のスキルは日本でも最高水準と考えます。」と語ります。

創・佐藤法律事務所

弁護士数: 8名(2021年11月1日現在)
URL: <https://innovationlaw.jp/>
※下記丸の内オフィスの情報です。
代表弁護士: 佐藤有紀(第一東京弁護士会)
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル9階937区
TEL: 03-6275-6080
Mail: plc@innovationlaw.jp



当事務所は、涉外・大手法律事務所出身の弁護士が立ち上げたブティックファームです。ファンド・上場企業・中堅企業によるM&A、新規事業開発に関するリーガルサービスの提供、またベンチャー企業・スタートアップ支援を主として行っています。

弁護士法人東京スタートアップ法律事務所

**「法」を武器に、日本のアップデートに貢献すべく、
ビジネスを理解し、共感し、スピード感と柔軟性をもって
伴走できるパートナーでありたい。**

日本のアップデートに貢献

1. グレーゾーンに遭遇する可能性

技術の進歩や産業構造の変化が激しい現代において、事業の先行きなど誰も正確には測れません。また、同じく産業構造の変化に伴って、その事業が法的に「グレー」であるということは起こり得ます。実際、私たち法律家が事業の法令の適合性を判断しようとした際、「グレー」といわざるを得ない局面は多数発生しています。その事業は合法かもしれないし、違法かもしれないのです。

新たなビジネスがグレーゾーンにあるときに「NO」というだけが法律家の役割であるとしたら、私たちは法律家でいたいと思いません。今その時点ではグレーであるそのビジネスは、少し先の未来では当たり前のことになり、法律の方がそれに合わせて整備される可能性もあります。グレーゾーンを進んだ結果、社会がちょっと良くなる手助けをすることになるということは十分にあることなのです。

2. 日本をアップデートすること

私たち東京スタートアップ法律事務所(略称「TSL」)が掲げている「日本をアップデートする」とは、そのようなグレーゾーンを進むクライアントを後押しすることで、この国のアップデートに貢献していこうとするチャレンジです。

私たちは、ビジネスの法令適合性を担保する法的意見や契約スキームの構築、場合によってはロビイングや行政を相手取った訴訟などを通じて、クライアントの事業の推進を後押ししたいと考えています。弁護士の見解だけではグレーのまままだとしても、何

とかグレーゾーンに当たらないようにビジネスを構築したいと考える方もいらっしゃると思います。その場合には、具体的な事業計画に即してあらかじめ規制の適用の有無を確認できる「グレーゾーン解消制度」を用いて、不安を解消できるようなお手伝いも行っています。

「UPDATE JAPAN」には、起業家と共にリスクテイクをする法律家でありたい、それによってこの国のアップデートに貢献したいという願いが込められています。

スタートアップへの理解

1. 様々なバックグラウンドを持つ弁護士

TSLには、公認会計士資格を持つ弁護士、英語や中国語をネイティブレベルで操る弁護士、インハウスローヤーとして企業内で経験を積んできた弁護士など、様々なバックグラウンドを持つ弁護士が集まっています。多角的な視点からビジネスやその問題点を把握し、多様なバックグラウンドや経験に基づいた弁護士たちのアドバイスが、企業やビジネスを支えます。

技術の発達や産業構造の変化に伴って、日々新しい情報が生まれ、法律が変わり、予期せぬパンデミックにより規制が緩和されるなど、社会は変化であふれています。めまぐるしく変化する社会においても、自分たちの持つ法律やビジネスのトレンドに関する知識などが古くなってしまわないよう、私たち自身も日々アップデートできるように努めています。

特に最近では、ほとんどのビジネスが情報技術やWebサービスと密接に関連していて、SaaS・サブスクリプションサービスは増加の一途をたどってい

ます。これらのサービスを展開していく上では、時流にマッチしたサービスを設計するだけでなく、各種関連法令を踏まえ、頻繁に行われる法改正にも対応していかなければなりません。また、相談いただいた内容が法律に抵触しそうな場合でも、「この方法はできないけれど、少し工夫すれば近いことができる」とご提案できれば、ビジネスチャンスは逃すことはありません。SaaS・サブスクリプション系のサービス・アプリは、私たちの得意分野の1つです。

2. スタートアップへの理解

スタートアップ企業は、リソースが限られていることが多く、また保守的になりすぎずに多少リスクテイクしながらビジネスを進めていく柔軟さが必要な局面も想定されます。そのようなスタートアップの特性を理解しているからこそ、企業のご担当者と同じ目線で、スムーズにやり取りを行うことができます。

また、これからビジネスを始めるという方は、専門的なことについて全く知識がないということも珍しくありません。何を誰に相談するのが適切かわからない場合でも、遠慮なく私たちに相談してください。広い視野で企業を俯瞰し、寄り添い、1つ1つ丁寧に対応いたします。

スピーディかつフレキシブルに

1. これまでの業界の枠にとらわれない対応

弁護士業界はIT分野においてかなり遅れを取っているといわれており、今でも弁護士間や裁判所とのやり取りにFAXを使うのが通常です。そんな中、私たちは、企業との間の連絡にチャットツールを利用し、タイムリーなコミュニケーションを実現しています。ツールのみならず、連絡に対する弁護士のレスポンスを行っており、スタートアップ企業のスピード感に引けを取りません。また、弁護士からなかなか連絡がなく、クライアントを不安にさせると



ということもありません。

2. 論理的思考と柔軟な対応

私たちは、法律知識はもちろんのこと、高度な論理的思考力と柔軟な思考を有した弁護士がクライアントのビジネスを強力にサポートします。

私たちは、ビジネスに関する点だけでなく、弁護士との関係性についても、遠慮なく相談していただけるような関係性を構築することを心がけており、クライアントに寄り添い、ビジネスを進める力になりたいと願っています。

弁護士法人東京スタートアップ法律事務所

弁護士数:16名(2021年10月1日現在)
代表弁護士:中川浩秀(東京弁護士会)
〒102-0083
東京都千代田区麹町6-6-2 東急四谷ビル5階
TEL:03-5213-4142
URL:https://tokyo-startup-law.or.jp/corporate/
Mail:info@tokyo-startup-law.com



弁護士法人東京スタートアップ法律事務所(略称「TSL」)は、この国のアップデートに貢献するために設立されました。コロナ禍を経験した我々は、大変化の真っ只中にいます。そうした中、法律家の役割とは何でしょうか。それは、ビジョンを持った起業家に「寄り添う」ことだと考えています。新しい世の中を作っていく、世の中を変えていくのは起業家です。TSLは、起業家のビジョンに共感し、法の知識とロジックを駆使して起業家の事業を後押しする存在でありたいと考えています。

長島・大野・常松法律事務所

ESG/SDGs推進の要としての人権デュー・ディリジェンス ～リスクからチャンスへ

「ビジネスと人権」を取り巻く グローバルの潮流の変化

福原：最近EU指令による人権デュー・ディリジェンスの義務化の方針や中国新疆ウイグル自治区等の人権侵害に対する制裁等、「ビジネスと人権」に関する話題が多く見られますが、近時の「ビジネスと人権」の議論の流れについてどのようにご覧になっていますか。

佐藤：2011年に国連で策定された「ビジネスと人権に関する指導原則」(以下「指導原則」)は、法的拘束力を持たないソフトローとして人権尊重における企業の責任を求めています。それから10年が経ち、英国の現代奴隷法や2021年6月に可決されたドイツのサプライチェーン法等、各国が関連する立法を競い、指導原則のハードロー化が急速に進んでいるという点で時代の転換期にあるといえるでしょう。新型コロナウイルスの影響によって、弱さを抱える人々がより深刻な影響を受けていることも、この点の議論が急速に高まってきた背景にあると思います。

福原：人権に対する意識の高まりを受けて、欧米では企業の人権侵害を理由とするクラスアクション等の訴訟も増加している印象です。他方、日本では2020年10月に国別行動計画(NAP)が策定されましたが、ハードロー化という点ではグローバルの流れに比べて遅れているという批判も受けていますね。

佐藤：そのような側面は否定できません。人権侵害に対する制裁は米中の政治的な駆け引きも背景にありますので、日本での法制化は今後慎重な議論がなされるのではないのでしょうか。とりわけ、ウイグル、香港、ミャンマーの問題等で、これまで想定されていなかった自由権、市民権侵害を理由とする経済制

裁や輸出規制が米国、欧州等でも発動され、日本でも超党派の議員が議員立法を目指しています。これらが連動、共鳴し合い、グローバルなサプライチェーンでビジネスをしている日本企業にも直撃し、市場から法的に排除されるリスクがあります。一方で、ソフトローの段階では企業にとっては柔軟な制度設計がしやすいという意味では「融通が利く」というメリットもあると思います。

福原：現在(2021年10月時点)法制化が議論されているEUのデュー・ディリジェンスに関する指令等、ハードローとしてEU市場でビジネスを行う日本企業にも適用される法令もありますし、企業としては双方を見据えた人権コンプライアンスの制度設計をする必要がありますね。

「人権デュー・ディリジェンス」の、その先

福原：人権リスクの特定・評価・対応の枠組みとしての人権デュー・ディリジェンスという言葉は日本でもだいぶ浸透してきましたが、企業として特に留意すべき点は何でしょうか。

佐藤：人権デュー・ディリジェンスが表面的な取り組みにならないようにすることが重要だと考えます。人権デュー・ディリジェンスを行うことはもちろん重要ですが、その過程でサプライチェーンにおける強制労働等の人権リスクが判明した場合にそのサプライヤーとの取引を終了したからといって、人権リスク自体が消えるわけではないことは注意しなければなりません。

福原：一方で人権リスクが判明した場合に取引を継続しつつ対話・救済を行うといった判断をした場合、企業としては人権リスクを抱え続けることになるの



佐藤安信弁護士 福原あゆみ弁護士

で難しい判断を迫られることとなりますが、取り組みの内容を積極的に公表していくことでステークホルダーからの評価につなげていくということも考えられますね。

佐藤：指導原則の中でも救済は非常に重要な柱だと考えています。NGOやNPO等のステークホルダーも含めて水平的な対話を行うことも今後必要性が高まっていくでしょう。

日本企業に求められる対応

福原：本年6月にはコーポレートガバナンス・コードにおいて人権の尊重等が言及される改訂版も公表されました。これに対応して投資家から人権等のサステナビリティへの取り組みに関する開示を求められることも増えそうです。

佐藤：各国でもESGに関する非財務情報開示の取組みがなされており、機関投資家によるESG投資の流れが今後も続くと思われます。土地収用に関する先住民の権利の侵害の事例等、人権リスクが環境リスクと重なり合う部分も多く、一貫した枠組みで対応していくことが必要です。逆に、ESGは、これらを企業の評価の基準とするものですから、これを攻めの戦略として取り組めば、リスクをチャンスにも変えられるのです。

福原：一方で、人権のみに限っても、強制労働・児童労働から、LGBTQ、ヘイトスピーチの問題等、

広義では様々なものが含まれるため、企業の担当者の方からは、どこに力点を置いて対応すべきかの判断が難しいというご意見をいただくこともあります。

佐藤：人権とは、穿った見方をすれば「異質なものを遠ざけない」ということです。これは「誰一人取り残さない」というSDGsの原則ともつながりますが、このような考え方を念頭に置きつつマルチステークホルダーに対応することが求められています。非常に難しいバランスが求められますが、各リスク

の評価や優先順位付けといった平時の対応や人権リスクが発現した有事の場面において、今後は弁護士がよりお役に立てるのではないのでしょうか。欧米と中国の対立軸の中にあって、アジアを主戦場とする日本企業がグローバル市場でのリーダーシップを発揮できるためにも、日本の弁護士のますますの活躍を期待します。

長島・大野・常松法律事務所

弁護士数:523名(日本弁護士483名、外国弁護士40名)(2021年10月1日現在)
代表弁護士:杉本文秀(東京弁護士会)、井上広樹(第一東京弁護士会)
〒100-7036
東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー
TEL:03-6889-7000(代表)
URL:www.noandt.com
Mail:info@noandt.com

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU 長島・大野・常松 法律事務所

長島・大野・常松法律事務所は、500名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えています。
当事務所は、日本のリーディングファームとして数々の大型案件を手掛け、あらゆる分野の法律問題に対応してきた実績に基づき、企業が必要とする様々なリーガルサービスをワンストップで提供できる体制を整えています。多岐にわたる分野の専門的知識と実績をもつ弁護士が機動的にチームを組み、質の高いアドバイスや実務的サポートを行っています。

のぞみ総合法律事務所

複数の専門性が交差する案件にも 迅速かつ柔軟に対応する総合力を強みに

のぞみ総合法律事務所の概要

のぞみ総合法律事務所(以下「当事務所」といいます。)¹⁾は、1995年に設立され、40名(2021年10月現在)の弁護士が在籍する総合法律事務所です。

当事務所では、企業法務全般を取り扱っており、業務分野は、コーポレート・M&A、コンプライアンス・危機管理、独占禁止法・競争法、金融、名誉毀損対応、労働法、行政事件、刑事弁護、情報セキュリティ、エンターテインメント・スポーツ等、多岐にわたります。

クライアント層も幅広く、東証一部の大手企業から地方・中小企業、ベンチャー、各種法人、外国企業、個人の方等、様々なクライアントのニーズに対応しているほか、クライアントの業種・業態も、金融、メーカー、建設・エンジニアリング・不動産、鉄道・航空、総合商社、教育、各種財団、医療・飲食・ヘルスケア、IT、エンターテインメント・メディア・広告、スポーツ、各種サービスなど、あらゆる分野に及びます。

多様な経歴をもつ弁護士を擁し、 コンプライアンス・危機管理の分野に強み

当事務所の強みの1つは、多様な経歴を有する弁護士を擁していることです。代表の矢田次男弁護士を含め、3名の東京地検特捜部出身の弁護士が在籍しているほか、日本銀行、金融庁、公正取引委員会、消費者庁、個人情報保護委員会、証券取引等監視委員会、国税不服審判所、地方公共団体等での執務経験を有する弁護士が多数所属しています。企業内弁護士や社外役員としての企業活動等への貢献も増え

ています。

当事務所では、そうした豊富な経験をもとに、各分野において高い専門性を追求しており、とりわけ、コンプライアンス・危機管理の分野においては、当局実務をふまえた迅速かつ有機的な法的サービスの提供を行っております。コロナ禍においてもコンプライアンスに対する意識の高まりは減退しておらず、大規模な会計不正や談合事件の調査案件から、企業犯罪や贈収賄等の特捜部案件弁護、不祥事発生時のメディア対応まで、コンプライアンス・危機管理の案件を幅広く取り扱っております。

2021年もいくつか重要な法改正が公布又は施行されましたが、当事務所では、最新の法令・判例情報の紹介をはじめ、クライアントへのナレッジの還元を努めています。直近ですと、公益通報者保護法や個人情報保護法の改正法が公布されており、当事務所の弁護士においてこれらの法改正についてニュースレターを発信しているほか、企業の法務担当者向けの講演、セミナー等も多数実施しておりますので、どうぞご参加ください。

クロスボーダーM&Aの取扱いを中心に、 国際法務チームをさらに強化

当事務所では、クロスボーダーのM&Aやジョイントベンチャー案件を中心に、米国法務と韓国法務等の国際案件を数多く取り扱っております。

米国法務に関しては、米国ロサンゼルスに「のぞみロサンゼルス・オフィス」を設置しており、米国の弁護士資格と米国ローファームでの執務経験を有する弁護士2名が所属しています。韓国法務に関しては、韓国の法律事務所での執務経験を有し、韓国語での意思疎通や文書作成に精通した弁護士が複数



在籍しています。

2021年は、国際法務に関する豊富なノウハウや経験を有する弁護士を新たに複数名迎え入れ、国際法務チームの陣容をさらに増強しました。これに伴い、今般、米国法務や韓国法務のほか、ASEANに関連する国際案件の取扱いも増加しています。

異なる専門性が交差する複雑な案件にも 柔軟に対応

当事務所は、硬直的な部門制を敷いておらず、案件ごとに最適な陣容を組成しています。昨今の企業法務においては、案件の複雑化・多角化が進み、弁護士が単一の専門分野を有するのみでは総合的な解決を図れない場合が少なくありません。当事務所では、業務分野に関する硬直的な縦割り組織を設けておらず、弁護士1人ひとりが複数の専門分野を有しており、また、法分野のみならず産業・業界自体に対する理解も深いことから、異なる複数の専門性が交差する案件についても、ワンストップかつ必要十分な陣容にて臨み、迅速・柔軟な解決に努めています。

例えば、当事務所がしばしば取り扱う、日本のエンターテインメント関連事業者が海外の事業会社やファンドとジョイントベンチャーを組成するような

案件については、「コーポレート、M&A」「国際案件」「エンターテインメント業界」のそれぞれに長けた弁護士が当該案件に携わることが望まれますが、当事務所の場合、そのいずれにも精通した弁護士が複数所属しており、無用に多数の弁護士を起用せずして、総合

的・有機的な対応が可能です。

今後も、こうした当事務所の特長を活かしながら、[Best for Clients]を目指し、クライアントの皆様へ寄り添い、共に成長しながら、歩みを進めていける存在でありたいと考えております。

のぞみ総合法律事務所

弁護士数:40名(2021年10月27日現在)
代表弁護士:矢田次男(第一東京弁護士会)
〒102-0083
東京都千代田区麹町3丁目2番地
ヒューリック麹町ビル8階
TEL:03-3265-3851
URL:<https://www.nozomisogo.gr.jp/>

のぞみ総合法律事務所は、東京及び米国ロサンゼルスにオフィスをもつ、企業法務全般を取り扱う総合法律事務所です。「依頼者の『のぞみ』を叶える専門家集団」として、「高い専門性」「迅速かつ柔軟な解決力」「依頼者に寄り添う協調力」「明るく前を向く推進力」からなる「のぞみの理念」をポリシーに、質の高いリーガルサービスの提供を追求しております。当事務所へのご質問・ご相談は、当事務所ウェブサイトのお問い合わせフォームまでご連絡ください。案件や法律相談のご依頼のほか、セミナー・社内研修の講師依頼や、当事務所のニュースレターに関するお問い合わせも随時受け付けております。

お問い合わせ先

<https://www.nozomisogo.gr.jp/contact>

鳩谷・別城・山浦法律事務所

人事労務問題の豊富な処理経験を有する ブティック型法律事務所

訴訟等最終解決を見据えた対応

1.豊富な訴訟経験に裏打ちされたアドバイス

鳩谷・別城・山浦法律事務所は、人事・労務案件（使用者側）を中心に企業法務をサポートするブティック型の法律事務所です。クライアント企業様からのご相談においては、人事労務案件において豊富な処理経験から蓄積された専門的知識を踏まえ、常に紛争になることを想定し、その紛争の結果（判決等）を見据え、アドバイスを行っています。

2.着実な手続を踏むように誘導

近年、企業から寄せられるご相談は、働き方改革や新型コロナウイルス感染症を踏まえた新たな制度設計に関するご相談や、パワハラを中心とするハラスメント、メンタルヘルス（休職）、解雇・雇止め、それから労働時間と残業代に関するご相談が目立ちます。人事担当者は、現実とその従業員の姿を目の当たりにしているの、「懲戒処分を課せるのか、解雇・雇止めができるのか、残業代はいくら払えばよいのか」といった最終的な結論にこだわりがちです。しかし、懲戒事由として何が認められるのか、労働契約を解消させるに足る客観的合理的理由があるのか、労働時間は何時間かといった点から詰めていかなければ最終的な結論には辿り着けません。つまり、関係者のヒアリングをはじめ、着実な手続を踏まなければならないということです。

経営者が一刻も早く社員を退職させたいのだとすれば、すぐに退職勧奨に踏み切る提案をするべきだとの意見もありますが、そのような対応をすれば多くの場合、問題を複雑にするだけです。

また、法的紛争になること自体が企業にとってマイナスになりますので、可能な限り、法的紛争となることを避けるためにも、着実な手続を踏み、その結果を従業員に伝えて、納得してもらう必要があります。

3.具体的な証拠集め

不幸にも法的紛争になった際に、企業側にとって重要なのは、裁判に勝てる内容の証拠が収集できているのかという点です。会社内では、「A社員には協調性がまったくない」という事実が周知であったとしても、具体的にA社員のどういった点に問題があるのかについての説明や、その裏付け証拠がなければ、裁判では戦えません。

従業員が問題ある行動を行った場合には、会社側としては注意・指導を行い、その都度きちんと記録し、第三者にも分かるように整理しておくなど、裁判官を説得できる十分な資料を用意する必要があります。

訴訟における豊富な経験を通じて、紛争になる前の段階から、記録化・資料収集についての的確なアドバイスをを行います。

法改正等を踏まえた対応

近時、大きな法改正がよく行われます。とくに、労働分野ではこの10年余り、重要な法規制がたびたび行われ、違反企業に対する世の中の目も厳しくなっています。また、重要な裁判例・判例が相次いで出ているのも特徴的です。

さらに、最近では、新型コロナウイルス感染症を踏まえて、各企業に新たな制度設計が求められてい



るといえます。

鳩谷・別城・山浦法律事務所の所属弁護士は、使用者側弁護士の研究会である経営法曹会議に所属しており、使用者側の労働事件処理に必要な知識のアップデートを日々行っています。

また、自らが執筆者となり、法改正に関する多数の著作を出版したり、労務に関するセミナー・講演の講師の業務も日々行ったりしています。

さらに、様々な企業から、法改正等を踏まえた新たな制度作りについてご相談を受ける機会も多く、そのような経験を踏まえた具体的なアドバイスを行うことも可能です。

M&A案件へも人事・労務の 専門的知識を携えて関与

鳩谷・別城・山浦法律事務所のもう一つの強みは、企業法務全般と労務双方に精通した弁護士がいるということです。最近では、労働問題が社会的に大きな問題として意識されるために、DDにおいても、労働問題の有無を精査する傾向にあり、また、M&Aの手続を進めるにあたって、無用なトラブルを引き起こすことのないように、慎重な対応が求められることもあります。さらに、M&Aによって企業価値が向上するか否かは、M&A後の労務政策によることも大きいように思われます。そのため、早い段階で、M&A後も踏まえて、人事・労務の専門家の関与が求められます。こうしたニーズにも、鳩谷・別城・山浦法律事務所は応えます。

団体交渉のサポート

最近では、個人で合同労組に加盟する労働者も増加しており、解雇や雇止めの問題で団体交渉となる案件も多くあります。

団体交渉では、何をどのように説明し、その説明内容に関して質問等があった場合に、どのように対応するかを十分に準備する必要があります。そのような準備段階から、弁護士が細かい点までサポートします。

また、団体交渉では、企業側担当者が組合側と実際のやりとりを行い、立ち会いの弁護士がサポートするという形が効果的ですが、実際の交渉においては、想定できないような質問、不規則発言も出てきます。弁護士の役割は、混乱した議論を軌道修正して、会社側が十分に意見を述べられる状況を確認することです。このような団体交渉のサポートの経験も豊富にあります。

事務所内でのさらなる専門性の構築

鳩谷・別城・山浦法律事務所は、法律事務所としては小規模の部類に属しますが、所属弁護士は、少数精鋭です。そして、所属弁護士は、労務案件の中でも、それぞれの得意分野を持ち、クライアントに最適な法的サポートを行っています。

鳩谷・別城・山浦法律事務所
 弁護士数6名(客員弁護士1名を含む)
 〒530-0047
 大阪市北区西天満4-8-17 宇治電ビルディング3階
 TEL:06-6365-1588
 URL:<http://www.hatotanibekki-law.com/>

所属弁護士の主な著作
 『人事労務規程のポイントーモデル条項とトラブル事例ー』（共著）新日本法規出版 平成28年
 『Q & A 有期契約労働者の無期転換ルール』（共著）新日本法規出版 平成29年
 『実務家・企業担当者のためのハラスメント対応マニュアル』（共著）新日本法規出版 令和2年
 『最新 同一労働同一賃金2.7の実務ポイント』（共著）新日本法規出版 令和3年

弁護士法人樋口国際法律事務所

国際案件にも強いジェネラリスト 信頼関係に基づく真に身近なパートナー

ミッション① 気軽なコミュニケーションを通じた 「かかりつけ」弁護士として紛争の 予防と解決に資する

今、ご利用の弁護士には、本当の意味で遠慮や気兼ねなくご相談ができていますか？ せっかく顧問契約をして固定費を支払っているのに、気軽な相談をしにくいという話をよく耳にします。

顧問料は保険料ではなく、日常的なサービスへの対価です。弁護士は、早めに相談することで真価を発揮します。有事の際はもちろん、平時にも気軽なコミュニケーションを取ることで紛争を予防することができます。

当事務所は、クライアントの真のパートナーとして寄り添い、どんなときも、どんなことも、腹を割ってご相談いただける存在でありたいと考えます。

経営者、特に1人で判断しなければならない中小企業の経営者は、孤独であると感じます。そんな皆様の信頼できる話し相手でありたいと思います。また、大企業にも「日常使い」しやすいとご好評をいただいております。案件に応じて大手事務所と併存してご利用いただくケースも多いと認識しています。

ミッション② 中小企業の国際ビジネスを支援して 日本経済に活力を

当事務所のサービス分野は多岐にわたりますが、国際ビジネスのサポートをひとつの柱としています。英文による各契約の作成や交渉、外国企業とのM&Aや紛争対応、外国拠点の設立などにつき、ワンストップでサポートしています。ニューヨーク州の資格も有する代表弁護士は米国での勤務経験もあり、国際法曹団体での活動等も通じた独自の国際的

なネットワークを築いております。対応エリアは北米に限らず、欧州、アジアの主要国に信頼できるローカルパートナーがおり、案件に応じた協働が可能です。

この分野で特に注力しているのが中小企業の支援です。国内需要が縮小傾向にある日本において、技術のある中小企業が存続、発展していく鍵は海外展開にあると考えます。しかし、大規模又は外資系の事務所以外で、国際案件に対応できる事務所は限られているため、そこへの法的サポートが不足しています。当事務所には、国際ビジネスの経験も語学力もない方もよくご相談に来られますが、基本的な心構えから丁寧に説明させていただいております。

すでに実績がある企業はもちろん、これから国際ビジネスに挑戦しようという企業にも親身にサポートし、リスクを最小限にとどめ、発展に寄与したいと考えています。

ポリシー サービスの品質はもちろん、スピード、 バランス感覚、合理的な費用体系を重視

専門家としてサービスを高品質に保つことは当然ですが、クライアントの伴走者として、ビジネスに沿ったスピード感とバランス感覚が極めて重要であると考えます。

依頼した弁護士の反応が遅いという不満をよく耳にしますが、ビジネスあつての弁護士業務ですから、弁護士がビジネスのスピードを阻害することはあってはならないといえます。

また、弁護士に相談しても、教科書的な回答しか得られず、結局は自分で判断しなければならないという声も多いです。それは、担当の弁護士が自分の責任で意見を述べられないことにも起因するかもし



樋口一磨弁護士

れませんが、弁護士は、単に法的意見を述べるだけではなく、ビジネスの実情に照らし、クライアントに現実的な指針を与えるところまで踏み込むことで、存在意義が生まれると考えます。

そして、弁護士費用は高いとのイメージを持たれる方が多いですが、それは一律でのタイムチャージが理由であることが多いといえます。当事務所では、事案に応じて固定制や上限制を設けたり、複数の弁護士が同時にチャージすることによる高額化を抑制するなど、費用の合理化に努めています。柔軟な費用設計は、独立系事務所ならではのメリットといえます。

サービス 一般企業法務、紛争解決から 国際案件まで幅広く対応 ~求められるジェネラリストに~

1.幅広い対応分野

当事務所の対応分野は多岐にわたります。上記の国際案件はもちろん、コーポレート、各種取引契約、人事労務、知的財産、不動産、そして紛争解決まで、企業の運営や取引に伴って一般的に生じる一連の不安や悩みを解消いたします。

当事務所は少数精鋭のジェネラリストです。

弁護士業界、特に大規模事務所では分野の専門化が進んでいる中、当事務所は、各分野の全てにおいてそのような専門家と同等であると申し上げるつもりはありません。しかし、どのような案件でもワンストップで相談できる存在は引き続き求められていると感じています。特別な知識やノウハウが必要な

案件については、責任をもって適切なチームを組んで対応いたします。

2.紛争解決の経験を踏まえた紛争予防

当事務所は、訴訟等の法的手続を含む紛争解決にも日常的に対応しております。

弁護士の専門化に伴い、自身では裁判所には行かないという弁護士も増えています。M&A専門の弁護士はM&Aのみを業務とし、紛争となった場合は訴訟専門の弁護士が対応する、といった分業も進みつつあります。それは、高度な案件に対応するには適する場合もあるといえますが、契約をはじめとする紛争の予防をするにあたり、紛争を自ら経験しているかどうかは、とても重要な意味を持つと考えます。

医者と同様に、弁護士は、病気(紛争)になってからではなく、それを事前に予防する役割が重要であるといえます。紛争を防ぐには、法的手続へと進んだ場合を含めた将来のシミュレーションが重要となりますが、そこでは実際の紛争対応の経験が生きてきます。

当事務所では様々な状況に対応いたしますので、どのような案件でもお気軽にお問合せください。

弁護士法人樋口国際法律事務所

弁護士数: 4名(2021年9月21日現在)
代表弁護士: 樋口一磨(東京弁護士会)
〒101-0041
東京都千代田区神田須田町1-2-1
カルフル神田ビル7階
TEL: 03-5207-3337
URL: <http://www.higuchi-law.jp>
Mail: info@higuchi-law.jp



◎主な業務内容

国内: コーポレート/コンプライアンス/M&A/フランチャイズ/人事労務/知的財産/IT/各種契約(外資系企業との交渉を含む)/訴訟、調停等による紛争解決
国外: 外国企業との供給契約、販売店契約、ライセンス契約、フランチャイズ契約、合併契約等/外国企業とのM&A/外国現地法人の設立支援/外国企業との紛争解決(米国、欧州、アジアの主要国に広く対応)

◎所属弁護士による主な著書等(共著含む)

『中小企業海外展開支援 法務アドバイス』(経済法令研究会、2013)、『中小企業法務のすべて』(商事法務、2017)、『International Commercial Agency and Distribution Agreements』(Wolters Kluwer、2017)、『ポイントがわかる! 国際ビジネス契約の基本・文例・交渉』(日本加除出版、2019) ほか多数。
代表の樋口弁護士はメディア出演も多数。

ひふみ総合法律事務所

企業の挑戦と有事の危機対応を厚くサポートする スペシャリスト集団

全弁護士が省庁・企業・大手法律事務所 知見を積んだスペシャリスト集団

当事務所の弁護士は、全員が、監督官庁や企業への所属・出向、大手法律事務所での豊富な経験を通じて、それぞれの得意分野を磨いてきたスペシャリストです。各分野に関する十分な専門知識を有しているのはもちろんのこと、依頼者や相手方となる監督官庁・企業のモノの考え方、内部の決裁の仕組みなどにも習熟しており、交渉や争訟をよりの確かつスムーズに解決に導くことができると自負しています。

訴訟弁護士としての豊富な経験に基づく 「紛争解決力」

当事務所の弁護士は、これまで様々なジャンルの訴訟・紛争案件を多数経験してきました。

例えば、小島冬樹弁護士は、大手法律事務所の中でも伝統的に紛争解決に強みを有する森・濱田松本法律事務所に長年在籍し、同事務所のパートナーとして訴訟プラクティスグループの中心を担った経験を有しています。

昨今では、弁護士の専門分野の細分化が進み、法廷にはほとんど立たないという弁護士も珍しくない状況です。しかし、訴訟をはじめとする紛争解決分野は、証拠の収集・分析、的確な法律構成の構築、裁判所を説得するための表現力、尋問技術等においてマニュアル化が困難であり、特に経験がモノをいう分野です。当事務所の弁護士は、企業にとって最も危機的な局面の1つである訴訟・紛争の場面において、豊富な経験に基づいた技術を駆使して、クライアントとともに全力で戦い抜きます。

危機管理業務における多数の実績

当事務所の弁護士は、多くの企業不祥事案で、調査委員会の委員や補助者を務めた実績を有しています。

例えば、矢田悠弁護士は、証券取引等監視委員会への出向中に、調査・検査で対象先への立入、ヒアリング、デジタル・フォレンジック等を活用した経験を活かし、粉飾・不正会計事案やインサイダー取引事案、性能偽装事案を中心に、多くの上場会社の調査委員会委員を務めています。

また、当事務所では、危機管理業務に関して、事後の紛争対応までワンストップで対応することを強みとしています。近年頻発している性能偽装事案では、取引先との間で必ずといっていいほど民事賠償の問題が発生します。また、不正会計事案では、株主が、開示されていなかった企業不祥事によって下落した株価を損害として訴訟を起こす“証券訴訟”が増加しています。このように、不祥事発生が訴訟に直結する事例が多くなっていることから、企業不祥事について企業側に立ってアドバイスする際には、不祥事発生の当初から訴訟リスクを低減できるよう心がけています。

金融分野において新サービスの設計から 紛争解決、反社会的勢力対応まで ワンストップで対応

当事務所の柱の1つは、金融分野です。番匠史人弁護士は、金融庁で金融機関や保険会社の検査実務に携わった経験を、また、矢田弁護士は、証券取引等監視委員会での金融商品取引法関係の調査・検査と、銀行法関係の立法作業に携わった経験を有して



います。これらの金融規制及び実務に関する幅広い知識・経験に基づき、新サービスの導入につき、制度設計、当局折衝から検査対応に至るまで、当局目線を意識したアドバイスを提供しています。高橋可奈弁護士は、森・濱田松本法律事務所のファイナンス部門で経験を積み、米国への留学経験や外資系企業でのインハウスロイヤーの経験も有しており、金融分野の複雑な契約やクロスボーダー取引にも対応が可能です。松原由佳弁護士は、西村あさひ法律事務所の事業再生部門や出向先の銀行で経験を積み、経営再建局面での金融機関との交渉等も得意としています。

さらに、前述のように当事務所の弁護士は、長年にわたり様々なジャンルの訴訟・紛争案件を多数経験しており、サービスの設計や契約書の作成といった予防法務分野だけでなく、いざ取引先や顧客との間で紛争が生じた場合の対応についても、得意としています。反社会的勢力対応やAML/CFT対応についても、チェック体制の構築等の制度設計の場面のみならず、具体的な顧客対応までワンストップで承っています。

社内会議参加や法務機能の アウトソーシングサービスなど、 徹底したクライアントファースト

当事務所は、クライアントの利便性を重視し、業務の進め方においても、クライアントファーストの精神を貫いています。

変化の早い分野では、従来のように、社内の事

業部門の意見を法務部が取りまとめて法律事務所を訪問し、その相談結果を社内に持ち帰って報告し、それを踏まえてまた社内で検討する、といった進め方では、スピード感が十分ではありません。こうしたケースでは、むしろ当事務所の弁護士が社内会議に参加し、企画のブレインストーミング段階からアドバイスしています。

突発的な重大案件(企業不祥事等)や法務部員の転職などで一時的に法務スタッフが不足する企業に対しては、当事務所メンバーが

会社に訪問し、あるいはリモート環境にて、日常の法務業務(社内の法務相談、契約書作成・レビュー)に対応するなど、法務機能のアウトソーシングサービスを提供しています。

業務全般にレスポンスの早さを重視しており、メールやウェブ会議はもとより、SlackやLINE、Chatworkでやり取りすることもあります。

クライアントと二人三脚で、専門性の高さと、徹底した敷居の低さ・クライアントファーストの両立を心掛けています。

ひふみ総合法律事務所

弁護士数: 7名(2021年10月1日現在)

所属弁護士名

番匠史人(第二東京弁護士会) 矢田 悠(第二東京弁護士会)

小島冬樹(第二東京弁護士会) 高橋可奈(第二東京弁護士会)

松原由佳(東京弁護士会) 玉川竜大(出向中)

神村泰輝(第一東京弁護士会)

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5-21

紀尾井町PREX8階(2022年1月移転)

<https://123-law.jp/>

ひふみ総合法律事務所は、金融・危機管理・企業間争訟で実績を重ねた矢田悠弁護士と番匠史人弁護士が、2018年に設立した事務所です。2021年1月から、訴訟・紛争解決分野に実績のある小島冬樹弁護士がパートナーとして参画し、現在はパートナー3名、オブ・カウンセル及びアソシエイト4名の計7名の弁護士が在籍しています。

お問い合わせ先

Tel: 03-6261-3170

Mail: info@123-law.jp

フォーサイト総合法律事務所

ベンチャー・スタートアップの資金調達、 IPO準備・審査対応から上場企業法務・M&Aまでを シームレスに対応

ベンチャー・スタートアップ法務とIPO法務

当事務所は、上場企業および上場準備企業を主たるクライアントとして、基本的に顧問弁護士という立場で(一部、社外役員として関与している会社もあります)、IPO(新規株式公開)やM&A案件を中心に手掛けています。

IPOは企業が飛躍的な成長を遂げるための有力な手段の1つです。当事務所では、蓄積された知見や経験等をふまえ、上場審査で企業に求められるコンプライアンス体制(労務管理、知財管理、その他)およびコーポレート・ガバナンス体制の整備、監査法人や証券会社等の指摘事項への対応、上場審査そのものへの対応等のリーガル・サポートを行っています。

その実績としては、当事務所開設以来、直近10年間で60社以上の顧問先及び社外役員関与先(以下「顧問先等」といいます)がIPOを果たされ、30社ほどの顧問先等が東証一部へ市場変更されました(IPOと重複もあります)。ここ数年、わが国の年間IPO件数は90社前後の水準で推移しています(TOKYO PRO Marketを除く)が、当事務所の顧問先等はその10%前後となっています。本年も11月末日時点において、10社の顧問先等がIPOを果たされています(上場承認中も含まれます)。その他、現在、IPOを準備している顧問先等は数十社あります。クライアントは、証券会社、監査法人、信託銀行、印刷会社、IPOコンサルタントや他土業の方等から紹介されることが多く、これらのIPO関係者からこれまでの実績が高く評価されているものと自負しています。

当事務所の顧問先は、IT、AI・IoT、ロボット、セキュリティ、VR/AR・エンターテインメント、バイオ・ヘルスケア、HR、不動産、外食、エネルギー、宇宙等多岐にわたります。ITを駆使してイノベーションを起こしたり、テクノロジーを開発したりする、X-Tech企業やR&D企業も多く、AIの研究・開発をしている会社、企業で使用する様々なシステムをSaaS(Software as a Service)で提供している会社、遠隔診療や電子カルテ等を提供するヘルスケア関連の会社、再生医療を提供する会社から、ウェブサイトに対するサイバー攻撃を防御するサイバーセキュリティサービスでIPOを果たした会社もあります。

その多くは、ベンチャー・スタートアップ企業ですが、中には、一度、プライベート・エクイティ(PE)ファンドにEXITした企業や創業数十年の老舗企業もあります。

当事務所では、上場申請を行う期(申請期)の2期前(直前々期)くらいからご依頼いただく顧問先が多いですが、視座の高い会社等はシリーズA(ベンチャー・キャピタルから本格的に資金調達する最初のラウンド)やシリーズB(同じく2番目のラウンド)から顧問弁護士のご依頼をいただくこともあります。

上場企業法務とM&A法務

当事務所では、IPO後もそのまま顧問契約を継続するのが通常で、上場前後を問わずシームレスに対応しています。そのため、毎年、上場企業の顧問先も増加していて、現在、50社以上の上場企業の顧問先等があります。成功している企業は例外なくIPOを果たしていることを実感しています。



上場後は、事業や人事労務、知的財産等に関する通常の相談のほか、他社との提携、ディスクロージャーやインサイダー関連の相談に乗る機会も多く、株主や株主総会の対応・対策等も行っています。

また、IPO後さらに飛躍するための成長戦略の一手として、M&Aが選択されることも多く、当事務所では、スキームの策定(株式譲渡、合併、会社分割、事業譲渡、株式交換・株式移転、第三者割当による新株発行)・スケジュール管理、法務デュー・デリジェンス(労務DDや知財DDも含まれます)、秘密保持契約(NDA)、基本合意書(MOU)、株式譲渡契約書や事業譲渡契約書といった契約書の作成等を通じて、適法・適正なM&Aのためのリーガル・サポートを行っております。株式譲渡、事業譲渡、株式交換、第三者割当による新株発行等を多く手掛けてきましたが、それ以外にも持株会社(ホールディングス)化や組織再編のための株式移転・会社分割等も手掛けています。昨今、上場後にホールディングス化を進める企業が増えていますが、スキームとしては大きく株式移転と会社分割の2つがあります。前者の株式移転では、株式移転により新たに創設された親会社のテクニカル上場が必要となります。これは上場会社が組織再編行為などによって上場廃止となる問題を回避するための制度ですが、改めての審査が必要であったり証券コードが変わってしまったりすることから、よく検討して選択するかしないかを決める必要があります。後者の会社分割は、上場企業が上場したままホールディングス化でき(再度の審査手続がない)、かつ事業譲渡等に比べて契

約等の承継が容易なため、選択されることが多いという印象です。

M&A案件は、もともとM&Aアドバイザーファーム・M&A仲介会社や公認会計士からの紹介が多かったのですが、ここ数年は、IPOした顧問先からの依頼が急増しています。こういったM&A案件は、ここ数年、大小合わせて毎年30件ほど、2021年も同数かそれを超える数の案件を手掛けています。最近では、上場企業を対象会社とするM&Aに関わる機会も増えてきました。

他方、セルサイド案件も目立つようになってきました。IPOを目指す過程でM&A(売却)に切り替える経営者、事業を創っては売却するシリアルアントレプレナー(連続起業家)、一旦、発行済株式総数の過半数から3分の2程度を売却するが、その上でIPOを目指される経営者等もいらっしゃいます。

また、株式の譲渡先も事業会社だけではなくPEファンドを活用するケースも増加しています。

当事務所としましては、IPOとともに、M&Aにも注力していきたいと考えています。

フォーサイト総合法律事務所

弁護士数:17名(2021年11月末日現在)
代表弁護士:大村 健(第二東京弁護士会)
〒100-0011
東京都千代田区内幸町1-3-3 内幸町ダイビル9階
TEL:03-6457-9481
URL:<https://www.foresight-law.gr.jp/>

フォーサイト総合法律事務所 Foresight Law Office

当事務所は、弁護士17名と司法書士1名が所属し、上場企業及び上場準備企業に関する企業法務を中心に手掛け、顧問先等は、IT、AI・IoT、ロボット、セキュリティ、VR/AR・エンターテインメント、バイオ・ヘルスケア、HR、不動産、外食、エネルギー、宇宙等のベンチャー・スタートアップが多い。直近10年間で、60社以上の顧問先等がIPOを果たし、30社ほどの顧問先等が東証一部に市場変更している(IPOと重複もある)。上場企業の顧問先等も50社以上。そのほか、毎年30件以上のM&A案件を手掛ける。

お問い合わせ先

Tel:03-6457-9481

弁護士法人PLAZA総合法律事務所

**「法務・会計プラザ」という土業の専門家集団を形成し、
中小企業・個人にワンストップサービスを提供する**

真の問題解決の実践を理念に 依頼者の将来の利益につなげる

「安心と納得の質の高い法務サービスを提供する」をキーワードに、正しい問題解決を実践してお客さまの安定と発展に貢献するという「真の問題解決の実践」を基本理念に掲げています。「真の問題解決」とは何か。裁判は勝つか負けるかのどちらかです。1回の裁判で、いずれの結果に終わっても当事者である法人や個人の一生までが終わるわけではありません。勝つにしろ負けるにしろ、裁判後のことまでを深く考える必要があります。もちろん、勝って利益を得られることがベストです。最悪の結果は負けて損害を被ることです。しかし現実には、勝ったのに悪くなったり、負けても良くなったりすることが多々あります。私たちは、勝って悪くなるよりも、負けても良くなるほうに価値があると考えています。一時の負けを、その後の経営や人生にどれだけプラスにつなげられるか。ここに思いをはせて、依頼者の将来の姿を見出すことが、私たちの変わらない基本スタンスです。

依頼者のワンストップサービスのために 土業の専門家集団を形成して運営

基本理念の実現のために、法律事務所だけでできることは限られています。「真の問題解決」をワンストップで実現するために、1993(平成5)年から「法務・会計プラザ」という土業が同じ場所でサービスを提供する場を築きあげてきました。弁護士・司法書士・公認会計士・社会保険労務士・不動産鑑定士・行政書士・中小企業診断士など、8つの独立した土業事務所がひとつの場所に集い、連携しています。

30年近くにわたって、お客さまのさまざまなニーズに応える総合的なサービスを1カ所で提供できる体制を構築してきました。法務・会計プラザは、プロ集団として、お互い自己研鑽と結合・協力の思想により、40人近い国家資格者を含めた100人以上のスタッフ規模に成長してきました。

東京=札幌の2拠点体制で それぞれの強みを磨く

当事務所の特徴のひとつとして、東京=札幌の2拠点体制ということがあります。札幌事務所は1981(昭和56)年に開業。現会長である太田勝久の個人事務所がそのはじまりです。地元・札幌では総合法律事務所として、歴史とブランド力があります。企業法務がメインですが、相続案件や離婚、交通事故といった個人案件も少なくありません。一方、東京事務所は2012(平成24)年に開設した新しい事務所です。企業法務に加え、事業承継・M&A、事業再生・倒産の分野を専門的に取り扱う、いわゆるブティック型事務所になっています。企業再生の分野ではこれまで100件近くの案件を担当してきました。

どちらの事務所も、主な顧客層は中小企業です。法務部を独自に設置できない企業に、高いリーガルサービスを提供することが、昔からの事務所の変わらないポリシーになっています。ちなみに太田と小幡は親族です。「太田・小幡総合法律事務所」という名称で、10年近く連携して弁護士業務と事務所運営を担ってきました。

デジタル化、クラウド化AI ツールを 積極導入して全国に対応

東京=札幌という2拠点体制をベースに、全国各



地の案件に対応しています。そのため、デジタル化の推進には力を注いでいます。10年前からテレビ会議を導入し、現在ではオンライン会議システムZoomに落ち着き、毎日の朝礼や個別案件のミーティングなどにフル活用しています。所内のコミュニケーションを良くするために、Chatworkも早期から導入。スタッフとのやりとりはもちろん、お客さまとの連絡にも使っています。このツールを使うことで、お互いやチームの意思疎通がすばやく効率的になり、スピード化につながっています。地方のクライアントでは、1回もリアルに会うことなく、オンラインで月1回の定期会議を進めている企業もあります。お互い、画面を見ながら情報を共有し、その場で議事録も作成できるため時間を節約できます。

今年はAI(人工知能)を使って契約書のチェックを行うクラウドサービスも導入しました。これによって東京=札幌間の物理的距離をまったく感じない、事務所ノウハウの一元化が進んでいます。コロナ禍によって弁護士もテレワークが一般化したことで、情報セキュリティの面も強化。個別案件はもちろん、スタッフが取り扱うデータも含めて、全てのデータをクラウドに移行しました。漏えいの心配がない高い安全性を実現しています。

共に学び成長する事務所へ 専門特化し社会課題を解決する

現在の法人は、2020(令和2)年5月に、「PLAZA総合法律事務所」へと改称いたしました。1つの「場」に集い、専門家英知を結集して問題を解決するという我々の想いが社名に込められています。札幌事

務所には、弁護士のほかに、行政書士・社会保険労務士が在籍しています。東京事務所でも、同じフロアに会計事務所・司法書士事務所が入居し、ワンストップ型のサービス提供を行っています。こうした「共同で力を合わせて問題解決に当たる」というのは組織の文化です。個の力から、チーム力を重視した体制をより強化しています。その一環として、事務所の内外から講師を招き「ビジネスセミナー」を定期開催。顧問先企業とともに、最新トピックを皆で学ん

でいます。また、当法人は150社を超える企業と顧問契約をしております(2021(令和3)年10月現在)。顧問サービスのひとつとして、月刊「ビジネス法務」を配布し、事務所のメールマガジンにおいて記事を解説しながら法務情報を共有しています。

より深く、専門特化したサービスを提供できるよう、一般社団法人北海道事業再生サポートプラザという法人も立ち上げました。食品業界・社会福祉法人・自動車教習所といった専門性の高い分野に集中し、各分野のスペシャリストとして貢献できる体制も強化しています。社会はますます高度化・複雑化していきま。弁護士が単独でできる時代ではなくなっています。あらゆる土業や各分野のプロフェッショナルと協働し、足元に横たわる社会問題の解決と、中小企業の発展に貢献する事務所でありたいと思っています。

弁護士法人PLAZA総合法律事務所

弁護士数:8名(2021年11月1日現在)
代表弁護士:小幡朋弘(第二東京弁護士会)
東京
〒103-0027 東京都中央区日本橋2丁目1番14号
日本橋加藤ビルディング6階
TEL:03-6262-7720(代) FAX:03-6262-7721
札幌
〒060-0042 札幌市中央区大通西4丁目1番地
道銀ビル7階
TEL:011-222-3251(代) FAX:011-222-5127
URL:https://hk-plazalaw.com
Mail:plazalaw-info@hk-plaza.co.jp

弁護士法人
PLAZA総合法律事務所

ベンチャーラボ法律事務所

大企業とベンチャーをつなぐ架け橋に

コロナ禍で加速するM&Aやアライアンス

新型コロナウイルスの感染拡大によって人々の働き方や生活様式が大きく変化し、あらゆる企業がビジネスモデルの見直しを余儀なくされています。その中で注目されているのが、大企業とベンチャー企業やスタートアップ企業(以下「ベンチャー」といいます。)とのM&Aやアライアンスです。

デジタル化によって従来のビジネスの手法が根本的に変わろうとしている昨今、新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、例えば非接触型のビジネスなど、企業が新しいビジネスを模索する動きはより加速しています。とはいえ、大企業ではリスクを取ってスピーディに変化することが難しい傾向にあります。そこで、大企業がITやデジタルといった変化のカギ(技術)を持つベンチャーとM&Aやアライアンスを行い、社会の変化に適した新たなビジネスを展開していくという動きは今後も増加していくと思われまます。

大企業・ベンチャー双方のニーズのために

大企業はベンチャーの技術や成長力を取り込み、ベンチャーは大企業が持つ資本力や顧客チャネル、サプライチェーンなどのネットワークを使って成長を加速させ、大企業とベンチャーとがそれぞれにM&Aやアライアンスの効果を期待します。しかし、こういったWin-Winの関係を構築できた成功例は現実には少数です。その原因は、大企業とベンチャーの法務に関する意識や知識の格差にあります。

ベンチャーには法務機能がない場合も多く、大企

業から提示される不平等な契約書を精査せずに鵜呑みにしてしまうケースも少なくありません。例えば、大企業と共同開発を行ったベンチャーが営業秘密であるはずの自社の技術やノウハウを無防備に提供してしまい、その技術を使って生み出された新たなサービスや製品の権利を結果的に大企業に取られてしまうといったケースです。こうした事態を避けるためには、ベンチャーが自社の強みやコアとなる技術、ノウハウなどを見極め、知的財産権としてきちんと守らなければなりません。

一方、大企業にとっても、ベンチャーとのアライアンスは魅力的な側面ばかりではありません。契約の主目的であった技術が実は第三者の権利を侵害したものだということ実が後になって判明したり、キーパーソンの退社、提携先企業(ベンチャー)の倒産、コンプライアンス違反が生じたりするなど、さまざまなリスクがつかまとい



淵邊善彦弁護士

ます。契約締結後にトラブルが発生した場合には、それまでプロジェクトに費やした時間やコストが無駄になるだけではなく、事態取捨へのさらなるコストの増大や、レピュテーションへの悪影響に発展する場合もあります。こうしたリスクを前に、二の足を踏む大企業の担当者も少なくありません。

大企業とベンチャーではスピード感や意思決定のスタイル、コンプライアンス意識など、あらゆる点が大きく異なります。M&Aやアライアンスの際も、大企業ならば相手方であるベンチャーに対しポイントを絞ったデューデリジェンス(コンパクトDD)を行ったり、ベンチャーは大企業の思考を踏まえた上で、提携後のプロセスやビジネスモデルをいかに確立させていくかといった点にまで踏み込んだアドバイスを行う必要があります。淵邊弁護士は、ベンチャー支援に加え、弁護士として長く大企業と仕事をしてきたので、当事務所には双方のニーズにお応えできる強みがあります。

重要性を増すリーガル人材の育成に貢献

大企業もベンチャーも、マネジメント層にリーガルセンスのある人材が増えることが、よりよいアライアンスの締結やコンプライアンス体制の確立につながります。そういった人材の育成を目的とする、一般社団法人日本CLO協会が2020年4月に創設され、淵邊弁護士が理事に就任しています。また、日

弁連の中小企業の国際業務の法的支援に関するワーキンググループでは、淵邊弁護士が座長を務めています。淵邊弁護士は、高い技術力、素晴らしい農産物・工芸品などを有する地方の企業をサポートするため、地方の弁護士の国際取引に関するスキルアップも支援するなど、企業・弁護士双方の人材育成に努めています。規制緩和やデジタル化が加速する昨今、法的視点を踏まえた経営判断の重要性は今後ますます高まることでしょう。こうした激しいうねりの中で企業が成長し、成功を収めていくためには、法務人材にも、時にはリスクを取って新しいことにチャレンジしていくという経営者と同じようなマインドが必要になります。また、経営者やビジネスパーソンが広くリーガルセンスを持つことが重要と考え、前頁のような4コマ漫画やイラストを通じた親しみやすい情報発信も行っています。

当事務所ではベンチャー支援を軸に、さまざまな形で日本企業のリーガルマインドの底上げにも貢献していきたいと考えています。

ベンチャーラボ法律事務所

弁護士数:2名(2021年11月1日現在)
代表弁護士:淵邊善彦(第一東京弁護士会)
〒107-0062
東京都港区南青山2-22-17 センテニアル青山5階
TEL:03-6434-5251
URL:https://venture-lab.net/
Mail:info@venture-lab.net



ベンチャーラボ法律事務所は、主にベンチャー・スタートアップ・中小企業のパートナーとして支援を目的とした事務所です。私自身、大手法律事務所、M&Aやアライアンス(事業提携)・海外展開・上場支援・知的財産戦略など幅広く、主に大企業のクライアントを30年間サポートしてきました。もちろん、大企業のサポートにもやりがいがあります。しかし、その一方で可能性を最大化できていなかったり、リスクを抱えていたりするベンチャー・スタートアップ・中小企業のパートナーとして、支援したいと強く思うようになり、2019年1月、ベンチャーラボ法律事務所を開業いたしました。現在、木村弁護士、パラリーガルや事務員を含め4名で営業しています。

お問い合わせ先

Mail:info@venture-lab.net

増田パートナーズ法律事務所

日本でいちばん尊敬される法律事務所を目指す

当事務所のビジョン

日本でいちばん尊敬される法律事務所でありたい。これが当事務所のビジョンです。

VUCAの時代において、世の中の動きは激しく、より不確実で複雑、不透明なものとなっています。そのような混沌とした時代には、単なる過去はもはや通用しません。ビジネスの世界において、クライアントが弁護士に求めるものは、法律の知識や助言にとどまらず、意思決定に至るまでに必要とされる幅広い智慧、洞察力や未来透視力だと考えています。

決断の支えとなる考え方、アイデア、もしくは判断プロセスに関与しながら、的確なアドバイスを行えることこそが、これからの時代に求められる弁護士の真の付加価値であり、当事務所が最も得意とする領域でもあるのです。

また、クライアントの意思決定に影響を及ぼす心的側面でのサポートも重要だと考えています。個人間の紛争はもちろんですが、企業意思決定の過程においても、複雑な利益が絡む事案には多くの人の心痛が伴います。その際に、私たちが、法的助言を



超えて、クライアントと喜び、不安、怒り、哀しみを共有しながらクライアントのマインドセットにも携わることができるような真の良きアドバイザーになること。これこそが、私たちの理念であり、社会的使命でもあるのです。それが当事務所のいう「日本でいちばん尊敬される法律事務所」ということです。

当事務所が事務所規模以外で求めるもの

米国ではワクテル・リプトン・ローゼン・アンド・カッツのように、小規模ながら最もプレステージが高いとされる法律事務所もあります。理想・理念を貫くには、事務所が小規模であることがかえって利点となる面が多々あります。

法律事務所の規模を見た場合、可能な仕事は三つに区分できると思います。

一つ目は、マンパワーを使って一気に達成する仕事です。これは大手でなければできません。大手の優位性でしょう。

二つ目は、弁護士個人々の資質が高ければ、規模に関係なくできる仕事。企業法務・金融法務であれ訴訟であれ、マンパワーではなく、弁護士の能力・資質に顧客が付くケースはとても多いのです。事務所設立当初から行っているコンプライアンスなどは、法律を超えた、ある意味生き方の問題でもあり、また現場での実務経験も問われるフィールドですから、規模の大小は問われません。

また、当事務所、中でも代表パートナーの増田が主に関与している、上場企業を中心とした、社外役員(弁護士増田は、現在、野村証券、GMOインターネットの社外取締役及びジャパン・ホテル・リート



代表弁護士：増田英次氏

投資法人の執行役員等を務めています。)やM & Aの際に求められることがある第三者委員会への関与という領域も、個人の能力や資質に加え、利益相反の観点からも小規模事務所の優位性が働く分野です。

三つ目は、小規模事務所ではできない仕事です。たとえばコンフリクト案件。また、採算上、大手では受けられない仕事もあります。しかし、規模の大小を問わず、弁護士が関与しなければならない事案は存在するのです。さらには、明らかに社会正義に反している事案にもかかわらず、大手法律事務所では諸事情から関与しない(できない)というケースもあります。

当事務所は、弁護士個人の能力が問われる領域、大手がやれない領域にフォーカスしています。サポートのスピード、クオリティ、幅の広さ、そしてクライアントが納得する報酬という条件さえ整えば、多くの相談に応えられるのです。

大手法律事務所が存在は重要です。しかし、小規模事務所だからこそ、価値観が多様化・複雑化した現代において活躍できる余地はとても多いと考えています。実際に、当事務所では、日本を代表する数々の大手企業、ベンチャー企業がクライアントとなっています。

取扱い分野

当事務所は、会社法、金融商品取引法、M & A、コンプライアンス/コーポレートガバナンス、労働法、知的財産権に関する法的助言、企業間の訴訟・紛争対応等が中心ですが、近年は、コーポレートファイナンス/キャピタルマーケットにも注力しています。また、数は少ないものの、いわゆる一般民事事件や会社のエグゼクティブ(特に外資系が多い)が関わる企業との紛争案件も扱っています。

このように、事業領域は、小事務所規模ながら幅広く、クライアントにしても銀行、証券、損害保険会社といった金融機関から製造業、サービス業までバラエティに富んでいます。

特に注力する分野

当事務所では、メリルリンチ日本証券(現BofA証券)のジェネラルカウンスラーを20年以上務めた弁護士天野(シニアアドバイザー)の知見を活かし、今後は、今まで以上にインバウンドM & A、VCファンド、スタートアップ企業のファイナンスやIPOに関する法務に注力するとともに、上場企業の顧客のエクイティ・ファイナンスのニーズにも対応できるように鋭意邁進してゆく所存です。

増田パートナーズ法律事務所

Masuda & Partners Law Office
 弁護士数：パートナー3名、シニアアドバイザー(弁護士)1名、オブカウンスラー2名(現・元大学教授)、アソシエイト6名(2022年2月前後に1~2名加入)
 弁護士増田(代表パートナー)及び弁護士天野(シニアアドバイザー)はニューヨーク州弁護士の資格も保有
 代表弁護士：増田英次(第一東京弁護士会)
 〒101-0047
 東京都千代田区神田1-6-10 笠原ビル12階
 TEL: 03-5282-7611
 URL: <http://www.msdlaw.com/>
 Mail: info@msd-law.com



会社法、金融商品取引法、M & A、コーポレートファイナンス/キャピタルマーケット、コンプライアンス/コーポレートガバナンス、労働法、知的財産権に関する法的助言、国内外の紛争解決等が中心とする、小規模でありながらも多方面の分野を扱う総合法律事務所です。

代表パートナーの増田は、多くの上場、非上場企業で社外役員、コンプライアンス委員会委員等を務め、企業意思決定にも深く関与するとともに、コンプライアンスの分野において、新しい視点と法律以外の知見や智慧を取り入れた「エモーショナルコンプライアンス」なるものを提唱し、数多くの上場企業で研修を行っています。また、ベストロイヤーズをはじめ、Asia Business Law Journalの「Japan's Top 100 Lawyers 2020」に選出されるなど受賞歴も多数ございます。

お問い合わせ先

Mail: info@msd-law.com

丸の内総合法律事務所

クライアントを支え続ける信念と実績

積み上げてきた信頼とブランド

丸の内総合法律事務所は、設立の経緯を辿れば戦前まで行きつく長い歴史があります。創立者の松本正雄弁護士は最高裁判所判事や国家公安委員等を務め、交友録には池田勇人や大平正芳といった煌びやかな名前も並びます。非常にブランド力の高い法律事務所という印象ですね。

松本：当事務所は1950年に松本正雄法律事務所として発足し、株主総会のサポートを始めとして、日常相談から、訴訟対応に至るまでトータルな意味での企業法務において多くの企業から信頼をいただきました。以来、多くの顧問先企業と継続的な信頼関係を築き、今に至っております。これまで培って来た企業法務における総合力をベースとしつつ、時代の変化に対応し、新たな技術を用いた新しいビジネスや、新しい法律分野のサポートにも注力しています。

顧客の信頼に答え続ける力

近年、とくに力を注いでおられるのはどのような分野でしょうか。

松井：企業法務全般をフォローしておりますが、今回はM&A・投融資案件、不正調査、上場準備企業へのコーポレート業務のサポート、の3点についてお話をさせていただきます。

まず、M&A、投融資案件についてはいかがでしょうか。

松本：M&Aは、当事務所においてクライアントからの依頼が多い分野です。買収の際には念入りなデューデリジェンスを行い、リスクを洗い出し、

なるべく目に見える形で依頼者に有益な情報を提供します。顧問先の事業内容を深く理解し、それをふまえたリーガルサービスの提供を旨としておりますので、買収ありきのレポートではなく、真に経営判断に資するための資料作成を心がけています。

M&Aは締切があるので、どちらかといえば労働集約型の仕事です。若手を起用し、短期間で質のよい成果の達成を目指しています。事務所メンバーが第二東京弁護士会で事業承継研究会の幹事を務めていることから、相続絡みの事業承継にも注力し、次代に優良な事業を絶やさず継続していくサービスも提供しています。

次に、不正調査についてはいかがでしょうか。

松井：不正調査については、最近是不祥事があると適正な調査を行ったうえでその内容を公表し、是正に取り組むことが強く求められます。調査にあたり、弁護士による関与の仕方は以下の5つがあるといえます。まずは、①社内の担当部署が実施する不正調査に顧問弁護士の立場で関与、②企業が社内の調査委員会を設置した場合に委員・補助者として関与、③第三者委員会の委員・補助者として関与、があります。この調査の結果として不正行為が認められた



松本伸也弁護士



松井秀樹弁護士

場合、④各役員の実任を調査する責任調査委員会の委員・補助者として関与、そして最終的な局面として⑤不正調査の結果を踏まえた具体的な処分・再発防止策に顧問弁護士の立場で関与、が考えられます。当事務所は相当数の案件で前出のすべての局面を経験しており、いかなる不正調査にも適切な対応が可能です。まずは「弁護士が関与すべきかどうか」という点から状況に応じた判断を行います。

不正もさまざまですが、たとえば会計不正の場合、上場会社であれば有価証券報告書の訂正が必要です。訂正を間に合わせるため、多数のスタッフが調査結果の分析に深夜・休日まであたる事態となります。現在は調査のメインがフォレンジックで、メールや文書から重要な事実が発見されます。フォレンジック専門の業者がパソコンからデータを拾うのですが、「どの範囲の人」から「どんなキーワード」でデータを集めるのはわれわれが主導します。ここがもっとも肝要なところで、不正調査の勝負所です。近年、上場企業を中心に内部統制を求める声はますます強く、各社さまざまな対応を取られています。不正調査だけでなく、コンプライアンス一般のアドバイス、内部統制に関わる体制整備についての相談がますます増えていると感じます。

上場準備をしている企業へのコーポレート業務にも力を注いでおられるそうですね。

松井：当事務所のクライアントは上場企業がほとんどでしたが、近年はベンチャー企業等の依頼者も増えてきました。入り口は上場準備に関する相談が多いのですが、そこから取引や商品・サービスの適法性、人事・労務、訴訟・紛争とサポート分野が広がることが多いです。新興企業では当初は営業部門が中心であり、管理部門は後発にならざるをえませ

ん。相談の頻度が多い場合には、出張相談という形で先方に出向き相談を受けることもあります。上場に向けて十分な法務スキルを身につけられるよう、きめ細やかなサポートも行っています。

松本：こうした対応が可能な理由は、当事務所の弁護士がゼネラリストでもあるからです。当事務所は、専門分野に分けて弁護士を配置しておらず、とくにアソシエイトのうちあらゆる法分野の案件をこなします。企業は、ある意味では人間と同じひとつの有機体です。部分最適の積み上げが必ずしも全体最適を意味しません。人間を診る医師がゼネラリストからスペシャリストへの道を辿るように、弁護士もまずは全体を見渡せる広い視野を獲得することが重要だと考えております。

若手への指導に力を入れておられる様子が見て取れます。

松本：最初はできるだけさまざまな先輩弁護士について仕事をします。丸の内総合法律事務所という看板の下で仕事をしていても、弁護士ごとに案件処理の仕方が違うからです。先輩それぞれの仕事ぶりをよく観察して自分に合うスタイルを確立し、能力を伸ばしてもらうことを期待しています。顧問先には経験豊富な法務担当者が多く、持ち込まれる問題はどれも一筋縄ではいきません。求められるのは、期待以上のアドバイスです。その意味で、当事務所では、パートナー・アソシエイトを含めメンバー全員が訴訟案件を担当しています。それは、訴訟という紛争解決の最終手段の場で、勝つか負けるかの真剣勝負の経験を積み重ねなければ、真に役立つアドバイスができないと考えるからです。期待以上のリーガルサービスをクライアントに提供し続けるために、個々の弁護士の能力を高めなければならない切実なニーズがあり、それを糧に自己研鑽を続けているのです。

丸の内総合法律事務所

パートナー（弁護士）17名、アソシエイト（弁護士）10名、他2名が民間企業にて執務中、顧問（弁護士）2名、事務職員9名（2021年11月1日現在）
代表弁護士：松本伸也、松井秀樹（両名とも第二東京弁護士会）
〒100-0005
東京都千代田区丸の内二丁目2番1号 岸本ビル815区
TEL: 03-3212-2541
URL: <http://www.marunouchi-sogo.com/>
お問い合わせ先: info@marunouchi-sogo.com

桃尾・松尾・難波法律事務所

個人情報保護法を中心とした データ関連法務への取組み

当事務所は、訴訟・仲裁、会社法、独占禁止法、M&A、事業再生、労働法、知的財産権、コンプライアンス等、あらゆる分野にわたり、リーガルサービスを提供しております。依頼者の業種や業態も、国内・外資系を問わず、国際的な大企業から投資ファンド、ベンチャー企業等の中小企業、さらには個人まで、多岐にわたっております。

当事務所では、多くの弁護士が海外留学経験を持ち、グローバルな商取引、M&Aや紛争等にも対応しております。当事務所は、全世界約150都市の法律事務所が参加する国際的なネットワークである「INTERLAW」に所属し、海外弁護士の協力が必要な案件についても適時に対応することが可能です。

データ関連法務

当事務所は、前述のとおり幅広い法分野でサービスを提供していますが、昨今は、重点を置く一つの分野として、データ関連法務に力を入れています。特に個人情報保護法規制に関連する業務としては下記に記載のとおり、様々な案件を取り扱い、サービスを提供しています。

それ以外にも、システム開発、IoT、クラウドサービス等におけるデータのセキュリティに関連する様々な契約問題や紛争等も恒常的に扱っております。また、DX（デジタルトランスフォーメーション）における個人データの取扱い、データ漏洩リスク等への対応に関する相談案件も増えておりますし、ランサムアタック（ランサムウェアと言われるデータを暗号化するソフトウェアを利用して身代金を要求する攻撃）によるデータ漏洩については重大案件を含む複数の案件の対応をしております。

なお、最近では、依頼者の側（特に大手の外資系企業）から、依頼をする前提として、法律事務所としての情報セキュリティの体制が整備されていることを要求してくる場合も増加しているため、当事務所として、ISO27001の取得のための具体的な準備をしているところです。

個人情報保護法規制に関連する業務

当事務所の個人情報保護法規制に関連する取扱い業務の概要は以下のとおりです。

1.日本の個人情報保護法に関連する業務

当事務所は、日本企業が日本の個人情報保護法及び関連する規則・ガイドライン等にしがたった体制作りをする際の助言等、日本企業に対して様々なアドバイスを提供しています。依頼者の業種も、BtoB、BtoC、医療・製薬、金融、広告、教育、オプトアウトによる第三者提供を行う企業、行政機関等多岐にわたり、扱うデータも、要配慮個人情報、匿名加工情報、統計情報、そして令和2年改正が適用されれば仮名加工情報や個人関連情報となる情報等、様々です。さらに業務内容も、社内規程整備、プライバシー・ポリシー、利用規約、委託契約その他関連文書作成、本人からの請求対応等の比較的典型的な業務から、EUから移転を受けたデータを取り扱う際の、いわゆる「補充ルール」に基づく社内規則の整備や、委託先に求めるべき安全管理に関するチェックリスト作成等まで豊富な経験を有します。

また、日本で事業を展開する外国の会社は、日本の個人情報保護法令に適合した体制作りをする必要があります。GDPR等自国の法規制に適合した体制を整備していても、別途、日本の法令に則した対応



難波修一弁護士



小林 崇弁護士



松尾剛行弁護士



二松直樹弁護士

が必要になります。当事務所は、このような外国企業による日本の個人情報保護法規制対応に関するサービスも恒常的に提供しております。その場合には、グローバルなポリシーと統合的な形でローカルなポリシーを作成することが必要であり、バイリンガル対応が必要なこともあります。これらいずれも経験を豊富に有しています。なお、個人情報の問題については、個人情報保護法のみならず、プライバシーの観点からの助言の経験も豊富です。

2.海外の個人情報保護法規制に関する業務

欧州のGDPRをはじめとして、様々な国において個人情報保護のための法規制が整えられつつあります。グローバルに事業を展開する日本企業としては、関係がある国々での個人情報保護法規制に合わせたプライバシー・ポリシーの制定や、その他の体制整備等の対応を強いられることになります。

当事務所は、このような日本企業に対して、現地におけるこの種の問題に強い法律事務所と協力しつつ、必要な体制作りのためのサービスを提供しています。最近でも、欧州、中国、ブラジル、タイ等での体制整備の案件を行いました。特に中国については、当事務所に中国弁護士も在籍しており、豊富な経験を有しています。

3.個人情報漏洩問題等に関する業務

企業が、その保有する第三者の個人情報を漏洩し

てしまうという案件も少なくありません。漏洩の原因は様々ですが、企業としては迅速かつ適切な対応が必要となります。当事務所では、ベネッセコーポレーションの漏洩事件や、ランサムアタック事件をはじめとして、これまでに日本で発生した多くの大規模な漏洩事件において、アドバイスを提供してきており、このような案件についての経験が豊富です。

4.個人情報保護委員会対応

加えて、当事務所は、例えば個人情報保護委員会設立以来最大級の重大事件において、個人情報保護委員会との対応（個人情報保護委員会への訪問及び担当官への依頼者の立場の説明等を含みます）を行いました。それ以外にも、個人情報保護委員会への漏洩報告書のドラフト・レビュー、個人情報保護委員会からの報告徴収、指導に対する対応、オプトアウトに関する届出等、個人情報保護委員会との対応・折衝の経験が豊富です。

今後も個人情報保護法をはじめとするデータ関連法務の重要性はますます高まります。当事務所としては、他分野に加えて、データ関連法務分野においても、依頼者が求める最先端かつ最高水準のサービスが提供できるような体制を維持していく所存です。

桃尾・松尾・難波法律事務所

弁護士数：弁護士51名、アドバイザー1名、外国弁護士2名
(2021年11月1日現在)
〒102-0083
東京都千代田区麹町4-1 麹町ダイヤモンドビル
TEL:03-3288-2080 / FAX:03-3288-2081
URL: <https://www.mmn-law.gr.jp/>
Mail: mmn@mmn-law.gr.jp

1989年4月に、「真に依頼者から信頼

される法律事務所であること」という理念を掲げ、現在のネーミング・パートナーである3人の弁護士を中心に発足。事務局を含めた所員同士がそれぞれの人柄や仕事を理解・信頼し、互いにフォローし合える関係性を維持させるとともに、開設以来築き上げてきた事務所の文化を維持・共有しながら、着実に成長・発展させていく方針を採用。現在、約50名の弁護士が所属しており、オフカウンセルとして、2名の元裁判官、1名の元検察官が所属しているほか、外国弁護士2名、アドバイザーとして公正取引委員会の出身者が在籍している。



お問い合わせ先

Tel:03-3288-2080

Mail: mmn@mmn-law.gr.jp

山下総合法律事務所

企業法務の作法を重んじつつ、 先端分野への挑戦を続ける

「企業法務の作法」を重んじる

——今年で設立から5年目を迎えられたということですが、山下総合法律事務所の概要と特色について教えてください。

山下：当事務所は私が以前の事務所（柳田国際法律事務所）から独立して2016年8月に設立し、現在では9名の弁護士と1名の外国弁護士（中国）が所属しています。私も含め、メンバーには渉外事務所企業法務の経験を積んだ者も多く、ベンチャーから大手・金融までさまざまな企業をサポートする体制が整ってきました。特に上場企業等の法務には「作法」があります。具体的には、社内外の様々なステークホルダー（株主や規制当局、取引先、従業員など）の利害を正しく理解しながら、理論と実務の両面で「座りのよい」結論へと導かれるようサポートすることが大切です。その際には、企業の中の方々の「顔」やプロセスを想像し、どうやったら社内調整がスムーズに進むかも一緒に考えます。そのためにも、法的素養はもちろん、実地での企業法務経験や、人の心の機微を感じ取る力が欠かせません。



塚原：法的なスタンダードをそのまま伝えるだけでは、われわれの存在意義がありません。クライアントの真意を常に考え、達成したい目的に対して最適な方法とそれに伴うリスクを許容できるかという点を分析した上で、どのように回答すればクライアントにとって使いやすいかという点も踏まえたアドバイスを心がけています。「また一緒に仕事がしたい」と思ってもらえるために、クライアントにとってある意味「使いやすい」存在でありたいと考えます。

小藺江：クライアントに対するアドバイスについては、リスクばかり並べて、結局クライアントがどの方向に進んだら良いかが分からない、ということにならないよう心がけています。交渉の際に、相手方の弁護士が、自らのクライアントに対し、「それはあなたが考えることです」などと言っているのを目の当たりにすることもあります。そう言われたらクライアントは困るだろうと思いますし、弁護士がついている意味がないと思います。若手弁護士に対しても、クライアントは「この件で、あなたはどうか考えるのか、どう解決するのか」を求めているのであって、判例・教科書の解説を求めているのではないのだから、常に自分の意見を持つようにと普段から言っています。

新規分野への挑戦

——株式報酬やオルタナティブデータなど、新規分野の仕事に精力的に取り組まれておられますね。

塚原：5年ほど前に株式報酬の法制・税制面での整備がなされた頃に、今クライアントである証券会社から「株式報酬制度を広める手伝いをして欲しい」と依頼されたのがきっかけです。それ以降、会社法（役



山下聖志 弁護士



小藺江有史 弁護士



塚原雅樹 弁護士

最先端の実務を吸収しながら対応を進めています。これから花開く分野であり、黎明期のビジネスがマーケットで健全な発展をするような、業界への法務サポートができればと思っています。

「顧客のために」共有する思い

——これまでの軌跡、また将来のビジョンを教えてください。

塚原：この5年間で事務所の成長の基盤はできてきたのではないかと考えています。類似したバックグラウンドを持つ弁護士が多いことで、共通認識が得やすく、事務所のコアとなる業務を成長させるにはメリットも多かったのではないかと思います。一方で、様々なバックグラウンドの方に入所していただき、多様性のある事務所とすることで、業務分野を広げて、さらに顧客のニーズに対応できる体制にしていければと思っています。顧客のニーズに対して、常に顧客が期待する以上の成果を提供できる事務所にしていきたいと考えています。

——最近話題のオルタナティブデータについても力を入れておられるそうですね。

山下：オルタナティブデータとは、一般に、投資判断に使う情報のうち、適時開示・決算開示などの従来活用されてきた情報に代わる新たな情報を指します。例えばコンビニのPOSデータから店舗売上や商品分野の売上げなどを予測します。また、海外では衛星写真などでスーパーマーケットの駐車台数を計測し、売上予測を立てることもあるそうです。このように一般に入手可能なデータを投資に活用できるデータに変換する仕組みです。企業側としてはデータを販売・活用でき、投資家としては投資判断の材料の幅が広がる。

すでに一般社団法人オルタナティブデータ推進協議会という団体が設立・発足し、金融機関やコンサルティング会社、関連上場企業等が名を連ねていますが、われわれはリーガル面のサポートを担当いたしております。個人情報保護法、インサイダー取引規制などの適用が問題となりますが、議論は海外の方が進んでおり、現在、パートナーの小澤弁護士が

小藺江：私は、2020年11月に当事務所に入所しました。若い弁護士も多いですが、弁護士、秘書スタッフを含め、当事務所の構成員全員が成長意欲にあふれ、活気のある事務所であると感じています。当事務所の理念の一つとして、「構成員の能力と人間性を伸ばやかに成長・発揮させ、最大限の成果を挙げる」と掲げていますが、当事務所のパートナーの一人として、私自身の成長はもちろんですが、若手弁護士の成長の手助けもできるような、尽力していきたいと思っています。良い意味で若手弁護士と先輩弁護士とが刺激し合って、切磋琢磨し、それが骨太な事務所の構築、ひいてはクライアントの皆様の手助けにもつながると考えています。

山下総合法律事務所

弁護士数 弁護士9名・外国弁護士1名(2021年10月現在)
〒104-0031 東京都中央区京橋2-7-14
ビュレックス京橋7階
TEL: 03-6268-9511
URL: <http://www.y-lawoffice.com/>

ユアサハラ法律特許事務所

創立120周年を迎えた国内有数の法律事務所 —企業法務・知財訴訟・国際案件を得意とするビジネス・ファームのパイオニア

120年の歴史と実績

1902年創立の当事務所は、企業法務・知財業務・国際案件を扱う総合ビジネス・ファームとして国内外に知られています。

これまで、当事務所は、大型の買収案件、100億円を超える知財訴訟なども含めて、国内法務業界で確かな実績を残しています。

中小企業である依頼者にも、設立から、各種契約、労務に至るまで様々な法律問題に対して、きめ細やかなサービスを提供しております。

企業法務

企業法務は当事務所の中心的な取扱業務であり、多様な分野及び複雑な事実や技術の理解を要する案件へも対応できる体制を整えています。

1.紛争解決・訴訟対応

紛争解決業務は、当事務所が長年注力してきた主要業務の1つです。多様な事業分野での訴訟、交渉、調停、仲裁等の紛争解決案件を取り扱っています。

2.会社法・M&A

各種企業に関わる種々の法律相談や、各種規程の作成・変更、株主総会や取締役会の指導・運営・議事録等の作成業務を行っています。企業買収、事業買収、株式取得等のM&A・企業再編、合併契約についても豊富な経験を有しており、知財や先端技術に関わるデュー・デiligenceなどでは、特に強みを有しています。

3.商取引・各種契約

代理店契約、業務委託契約、製造委託契約、不動

産取引、秘密保持契約等の各種取引契約から、個々の業種に特異な契約まで、作成、点検、相談案件を幅広く取り扱っています。特に、各種製造業、商社、流通・小売業、IT、アパレル等の分野の取引に関しては、豊富な経験を蓄積しています。消費者向けビジネスにおける消費者契約法や特定商取引法等に関する事業者の立場での御相談にも対応しています。

4.労務

主に使用者側の立場において、労働法に関わる種々の法律相談、就業規則や各種社内規程の作成・変更、労務対応等を取り扱っています。また、労働紛争については、労働審判・訴訟において、使用者側の立場で数々の紛争案件の代理をしてきました。

5.独禁法・景表法・下請法ほか競争法関連

新製品開発や各種契約、企業同士でのプロジェクトや事業連携の場面などで問題となり得る独禁法や下請法、新規ビジネスの企画・展開の場面で問題となりやすい景品表示法について、法律相談、意見書作成、当局との対応に関する代理を行っています。

6.IT・AI・インターネット

IT・AI・インターネット関連で発生する各種法律問題、システム開発・ウェブサービス・電子商取引など技術の理解が必要な案件についても、当事務所は技術的知識を有した弁護士を擁し、迅速・的確な法務サービスの提供を行っています。

7.個人情報保護関連

企業の事業活動にとっては欠かせない顧客や従業員の個人情報保護について、各種の法律相談や社内規則、契約問題を取り扱っています。

8.企業危機管理・製造物責任・不祥事対応

突発的な危機や不祥事等(情報漏えい、製品事故等)が発生した際の対応や調査に関する多角的な相談にも対応しています。



高橋聖史 末吉剛 伊達智子 吉野海希
大西千尋 深井俊至 飯村敏明 磯田直也
(全て弁護士)

9.薬機法(旧薬事法)

医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法(旧薬事法))に関する調査・助言等及び医薬に関わる特許案件の対応を行っています。

知財業務

知財高裁元所長弁護士及び理工系を専攻した弁護士を擁して、知財に関する様々な案件を取り扱っています。特に、知財訴訟は、当事務所が最も得意とする業務です。

知財紛争予防のための問題検討や鑑定、各種知財取引契約、各種社内規則の作成・助言から、知財紛争の交渉、訴訟、特許庁での審判、税関における輸出入差止における代理まで、豊富な経験を有しています。

1.知財紛争の予防・解決

特許権・商標権・意匠権・著作権の侵害案件や不正競争など、知財紛争の予防・解決に取り組んでいます。紛争となる前の検討や鑑定から、紛争予防のための製品の改良、知財契約作成や、交渉、訴訟まで、豊富な経験に基づいて助言及び代理をしています。特許庁における審判から裁判所における侵害訴訟、審決取消訴訟の代理まで万全な態勢を整えています。

また、外国でのアクションを必要とする場合には、国際法務のネットワークを通じてグローバルな対応の支援も行っています。

2.知財契約

知財ライセンス契約、譲渡契約、担保契約、共同開発契約、秘密保持契約など各種契約の作成・点検

や法律相談業務を行っています。豊富な知財紛争の知識と経験を基に、紛争予防の観点からも適切な助言を行っています。

3.職務発明

職務発明対価(利益)請求に関する従業員との紛争や社内規程の作成、報奨制度の設計に関する法律相談について幅広く対応しています。

国際案件

当事務所は、世界約100カ国にメンバー事務所を有する国際法律事務所ネットワーク Terralex 及び欧州を中心とした国際法律事務所グループ Unilaw のメンバーとして、海外の多数の法律事務所と緊密な協力関係を有しています。これにより、国際的案件についても、迅速・的確かつきめ細やかに顧客のニーズに応えています。

外国法に基づく契約等のレビュー、外国法に基づく意見聴取、現地専門家とのチーム化による交渉、訴訟その他の法的対応、許認可・行政対応などにおいても、上記ネットワークを通じて、依頼者のニーズに対応しています。

ユアサハラ法律特許事務所
弁護士数:14名(2021年12月1日現在)
広告責任者:深井俊至(東京弁護士会)
〒100-0004 東京都千代田区大手町2丁目2番1号
新大手町ビル206区
TEL: 03-3270-6641
FAX: 03-3246-0334
URL: <https://www.yuasa-hara.co.jp>

SINCE 1902
YUASA AND HARA
ユアサハラ法律特許事務所

1902年創立の当事務所は、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士という専門家がそれぞれ中心となった法律部、特許部、商標意匠部、会計部から構成されている。企業法務・知財業務・国際案件を扱う総合ビジネス・ファームとして国内外に知られ、特に訴訟案件の対応に強みを有する。国内外に多くの依頼者を有し、迅速・的確な法務サービスの提供をモットーに、法務業界で確かな実績を残している。また、中小企業である依頼者にも、設立から、各種契約、労務に至るまで様々な法律問題に対して、きめ細やかなサービスを提供している。

遠藤輝好法律事務所

“Plain living and high thinking”

華美を求めず「高らかに思考する」

華美を求めず「高らかに思考する」

内部通報制度整備運用、不正調査業務、不正リスク管理(コンプライアンス)を得意としています。

ささやかな事務所ですが、学生が授業後にちょっと質問に来られるような「学生ラウンジ」もイメージしています。

神保町を歩いていると、「あれ、こんなところにキレイな花が咲いているな」と気づくことがあります。しかし、きっとその花は、昨年も、いや、私が神保町に通い始めた10年前も、そこで毎年キレイに咲いていたのかもしれませんが。なぜそれに気づかなかったのか、あるいは、気づかずに済んできたのか…コロナ禍はそういう問題を突き付けました。そして、そういう問題を考えることで、本当に必要なもの、本当はそうでないものが見えてくる日々です。コロナ禍に動ぜず、本質を見据え、高らかに思考したいと思います。

コンプライアンス制度のアップデートを

コロナ禍において、企業不正のカタチにも変化が生じている可能性があるように思います。例えば、リモートワークの中で盲点となるのはどこか。「リモート」という距離感は、企業に「人権感覚」をも求めているように思います。

内部通報制度について言えば、拾うべき情報とそうでない情報、拾いやすい情報と拾いにくい情報…を整理する必要があると思います。改正公益通報者保護法の施行を控え、また、内部通報制度認証(WCMS認証)のさらなる活用等も合わせて、コンプライ

アンス制度のアップデートのお役に立ちたいと思います。

(携帯ショップ店員を描いた小説から)

「スマホって、そもそも最初から最後まで未完成なんです」(中略)

スマホ界は常に動いていること。どんどん変化して環境に適応していくために、スマホもちょっとずつマイナーチェンジしていく必要があること。アップデートすることで不具合が生じることはたしかにあるけど、そういう失敗を重ねて改良されていくこと……。

「そのままの姿で新しいことにトライしたり、できることが広がったりするって、すごく素敵なことだと思うんです」(青山美智子『月曜日の抹茶カフェ』)

最初から最後まで未完成。だからこそ愛せるのだろうと思います。企業内の制度も同じなのだと思います。そこには企業の歴史と文化、時代が刻まれています。そして、時代は変化します。

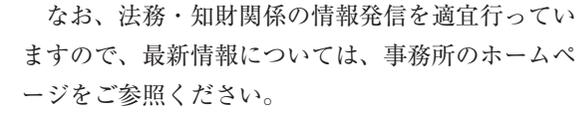
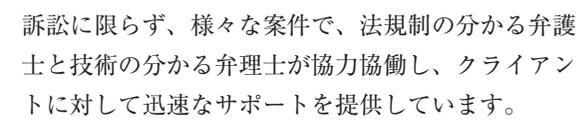
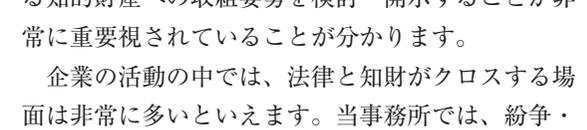
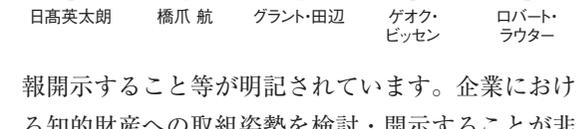
このような思いでコンプライアンスに取り組んでいます。

遠藤輝好法律事務所

弁護士数: 1名(2021年11月現在)
代表弁護士: 遠藤輝好(第二東京弁護士会)
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-7-12
巖松堂ビル9階
TEL: 03-3518-9951
URL: <https://eklo.jp/>
Mail: endo@eklo.jp

ゾンデルホフ&アインゼル法律特許事務所

多様性という
文化と歴史を武器に、
クライアントニーズに対応する
法務・知財の専門集団



当事務所は、1910年の設立以来、国内外の企業に対し、法務・知財に会計・税務を加えたワンストップサービスを提供しています。

取扱分野には、知的財産法務(特許、商標、意匠、著作権、不正競争防止法、ライセンス契約、知的財産関連の交渉・訴訟・紛争等)、会社設立・ジェネラルコーポレート、M&A、事業承継、ファイナンス、独禁法、労働、個人情報管理、ヘルスケア・ライフサイエンス、国際取引、紛争・訴訟、ホワイトカラー犯罪、不正調査・不祥事対応、ベンチャー・スタートアップ法務、金融・フィンテック、フェムテック、ファッションその他各種規制法・コンプライアンス対応、渉外親族・相続等があります。日・英・独・中国語に対応可能なメンバーが、国際的なネットワークを活かし、法律・文化の違いを理解した上でクライアントをサポートしています。

クライアントニーズへの対応

当事務所の特徴として、多文化、多様性に価値を置いて事務所の運営を続けてきたという文化と歴史があります。この歴史の中で培ってきた、多様なクライアントニーズに真摯に向き合う基本的姿勢を新型コロナウイルス感染拡大という予測不能な環境でもいささかも失うことなく、変化するビジネスや環境におけるクライアントや社会のニーズに向き合い、必要な支援を行うことを心がけています。

法務と知財の協働

2021年6月11日「コーポレートガバナンス・コード」の改訂版では、知的財産への投資等について情

報開示すること等が明記されています。企業における知的財産への取組姿勢を検討・開示することが非常に重要視されていることが分かります。

企業の活動の中では、法律と知財がクロスする場面は非常に多いといえます。当事務所では、紛争・訴訟に限らず、様々な案件で、法規制の分かる弁護士と技術の分かる弁理士が協力協働し、クライアントに対して迅速なサポートを提供しています。

なお、法務・知財関係の情報発信を適宜行っていますので、最新情報については、事務所のホームページをご参照ください。

ゾンデルホフ & アインゼル法律特許事務所
弁護士数: 19名(外国法事務弁護士3名を含む)(2021年9月15日現在)
代表弁護士: 伊佐次啓二(第二東京弁護士会)
〒100-0005 東京都千代田区丸の内1丁目6番2号
新丸の内センタービルディング18階
TEL: 03-5220-6500(代表)
URL: www.SE1910.com
Mail: law@se1910.com

お問い合わせ先
Mail: law@se1910.com

弁護士法人戸田総合法律事務所

#発信者情報開示
#削除請求
#炎上対策

削除・発信者情報開示での高い専門性

創業以来、インターネット誹謗中傷・風評被害に関する削除及び発信者情報開示を主力業務としております。対応実績サイトは国内のみならず国外を含めて多数にのぼり、ネット紛争の黎明期から先例のない事案に携わってきたことで、この分野においては業界をリードする事務所として実績を積み独自のノウハウを構築してまいりました。

当事務所が手掛けるネット関連対応件数は、年間数百件にのぼります。削除請求や発信者情報開示請求は、タイミングや手法の選択が肝要で、ときには何もしないとという選択肢も存在します。常に最善の解決策を提示できるのも、実績に裏打ちされた高い専門性によるものです。

近年は、書籍出版や弁護士向けセミナーの開催等を通じて、業界全体がネット関連紛争に対応できるよう積極的にノウハウを公開しております。代表弁護士中澤は、日弁連e-learningをはじめ、各地の弁護士会にて年間2～3回研修講師を務めております。

大企業から個人まで 幅広い事業規模、業種に対応

ご相談は行政、上場・中小・零細企業から個人まで幅広く、業種、業態も多岐に渡ります。企業からは転職系サイトや検索エンジン上の投稿等に関するご相談を多くいただきますが、事案背景を探る過程で問題の核心が社内運営そのものに行き当たることもあります。

インターネットやITを通じた事業活動が今後より発展していくなかで、レピュテーションリスクの



管理は大変重要です。誹謗中傷や風評被害をもたらす記事等の削除や発信者情報開示請求への対応だけでなく、対処中の広報活動の在り方、対処後の事象を見越した総合的なコンサルティング、また役員や従業員向けリテラシー向上セミナーの実施や対応マニュアル策定など、広報活動を裏側から支える存在として当事務所のリーガルサービスをご利用いただいております。

業界をリードする事務所として

インターネットは社会を支える重要なインフラになりました。今後もインターネットがインフラとして適切に機能するには、紛争や権利侵害に対する適切な法的サポートが必要です。これらの問題解決を通じて企業の権利や活動を守り、安全安心なネット社会の発展を目指すことをモットーとして、前例のない問題にも積極的に取り組んでいます。

弁護士法人戸田総合法律事務所

弁護士数: 7名(2021年12月1日現在)
代表弁護士: 中澤佑一(埼玉弁護士会)
松本紘明(第二東京弁護士会)

戸田オフィス
〒335-0023 埼玉県戸田市本町2-10-1 山昌ビル3階
東京オフィス
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル6階
TEL: 050-1751-1328(代表)
URL: <https://todasogo.jp/>
Mail: info@todasogo.jp

虎門中央法律事務所

ニューノーマルを切り開く
経済の法務パートナー

「経済の法務パートナー」として

当事務所は、1983年の創設以来一貫して、自己責任・自己判断の時代における最先端の法律事務所として、「経済の法務パートナー」を目指し、企業法務・金融法務を中心に、国内外の訴訟・紛争解決、企業危機管理及び企業コンプライアンスの確立、M&A・企業再編・組織再編、知的財産権、人事・労務、資金調達、渉外・国際取引など、顧問先・依頼者の皆様が各種企業活動を展開するために必要なあらゆる分野の法務サービスを提供しています。

「虎中」の3つのポリシー

また、当事務所は、「FOR THE CLIENTS」、「NEVER GIVE UP」、「FIGHT FOR JUSTICE」のポリシーのもと、所属する全弁護士・スタッフが、顧問先・依頼者の皆様のご依頼・ご期待にお応えするために全員一丸となり、日々業務に取り組んでいます。その結果、皆様からは高い評価を頂戴し、長年、「虎中」(とらちゅう)の愛称でご支持をいただいております。

有事の際に真価を発揮する 経験豊かな精鋭集団

一昨年からの新型コロナウイルス感染症の流行により、企業活動は大きな変革を迫られ、株主総会の非対面(バーチャル)での議事運営、テレワークを前提とした労務管理・情報管理、事業縮小やリストラなどの非常時対応など、新しい法的問題が日々生起しています。事業者としては、その1つ1つに対し、



最新の知見に基づく適切な実務対応を講じていく必要があります。

私たちは、バブル経済の崩壊、「100年に1度」と称されたリーマン・ショック、「想定外」と謳われた東日本大震災といった未曾有の事態においても、先述した3つのポリシーのもと、常に依頼者に寄り添い、リスク管理・危機管理上の課題に対する豊富な経験に根ざした最適なソリューションを提供して参りました。そして、これらの経験をもとに、コロナ禍においても同様に、事業者の皆様と共に難局を乗り越えて参りました。

私たちは、「他の誰かがオーソライズしてくれた正解」の提供に安住することなく、未だ形成過程にある「ビジネス法務のニューノーマル」の創造と確立を自らリードしていくために必要とされる深い知識、豊かな経験、そして溢れる気概を持った真のプロフェッショナルの精鋭集団です。虎中は、いかなる時代においても、皆様日々直面される危機や問題をチャンスに変えて更なる発展と飛躍の礎とされるためのお手伝いを全力で致します。

虎門中央法律事務所

虎門中央法律事務所 安理外国法務弁護士事務所(外国法共同事業)
弁護士数: 43名(外国法務弁護士を含む)(2021年9月21日現在)
代表弁護士: 今井和男(東京弁護士会)
〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目1-18
ヒューリック虎ノ門ビル(受付4階)
TEL: 03-3591-3281(代表)
URL: <http://www.torachu.com/>
Mail: torachu@torachu.com

弁護士法人東町法律事務所

100年の歴史が示す真価と進化
国内4拠点からクライアントと
世界をつなぐリーガル・ハブとして

創立100周年を迎える“老舗”

弁護士法人東町法律事務所は、1923年に神戸の街に「大白法律事務所」として誕生。1993年の「東町法律事務所」への名称変更を経て、2010年に法人化し、2023年に創立100周年を迎える“老舗”事務所です。

3つの理念と4つの拠点

当初より、全国規模の案件にも対応し、かつ、国際化にも対応できる総合法律事務所となるべく、3つの理念、①Teamwork（単なる弁護士の集合体ではなく組織として機能する）、②Quality（プロフェッションとして高品質の法的プロダクトをつくる）、③Communication（クライアントとのコミュニケーションを大切に弁護士が顔が見える）のもとに、神戸、東京、今治および大阪の4拠点から、国内外の多様な案件に対応できる体制を構築してきました。

国際案件

英語・中国語で対応可能な弁護士（英国・西オーストラリア州の有資格者を含む）を複数擁し、海外の法律事務所（米国、英国、ドイツ、オーストラリア、シンガポール、タイ、韓国、中国、台湾等）とも連携し、相談、交渉、仲裁、訴訟手続等の国際的な案件にも対応しています。また、ドイツおよび欧州に関する機動的なリーガルサービスを提供するため、ドイツ・デュッセルドルフにあるPETERS法律事務所と業務提携を結び、上海では、東町商務コンサルティング（上海）有限公司を設立しました。

伝統的な企業・行政法務に加え、 海事・物流等の独自分野でも躍進

業務分野は、コーポレート、事業再生・倒産、海



事・物流、危機管理・不祥事対応、医療・ヘルスケア、国際法務、税務、労務、金融、行政、IT・知的財産など多岐にわたります。近年は、海事・物流等の国際案件、事業再生案件の取扱が増えています。このような、幅広く、かつ専門的なサービスを提供し続けるため、高検検事長・日弁連副会長・国税審判官・法案の立案担当・上場企業の社内弁護士等の経験者、社外取締役・監査役・教育委員との兼務者、海事補佐人・弁理士・税理士登録者、ヘルスケアファンドへの出向者、英米での留学・研修経験者など多様な人材を確保しています。

また、当事務所は、高品質の確保と相互教育のため、1つの案件を原則として複数の弁護士が担当するという複数受任体制を採用しています。

このような理念、創意工夫、人材確保により、永続的に進化し続ける事務所としての真価を発揮し、多くのクライアントからご支持をいただいております。

弁護士法人東町法律事務所

弁護士（外国法事務弁護士を含む）数：26人（2021年12月1日現在）
代表弁護士：上谷佳宏、木下卓男、幸寺 寛（すべて兵庫県弁護士会所属）

【神戸事務所】神戸市中央区京町80番 クリエイト神戸9階
TEL: (078) 392-3100

【東京事務所】千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル15階
TEL: (03) 3595-6651

【今治事務所】今治市旭町3-2-13 今治東京海上日動ビル3階
TEL: (0898) 35-3777

【大阪事務所】大阪市北区西天満4-9-12 リーガル西天満ビル
606号 TEL: (06) 6314-6010

URL: <https://higashimachi.jp/> Mail: info@higashimachi.jp

平山法律事務所

公正な取引をイノベティブな発想で実現する
独占禁止法・競争法分野のブティック事務所

公正取引委員会を動かし 公正な取引を実現する

独占禁止法は違法と適法の境目がわかりにくいといわれますので、独占禁止法や公正取引委員会という言葉に身構えてしまう企業もあるでしょう。

しかし、独占禁止法案件を専門的に取り扱う平山法律事務所では、弁護士登録以来一貫して独占禁止法分野に注力し、弁護士と公取委職員の双方の立場から実務に接してきた平山賢太郎弁護士が、クライアントの取引先や競合他社による独占禁止法違反行為を公取委へ申告して立入検査を開始させるなど、ビジネスを拡大する攻めのツールとして活用するための助言を行って成果をあげています。

平山法律事務所のクライアントは、総合電機メーカー、電子部品・自動車部品・食品・金属製品・医療機器・消費財等のメーカーから、都市銀行、クレジットカード会社、電力会社、放送局、デジタルプラットフォーム、システムインテグレーター、業界団体、法律事務所など幅広く、各業界の取引慣行をふまえた実務的な助言を提供しています。

経験と知見がイノベティブな 解決をもたらす

平山弁護士は公取委に3年間勤務し、立入検査、命令案作成、代理人弁護士との協議などを通じ、実務に対する深い理解を獲得しました。弁護士業復帰後には各地の独占禁止法専門弁護士と協働関係を築き、さらに知財専門弁護士や訴訟専門弁護士とのネットワークも活用して、全国から寄せられる多様な依頼にお応えしています。

平山弁護士は、立入検査案件において受任後ただ



ちに依頼者の事業部門の方から直接お話を伺い、ビジネスの観点から事案を理解して、取引実態に関する公取委の誤解を発見することに努めています。そのうえで、必要に応じ経済分析専門家や法学研究者と連携して対応戦略を構築し、イノベティブな主張を展開して成果をあげてきました。こうして生み出された新たな独占禁止法解釈は、案件終了後には研究者の論文によって紹介され、専門家に共有され将来の案件のための道標になっています。

プラットフォームビジネスの発展、コロナ禍などにより旧来の取引慣行は変容を迫られ、最先端の知見を実務へ適用する必要が高まっています。平山弁護士は九州大学法学部准教授として独占禁止法研究にも携わり、内外の実務家や研究者と交流し、公取委の競争政策研究センター客員研究員や経済産業省研究会の委員を務めることによって、新たな取引のあり方に関する最先端の知見を獲得し、新しい時代に対応した助言を提供する態勢を確立しています。

平山法律事務所

代表弁護士：平山賢太郎（第二東京弁護士会）
〒103-0028 東京都中央区八重洲1-4-16
東京建物八重洲ビル3階+OURS八重洲内
URL: <https://hirayamalawoffices.com/>
Mail: info@hirayamalaw.com

ホフマンアイトレ特許法律事務所

欧州の知的財産分野において、
約130年の経験に基づく
信頼性の高いサービスを提供



知的財産専門の弁護士・弁理士が 緊密に連携

知的財産は企業にとって大切な資産です。それに相応する法的保護を確実なものとするべく、ホフマンアイトレは1892年の設立以来、知的財産に特化した高品質なサービスに努めてきました。高い専門性と豊富な経験を元に、クライアントのニーズに応え、利益を最大限に保護しています。

ホフマンアイトレのエキスパートは、化学、バイオテクノロジー、機械工学、電気工学、IT等の分野において最先端技術を熟知しています。また、特許法・実用新案法、商標法・意匠法の他、営業秘密保護法、不正競争防止法、競争法等、知的財産が関連するあらゆる法分野に精通し、業界において高い評価を得ています。

国際的な視点

ホフマンアイトレでは約140名の弁理士と弁護士が連携し、ドイツを中心に、イギリス、オランダ、スペイン、イタリアの欧州5か国7都市のオフィスで欧州全域にわたる戦略を考案し、実行に移しています。弊所エキスパートの国籍は20か国に及び、日本語をはじめ、多くの言語で対応しています。また、長年にわたり確立された世界各地の特許法律事務所とのネットワークを駆使し、迅速な対応が可能です。

国際的な視点をもつことで、知的財産保護の充実を図っており、日本企業をはじめとした、多くのクライアントの欧州へのゲートウェイとしてご活用いただいています。

高い実績

ホフマンアイトレの専門性と国際的な視点は、知的財産戦略を成功に導く鍵となっています。

弊所のエキスパートは、知的財産権の権利行使のみならず、欧州特許をめぐる異議手続や各国の無効手続等の防御措置に長けており、欧州で業界屈指の実績をあげています。その成果は紛争解決型の業務に限らず、知的財産分野の各種契約や交渉等に及び、多くの表彰を受けています (Managing Intellectual Property、Financial Times、Juve等)。

知的財産の保護がますます重要となっているデジタル・ネット時代において、ホフマンアイトレは信頼と期待に応え、クライアントの知的財産を最大限に保護するよう、日々たゆまぬ努力を重ねています。

ホフマンアイトレ特許法律事務所
HOFFMANN EITLE Patent- und Rechtsanwälte PartmbB
各国弁理士約20名、欧州弁理士・各国弁理士約120名他(総勢約400名)
Arabellastraße 30, 81925 Munich, Germany
TEL: +49 (0) 89 92 409 0
Mail: pm@hoffmanneitle.com
URL: <https://www.hoffmanneitle.com/jp/>

BOOKS
& 書籍紹介
SEMINAR
セミナー紹介

●アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業

M&A・投資における
外為法の実務

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
[編] 新城友哉、松本 拓[編著]



日本と外国との間の資金や財・サービスの移動などの対外取引に広く適用される外為法と関連法令について、M&Aおよび投資という観点から解説した日本で初めての実務解説書。

2,860円(税込)
2020年12月
中央経済社
A5判/216頁

企業法務における
ナレッジ・マネジメント

森下国彦、村山由香里、門永真紀[著]



最新の法令動向や過去の案件から得られたノウハウの整理等について、大手法律事務所が実践する手法を披歴のうえ、企業法務のナレッジ・マネジメントに関する適切な体制作り・実践方法を指南。

2,640円(税込)
2020年10月
商事法務
A5判/200頁

実務で役立つ世界各国の
英文契約ガイドブック

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
[編]



世界の主要各国において、各国現地企業と現地法に準拠した英文契約を締結する場合に必要基礎知識や実務上のポイントを解説。初心者・初学者にもわかりやすい入門書。

3,630円(税込)
2019年4月
商事法務
A5判/300頁

●TMI総合法律事務所

実務逐条解説
令和元年会社法改正

TMI総合法律事務所 コーポレートプラクティスグループ[編著]



令和元年改正会社法の主要内容につき、改正の趣旨と沿革を踏まえながら逐条解説。従前の実務上の課題と解釈上の問題の所在を明確化しつつ、今後問題となり得る論点を検証。

5,500円(税込)
2021年4月
商事法務
A5判/496頁

同一労働同一賃金対応の
手引き(第2版)

TMI総合法律事務所 労働法プラクティスグループ[編著]



ガイドラインや行政通達、最新の裁判例を踏まえ、専門の弁護士が実務的な対応を解説。実務Q&Aのほか、各待遇に関する判断が一目でわかる主要裁判例集も収録している。

3,630円(税込)
2021年7月
労務行政
A5判/336頁

イスラエルビジネスガイドブック

ビジネス環境・法務・税務
田中真人、栗田宗樹[編著] 神津隆幸、和泉義治、タイ・ファルプ[著]



スタートアップ天国イスラエルのエコシステム、日系企業が進出・投資する際の法務・税務上の留意点を含む、イスラエルでのビジネスに必要な実務的な情報を概説。

4,180円(税込)
2021年7月
商事法務
A5判/330頁

●石寄・山中総合法律事務所

就業規則の法律実務(第5版)

石寄信憲[編著]
平井 彩、石寄裕美子、豊岡啓人、高安美保、田中朋斉[著]



働き方改革関連法や民法改正を受けた就業規則の各種改訂、ハラスメント防止規程の新規収録など、第4版以降の法改正および最高裁判例を踏まえ、大幅に加筆修正した決定版!

7,920円(税込)
2020年7月
中央経済社
A5判/1120頁

同一労働同一賃金の
基本と実務(第2版)

石寄信憲[編著] 石寄裕美子、佐々木晴彦、豊岡啓人、山崎佑輔、市川一樹、高安美保、石寄大介[著]



令和2年10月の最高裁5判決の内容と企業への影響を、雇用形態や労働条件(給付)別に詳しく検討。大幅に加筆し資料もさらに充実。今後の実務対応がわかる最新の第2版!

5,940円(税込)
2021年3月
中央経済社
A5判/664頁

労働行政対応の法律実務
(第2版)

石寄信憲[編著] 小宮純季、豊岡啓人、山崎佑輔、市川一樹、石寄大介[著]



労働行政に対する使用者の対応等を整理・紹介した好評第1版に、働き方改革関連法や、労働施策総合推進法を含めた行政指導等の対応策について大幅に加筆した待望の第2版!

10,450円(税込)
2021年11月
中央経済社
A5判/1376頁

●森・濱田松本法律事務所

コーポレートガバナンス・コードの
実務(第4版)

澤口 実[監修]
内田修平、小林雄介[編著]
吉田瑞穂、奥田亮輔、千原 剛、香川純奈、荻野 績、河西和佳子[執筆]



各社の実情に応じたCG実現のために活用されてきた好評書の最新版。2021改訂コード内容や前版刊行後の実務の進展を踏まえ、上場会社の役員・実務担当者らが知っておくべき点を解説。

3,740円(税込)
2021年10月
商事法務
A5判/288頁

雇用調整の基本

人件費カット・人員削減を適正に行うには
森・濱田松本法律事務所[著]
安倍高一、西本良輔、秋月良子、上田雅大、五十嵐充、宇賀神崇、南谷健太、芝村佳奈、澤 和樹、須賀裕哉、平岡 優、山岡孝太、湯浅 哲、奥田敦貴、中村太智、山田翔太郎、小林美智、岸本直也[執筆]



緊急事態宣言前後における休業手当の支払の有無、事業縮小を要する企業の人員削減や再配置、雇用調整や人件費削減の在り方・課題を、法的側面と実務面から解説。

3,850円(税込)
2021年10月
労務行政
A5判/280頁

オーナーの視点から考える事業
承継型M&Aの法務・税務戦略

小山 浩、園田観希央[編]
浅井大輔、丹羽翔一、加藤裕之、山川佳子、鷹尾征哉、丸山木綿子[著]



事業承継を検討しているオーナー経営者がM&Aを活用して最適な結論を得るための基礎知識から説き起こし、中小企業に特有の実務問題を法務・税務の観点から解説。

3,520円(税込)
2021年9月
中央経済社
A5判/288頁

●シティユーワ法律事務所

法律実務のためのデジタル・フォ
レンジックとサイバーセキュリティ
櫻庭信之ほか[著]



デジタル時代の企業を守るための1冊。国内外の関連法・裁判例の最新情報と技術、有事のインシデント初動対応から訴訟まで、第一線の研究者・裁判官・弁護士が解説。

3,960円(税込)
2021年8月
商事法務
A5判/324頁

弁護士に聞く
電力小売営業シーン別Q&A
島田雄介[著]

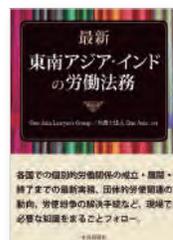


ネット販売での書面交付の仕方は? 「クリーンな電気」をPRしてもOK?等、36のQ&Aを収録。現場の営業から営業方針を企画・立案する管理者まで、電力小売営業にかかわる人必携。

1,980円(税込)
2019年12月
日本電気協会新聞部
A5判/124頁

●One Asia Lawyers Group/ 弁護士法人One Asia

最新 東南アジア・インドの労働法
One Asia Lawyers Group/ 弁護士法人One Asia[著]



労働法の法理論にとどまらず、現場における商慣習、労働慣習までを網羅した、東南アジア(ブルネイ除く)・インドにおける各国労働法に一覧性を持ってアクセスできる書籍。

8,470円(税込)
2021年4月
大成出版社
A5判/692頁

メコン諸国の不動産法—メコン
地域における不動産投資よりスムーズかつ
安心なものに
村上暢昭、藪本雄登、内野里美ほか
[著]



メコン諸国(タイ、ベトナム、カンボジア、ミャンマー、ラオス)現地に居住する弁護士、専門家が、現地の不動産に関する法制度や習慣等についてわかりやすく解説。

3,740円(税込)
2017年9月
大成出版社
A5版/304頁

南アジアの法律実務
弁護士法人One Asia/ 南アジアプラク
ティスチーム[著]



投資規制、会社制度、労働法、清算法制、競争法、知的財産法、不動産法制、紛争解決制度など、南アジア各国の関連法制度を詳細に解説。

5,940円(税込)
2021年9月
中央経済社
A5版/472頁

●弁護士法人大江橋法律事務所

**優越的地位濫用規制と
下請法の解説と分析** (第4版)
長澤哲也 [著]



4,840円 (税込)
2021年11月
商事法務
A5判/528頁

法務担当者、調達担当者が真に知りたい実務対応を最先端の弁護士が理論的に解き明かす。下請法の全体像を体系的・網羅的に解説し、実務で直面する問題を解決へ導く羅針盤となる書籍。

**Q&Aでわかる
業種別 下請法の実務**
長澤哲也・小田勇一 [編著]



3,080円 (税込)
2021年4月
学陽書房
A5判/256頁

下請法の経験が豊富で信頼ある著者陣が、建設業、広告産業、金属産業などの17の業種について「よくある相談・論点」を解説。企業法務に携わる実務家必携の1冊。

新型コロナウイルスと企業法務
— with corona / after corona の法律問題
竹平征吾、牟礼大介、細野真史、浦田悠一 [編著]



4,180円 (税込)
2021年3月
商事法務
A5判/368頁

新型コロナウイルス禍で直面する企業法務の課題について、当事者としての実体験を踏まえながら分野別に解説。

●弁護士法人東京スタートアップ法律事務所

スタートアップの法務ガイド
弁護士法人東京スタートアップ法律事務所 [編著]



2,860円 (税込)
2021年10月
中央経済社
A5判/212頁

企業経営に携わるうえで知っておくべき基本的な法律知識を俯瞰し、適法性調査など企業の成長フェーズごとに生じる法律問題を、スタートアップ法務に詳しい弁護士が解説!

●弁護士法人樋口国際法律事務所

**ポイントがわかる!
国際ビジネス契約の基本・文例・交渉
樋口一磨 [著]**



2,800円 (税込)
2019年10月
日本加除出版
A5判/272頁

秘密保持、売買・供給、販売店・代理店、生産委託という登場頻度の高い国際契約につき、標準的な条項例、立場に応じた留意点、交渉のコツまで、ポイントをわかりやすく解説。

●弁護士法人北浜法律事務所

**企業法務で知っておくべき
税務上の問題点100**
米倉裕樹、中村和洋、平松亜矢子、元氏成保、下尾裕、永井秀人 [著]



4,180円 (税込)
2021年9月
清文社
A5判/452

企業法務に関する相談を受けた際に知っておくべき留意点・対応策を、法務・税務の両方の観点から検証。企業法務に特化した税務問題についてQ&A100問を収録。

～法律構成の違いがわかる!～
**依頼者の属性別 弁護士が知りたい
キャッシュレス決済のしくみ**
金子宏直 [編著]
(堀野桂子、太田慎也執筆参加)



3,520円 (税込)
2021年10月
第一法規
A5判/264頁

弁護士がキャッシュレス決済に関する法律相談を受けた際に適切なアドバイスができるよう、依頼者の属性別に、問題となる論点、決済手段の仕組みや法律構成の違いについて解説する唯一の書。

●長島・大野・常松法律事務所

株主間契約・合併契約の実務
藤原総一郎 [編著]
大久保圭、大久保涼、笠原康弘、粟谷翔、加藤嘉孝、宇治佑星 [著]



3,080円 (税込)
2021年9月
中央経済社
A5判/240頁

株主間契約について個別条項の内容と留意点、また、事業会社間同士の場合、金融投資家・個人が契約当事者となる場合、出資比率が異なる場合など、取引類型別の留意点を解説しています。

**日米実務の比較でわかる 米国アウトバ
ウンドM&A法務の手引き**

長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス [編]
大久保涼 [編集代表・著]
北川なつ子、佐藤恭平、堀内健司、遠本麻佑子、加藤嘉孝、下村祐光 [著者]



3,850円 (税込)
2021年3月
中央経済社
A5判/312頁

米国におけるM&Aを検討する日本企業に向け、米国の非公開/公開会社別の手続きや、CFIUS、競争法、輸出管理法、個人情報保護法など特有の規制を日本との比較から解説しています。

LegalTech

長島・大野・常松法律事務所 / MNTSQ株式会社 [編]
杉本文秀、藤原総一郎、埜尚義、森口聡、梅澤拓、柳澤宏輝、カオ小池、ミンティ、水越政輝、角田美咲、高橋宗鷹 [著]



1,980円 (税込)
2020年9月
金融財政事情研究会
四六判/224頁

契約書の管理やドラフティング、電子契約、不正調査、訴訟手続、リーガル・リサーチ等における具体的なサービスの導入事例に触れながら、企業法務における業務を大きく変革するリーガルテックの実態と将来像について解説しています。

●創・佐藤法律事務所

NFTの教科書
ビジネス・ブロックチェーン・法律・会計まで
デジタルデータが資産になる未来
天羽健介、増田雅史 [編著]
(斎藤創、浅野真平、今成和樹執筆参加)



1,980円 (税込)
2021年10月
朝日新聞出版
四六判/320頁

NFTに興味をもつすべての方を対象とし、ビジネスや技術といった社会実態から法律・会計・税務上の取扱いなどの制度面に至るまで幅広くカバーした総合的なテキストブック

**Q&A 投資事業有限責任組合の
法務・税務** (改訂版)
ファンド法務税務研究会 [著]



5,940円 (税込)
2020年5月
税務経理協会
A5判/536頁

ファンドで一般的に用いられる投資事業有限責任組合に関する法務・税務に関して、第一線でファンド組成に携わってきた弁護士・税理士による実務視点のQ&A

スタートアップ投資契約
—モデル契約と解説
穴戸善一=ベンチャー・ロー・フォーラム
(VLF) [編]



5,940円 (税込)
2020年12月
商事法務
A5判上製/420頁

スタートアップ投資に関するモデル契約を示すとともに最新の実務を解説。スタートアップ投資関係者の必携書。

●フォーサイト総合法律事務所

IPO実践ケーススタディ
日本IPO実務検定協会、EY新日本有限責任監査法人、フォーサイト総合法律事務所、あいわ税理士法人、宝印刷株式会社 [編]



4,950円 (税込)
2021年12月 (予定)
中央経済社
A5判/360頁

短期間でIPO準備の実践能力が身につけるため、監査法人、弁護士、公認会計士、税理士、印刷会社の各専門家がケーススタディによりIPO準備実務を解説。

日経ムック まるわかり! 起業 & IPO (仮題)

日本経済新聞出版 [編]、有限責任あずさ監査法人、フォーサイト総合法律事務所 [協力]



2022年1月上旬予定
日本経済新聞出版
A4変型版、フルカラー、112頁予定

起業し、IPOを目指すためにはどうすればよいのか。ビジネスモデル作り、資金調達、人事・組織戦略、コンプライアンスなど必須の知識を解説。

**実務が変わる!
Q&A民事裁判手続IT化**
東京弁護士会法友会 [編]



3,630円 (税込)
2021年4月
ぎょうせい
A5判/296頁

2021年2月公表の「中間試案」を盛り込んだ民事裁判手続IT化の最新内容。今後の民事裁判実務は何か変わるのか、知っておきたい実務のポイントを48のQ&Aでわかりやすく解説。

●ベンチャーラボ法律事務所

実践 会社役員のための法務ガイド
淵邊善彦[著] (作画/木村容子)



3,740円(税込)
2021年8月
中央経済社
A5判/304頁

主に役員が知っておくべき企業法務に関する50のテーマを厳選。ビジネスの現場で活用できる法的な知識や、事業を進める上でのリーガルセンスを身につけることができるガイド。

困った時にすぐわかる! トラブル対策のコツ 経営者になったら押さえておくべき法律知識
淵邊善彦[著]



1,980円(税込)
2021年3月
第一法規
四六判/160頁

経験の浅い経営者が躓きやすいトラブル事例を厳選してストーリーにしておき、それに対応した解説により場面別に学べる。法律知識の無い経営者がすきま時間にも手軽に学べる書籍。

トラブル事例でわかる アライアンス契約
交渉から終了までのポイントと契約条項例
淵邊善彦[著]



3,080円(税込)
2020年11月
日本加除出版
A5判/264頁

アライアンスに関する法的知識をコンパクトに解説した上で、トラブル事例を紹介し、その解決法や予防法を検討。著者の経験した案件や裁判例をもとに構成した49事例について、条項例を交えて解説。

●弁護士法人戸田総合法律事務所

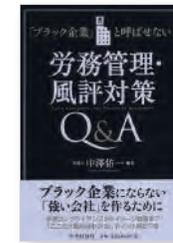
インターネットにおける 誹謗中傷法的対策マニュアル
(第3版)
中澤佑一[著]



3,300円(税込)
2019年8月
中央経済社
A5判/388頁

ネットトラブルの構造を基本から詳しく説明。サイトやプロバイダごとの対応を豊富な書式を用いて紹介しながら最新のトピックスを解説した、ネット案件対応時必携の一冊。

「ブラック企業」と呼ばせない! 労務管理・風評対策Q&A
中澤佑一[編著]



3,080円(税込)
2016年2月
中央経済社
A5判/264頁

企業をターゲットにした悪評を一蹴。Q&Aでポイントを簡潔に説明しつつ「ブラック企業」のレッテルを貼られないような労務管理体制の構築と風評対策についてやさしく解説。

法律のプロが教える 脱ハンコの進め方
(新しい働き方の教科書2)
弁護士法人戸田総合法律事務所[著]



1,650円(税込)
2021年10月
ジャムハウス
B5判/112頁

脱ハンコを実現したいけれどやり方が分からない。そんな企業に向けて、アフターコロナ時代を見据えた脱ハンコの進め方を弁護士が解説。テンプレートや規程のサンプルも豊富に収録。

●桃尾・松尾・難波法律事務所

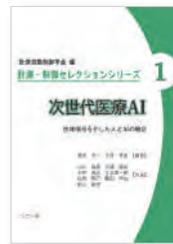
データ戦略と法律(改訂版)
松尾剛行、胡悦ほか[著]



3,190円(税込)
2021年7月
日経BP
A5版/437頁

データ戦略に関する法務に関する共著書。当事務所の中国弁護士である胡悦と北京大学法学博士の松尾剛行が中国情報法についてその時点の最新状況をまとめました。

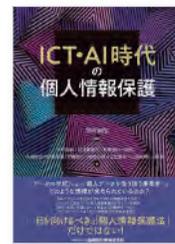
次世代医療AI
一生体信号を介した人とAIの融合
松尾剛行ほか[著]



4,180円(税込)
2021年6月
コロナ社
A5版/257頁

医療用AIに纏わる法律問題、とりわけ生体信号を利用したAIに関する医療情報法に纏わる問題について、慶應義塾大学非常勤講師として医事法演習を担当する松尾剛行が共著しました。

ICT・AI時代の個人情報保護
松尾剛行、胡悦ほか[著]



2,750円(税込)
2020年10月
金融財政事情研究会
A5版/276頁

ICT・AI時代における個人情報保護に関する共著書。当事務所の中国弁護士である胡悦と北京大学法学博士の松尾剛行が中国情報法についてその時点の最新状況をまとめました。

●弁護士法人東町法律事務所

企業不祥事インデックス
(第2版)
上谷佳宏ほか[編著]



2,860円(税込)
2019年5月
商事法務
A5判/296頁

公表されている客観的な情報に基づき、見開き2頁で136の具体的な事案のエッセンスを正確に紹介。過去の不祥事という最良の教材から学び、現在に備えるための必携の実務書。

一問一答 平成30年商法改正
松井信憲ほか[編著] 山下和哉[共著]



4,400円(税込)
2018年11月
商事法務
A5判/344頁

平成30年5月に成立した商法(運送・海商関係)改正の趣旨・内容を、立案担当者が一問一答形式で解説する。条文の実質的な対応関係を示す新旧対照表を収めた実務家必携の一冊。

改訂版 自治体職員のための 災害救援法務ハンドブック
一備え、初動、応急から復旧、復興まで—
中村健人ほか[著]



2,090円(税込)
2021年8月
第一法規
B5判/196頁

自然災害時の救援対応に当たる自治体職員が、法的根拠に基づき地域の実状や被災地の状況に応じて「こんなときはこうする」を速やかに知ることができる実務必携ハンドブック。

●増田パートナーズ法律事務所

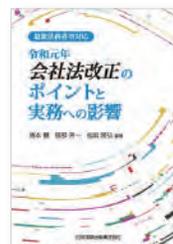
遵守の強制から誇りある行動を導く エモーショナルコンプライアンス
増田英次[著]



3,520円(税込)
2021年6月
中央経済社
A5判/260頁

VUCA時代に適応するコンプライアンス体制の構築に必要な取り組みを解説。「エモーショナルコンプライアンス」という新手法で内発的動機に基づいて不正を防止する。

最新法務省令対応 令和元年会社法改正のポイントと実務への影響
徳本穰(顧問)ほか[編著]
(西川達也、村島大介執筆参加)



4,400円(税込)
2021年3月
日本加除出版
A5判/396頁

弁護士・公認会計士・税理士等の実務家や各界の専門家、新進気鋭の研究者、総勢24名が、会社法改正の実務への影響を読み解く。最新法務省令を含めた実務への影響への理解は、この1冊で。

●中央経済社の書籍

書籍・雑誌・電子書籍のご購入は

ビジネス専門書Onlineへ!

<https://www.biz-book.jp/>



会社法施行規則・会社計算規則を完全収録！

会社法法令集 第十三版

中央経済社 編 A5判・748頁 定価3,520円(税込)

- 重要条文ミニ解説
- 会社法一省令対応表
- 改正箇所表示

付き

令和3年3月1日施行の令和元年改正会社法と令和2年改正会社法施行規則・会社計算規則を収録した決定版！変更箇所が一目でわかるよう表示。



本書の特徴

◆会社法関連法規を完全収録

本書は、平成17年7月に公布された「会社法」から同18年2月に公布された3本の法務省令等、会社法に関連するすべての重要な法令を完全収録したものです。

◆好評の「ミニ解説」さらに充実！

令和元年改正会社法、令和2年改正法務省令等を踏まえ、重要条文のポイントを簡潔にまとめたミニ解説の加筆・見直しを行いました。改正内容を端的に理解することができます！

◆改正箇所が一目瞭然！

令和元年改正会社法、令和2年改正法務省令による条文の変更箇所の色付けをし、どの条文がどう変わったのか、追加や削除された条文は何かなどが一目でわかります！

◆引用条文の見出しを表示

会社法条文中、引用されている条文番号の下に、その条文の見出し（ない場合は適宜工夫）を色刷りで明記しました。条文の相互関係がすぐにわかり、理解を助けます。

◆政省令探しは簡単！条文中に番号を明記

法律条文の該当箇所に、政省令（略称＝目次参照）の条文番号を色刷りで表示しました。意外に手間取る政省令探しもこれでラクラク。

中央経済社

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業

グループ会社管理における実務上の留意点

～M&AにおけるPMIを含め、現実的かつ実効的なグループ会社管理について解説～

[講師] 龍野滋幹 弁護士
[開催日時] 収録日:2021年12月1日(水)
(2022年1月11日(火)17:00までアーカイブ配信中)

[開催場所] WEB
[参加費] ・一般:29,700円(税込)
・ディスクロージャー実務研究会会員:22,000円(税込)

[お問い合わせ] 株式会社プロネクサス
E-mail supportline@pronexus.co.jp
URL <https://p-support.pronexus.co.jp/home/files/open/20210928b.pdf>

デジタル・トランスフォーメーション(DX)時代のデジタルM&A法務戦略

[講師] 龍野滋幹 弁護士
[開催日時] 収録日:2020年10月9日(金)(アーカイブ配信中)

[開催場所] WEB
[参加費] 23,100円(税込)

[お問い合わせ] Business & Law 合同会社
E-mail seminar@businessandlaw.jp
URL <https://businessandlaw.jp/seminar/157606405/>

【緊急開催】まだ間に合う! 中国個人情報保護法の実務

～「今やること・今後やることアイテム」を解説～

[講師] 中川裕茂 弁護士、胡 絢静 中国弁護士
[開催日時] ご視聴可能期間:2021年11月8日(月)10時～
2022年2月8日(火)17時
お申し込み期限:2022年2月1日(火)17時まで

[開催場所] WEB
[参加費] 1名につき33,000円(税込)

[お問い合わせ] 株式会社 商事法務
電話番号 03(5614)5650
URL <https://www.shojihomu.co.jp/seminar?seminarId=16314079>

石寄・山中総合法律事務所

リモートワーク時代の労働法務

～労働時間管理、メンタルヘルスケア、ハラスメント対策などの新たな課題や今日的な労働トラブルと実務上の留意点～

[講師] 山中健児 弁護士
[開催日時] 令和4年2月25日(金)15:00～17:00

[開催場所] ZoomによるWEBセミナー
[参加費] 5,500円(税込)
(※顧問先企業は1社2名まで無料)

[お問い合わせ] 石寄・山中総合法律事務所 (TEL:03-3272-2821, Web: <https://www.iylaw.jp>)

問題社員が引き起こす労務トラブルへの法的実務対応

[講師] 江島健彦 弁護士
[開催日時] 令和4年4月14日(木)10:00～16:00

[開催場所] (株)労務行政セミナールーム, WEB同時配信
[参加費] 29,700円(税込) ※予定

[お問い合わせ] (株)労務行政 (Web: <https://www.rosei.jp/seminar/>)

育児・介護休業法の改正ポイントと企業対応

[講師] 橋 大樹 弁護士
[開催日時] 令和4年1月5日～同年2月7日配信

[開催場所] WEBセミナー(オンデマンド型)
[参加費] ゴールド会員26,400円(税込)
シルバー会員28,600円(税込)
会員以外31,900円(税込)

[お問い合わせ] みずほリサーチ&テクノロジーズ(株) (TEL:0120-737-132, Web: <https://www.mizuhosemi.com/>)

TMI総合法律事務所

【月例セミナーのご紹介】

TMI総合法律事務所では、毎月、オンライン配信(Vimeoによるオンデマンド配信)により、無料の「月例セミナー」を開催しております。今後の開催予定は、以下の通りです。

配信期間	テーマ	講師
2022年2月17日(木)～3月3日(木)	2022年定時株主総会の実務対応	弁護士 大野修平、和藤誠治
2022年3月中	実務担当者が押さえておきたい中国法務のポイント	弁護士 王嶺、中城由貴、包城偉豊

【特別セミナーのご紹介】

TMI総合法律事務所では、様々なトピックに対応して、「特別セミナー」も開催しております。

【無料WEBセミナー】TMI特別セミナー 「『弁護士×裁判官』目線での労働裁判実務を踏まえたリスクマネジメント」	
【講師】 弁護士 近藤圭介、小松香織 【開催日時】 2021年12月24日(金)～2022年1月14日(金)	【開催場所】 Vimeoによるオンデマンド配信 【参加費】 無料

最新情報は、当事務所のWebサイトにてご確認ください。

<https://www.tmi.gr.jp/eyes/event/>

【お問い合わせ】 TMI総合法律事務所

03-6438-5511(代表)

monthlyseminar@tmi.gr.jp

森・濱田松本法律事務所

【有料WEBセミナー】役員・管理職のための 実例で考えるハラスメント事例への対応	
【講師】 荒井太一 弁護士 【開催日時】 ご視聴可能期間 2021年12月3日(金)10時～2022年2月3日(木)17時 ※お申し込み期限 2022年1月27日(木)17時まで	【開催場所】 WEBセミナー 【参加費】 1名につき33,000円(税込) ※お申し込み1口に対し、1名様の受講に限ります。 ※視聴URLご案内後のキャンセルは一切お受けできません。

【お問い合わせ】 株式会社 商事法務 電話番号 03(5614)5650

URL <https://www.shojihomu.co.jp/seminar?seminarId=16169242>

【有料WEBセミナー】ヘルスケアビジネスに関わる実務担当者が押さえるべき薬機法のポイント ～令和元年改正薬機法および最新の規制当局・実務動向を踏まえて～	
【講師】 堀尾貴将 弁護士 【開催日時】 ご視聴可能期間 2021年12月6日(月)10時～2022年2月7日(月)17時 ※お申し込み期限 2022年1月31日(月)17時まで	【開催場所】 WEBセミナー 【参加費】 1名につき33,000円(税込) ※お申し込み1口に対し、1名様の受講に限ります。 ※視聴URLご案内後のキャンセルは一切お受けできません。

【お問い合わせ】 株式会社 商事法務 電話番号 03(5614)5650

URL <https://www.shojihomu.co.jp/seminar?seminarId=16094706>

【MHMマイページのご紹介】

2021年9月10日(金)より会員向けポータルサイト「MHMマイページ」を開設いたしました。本サイトでは、事務所主催セミナーのご視聴・お申込みのほか、各ニュースレターの配信登録・停止など様々なコンテンツをご用意しておりますので、ご興味をお持ちいただけましたら、是非ご登録いただけますと幸いです。

〈MHMマイページ詳細情報・新規登録はこちら〉<https://mypage.mhmjapan.com/ja>

One Asia Lawyers Group／弁護士法人One Asia

2022年版One Asia Lawyers Groupアジア駐在員入門／ビジネス法務塾ウェビナーシリーズ(1月から3月まで13カ国以上を対象)

【講師】 One Asia Lawyersグループ各現地弁護士	【開催場所】 Zoomセミナー 【参加費】 無料
【開催日時】 いずれも日本時間3時から6時(休憩10分)	
2022年1月14日(金) シンガポール編	2022年2月25日(金) カンボジア編
2022年1月21日(金) タイ編	2022年3月4日(金) ラオス編
2022年1月28日(金) マレーシア編	2022年3月11日(金) ミャンマー編
2022年2月4日(金) ベトナム編	2022年3月18日(金) ニュージーランド・オーストラリア編
2022年2月10日(木) インドネシア編	2022年3月25日(金) インド・南アジア編
2022年2月18日(金) フィリピン編	

【お問い合わせ】 One Asia Lawyersセミナー事務局 seminar@oneasia.legal

建設企業向け海外セミナー(仮)	
【講師】 江副 哲 弁護士 【開催日時】 1月24日(月)日本時間15:30～17:30	【開催場所】 Zoomセミナー 【参加費】 無料

【お問い合わせ】 One Asia Lawyersセミナー事務局 seminar@oneasia.legal

弁護士法人大江橋法律事務所

M&A実務セミナー シリーズ第6回クロスボーダーM&A	
【講師】 谷内 元 弁護士 【開催日時】 2022年1月28日(金)15時～16時	【開催場所】 WEBセミナー 【参加費】 無料

M&A実務セミナー シリーズ第7回M&Aアクティビズム	
【講師】 竹平征吾 弁護士 【開催日時】 2022年2月17日(木)15時～16時	【開催場所】 WEBセミナー 【参加費】 無料

M&A実務セミナー シリーズ第8回個人情報とM&A	
【講師】 中山貴博 弁護士 【開催日時】 2022年3月10日(木)15時～16時	【開催場所】 WEBセミナー 【参加費】 無料

【お問い合わせ】 弁護士法人大江橋法律事務所 セミナー事務局 seminar-toiwase@ohebash.com

最新情報は、当事務所のWebサイトにてご確認ください。 <https://www.ohebash.com/jp/seminar.php>

創・佐藤法律事務所

情報漏えいの実務対応と最先端のフォレンジック対策 ～企業内フォレンジック@ルームによる自社での解決法～	
【講師】 佐藤有紀 弁護士 【開催日時】 開催中	【開催場所】 YouTubeにて公開 https://youtu.be/3qa_n518QWs 【参加費】 無料

【お問い合わせ】 AOSデータ株式会社 legaldata_info@aos.com

創・佐藤法律事務所 丸の内オフィス plc@innovationlaw.jp

弁護士法人東京スタートアップ法律事務所

残業代を巡るトラブルへの対応とその予防策

[講師] 後藤亜由夢 弁護士
[開催日時] 2022年2月25日(金)16時～

[開催場所] ウェビナー開催
[参加費] 無料

[お問い合わせ] corporate@tokyo-startup-law.com

コロナ禍の債権回収対応について

～売掛金回収に困ったときできる取り組みについて弁護士が分かりやすく解説します!～

[講師] 森 哲宏 弁護士
[開催日時] 2022年3月9日(水)16時～

[開催場所] ウェビナー開催
[参加費] 無料

[お問い合わせ] corporate@tokyo-startup-law.com

創業株主が離脱するとき

～株の買取り・競業禁止義務・従業員の引き抜き防止など、対応必須の重要項目について弁護士が徹底解説!～

[講師] 後藤亜由夢 弁護士
[開催日時] 2022年3月23日(水)16時～

[開催場所] ウェビナー開催
[参加費] 無料

[お問い合わせ] corporate@tokyo-startup-law.com

増田パートナーズ法律事務所

買収防衛策の法務 —ライツプランを中心に—

[講師] 天野正人 弁護士
[開催日時] 2022年1月

[開催場所] オンラインセミナー
[参加費] 無料

VCファンド組成の法務

[講師] 西川達也 弁護士
[開催日時] 2022年3月

[開催場所] オンラインセミナー
[参加費] 無料

スタートアップ企業のファイナンスの法務、コンバーティブル投資手段(J-KISS型新株予約権・CB)

[講師] 天野正人 弁護士
[開催日時] 2022年5月

[開催場所] オンラインセミナー
[参加費] 無料

[お問い合わせ] 増田パートナーズ法律事務所
TEL:03-5282-7611 Email:info@msd-law.com Web:https://msd-law.com

※プログラム内容等は変更になる可能性があります。日時の詳細及び最新情報は、弊所ホームページをご確認ください。

丸の内総合法律事務所

【事務所セミナーのご案内】

当事務所は、企業の法務・人事部のご担当者向けに、コーポレート法関係、経済法関係、労働法関係、知的財産法関係、情報・テクノロジー法関係、渉外法関係、などについてのセミナーを開催しており、受講者を募集しております。セミナーの場所・日時等の詳細については、当事務所のホームページ(<http://www.marunouchi-sogo.com>)のセミナー紹介欄をご覧ください。

桃尾・松尾・難波法律事務所

〈書籍付〉紛争解決のためのシステム開発法務 【出版記念セミナー】

[講師] 桃尾・松尾・難波法律事務所 パートナー弁護士
松尾剛行

[開催日時] ライブ配信 22年3月24日(木)13時～15時
(22年3月下旬から録画配信予定)

[開催場所] オンライン(動画共有サイト「Vimeo」にて配信します。)

[参加費] 5,500円(消費税・書籍代・書籍送料込み)

[お問い合わせ] Business & Law 合同会社 セミナー担当
Email seminar@businessandlaw.jp
URL <https://businessandlaw.jp/seminar/mmn20220324/>

弁護士法人東町法律事務所

Time Charters研究会

[講師] 当事務所所属弁護士等
[開催日時] 2022年1月21日(金)、3月以降原則毎月開催

[開催場所] オンラインと当事務所4拠点
[参加費] 参加費なし

[お問い合わせ] hm_tc@higashimachi.jp
せ]

中小企業向けDXセミナー(仮)

[講師] 名倉大貴 弁護士
[開催日時] 当事務所HPに掲載予定

[開催場所] オンライン
[参加費] 参加費なし

[お問い合わせ] info@higashimachi.jp

自治体法務セミナー(2022年度第1回:地方自治法・地方公務員法の基礎)

[講師] 中村健人 弁護士
[開催日時] 2022年4月(詳細は当事務所HPに掲載予定)

[開催場所] オンライン
[参加費] 参加費なし

[お問い合わせ] info@higashimachi.jp

[ビジネス法務2022年2月号 特別付録]

BUSINESS LAW FIRMS 2022

[発行所]

 **中央経済社**

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-31-2

Tel 03-3293-3371 Fax03-3291-5127

URL <https://www.chuokeizai.co.jp>

表紙・本文フォーマットデザイン／伊藤尚彦

DTP／志岐デザイン事務所